

平成 27 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成 27 年 12 月 1 日 開会

平成 27 年 12 月 15 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成27年第4回美浜町議会定例会会議録目次

12月1日（火曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
承認第4号から議案第57号まで15件一括提案説明	3
散 会	6

12月3日（木曜日）第2号

議事日程	7
会議に付した事件	7
会議に出欠席した議員	7
説明のため出席した者の職、氏名	7
職務のため出席した者の職、氏名	7
開議の宣告	8
町政に対する一般質問	8
○1番 横田貴次君	8
1 美浜町の污水適正処理に対する将来的な取り組みについて。	
(1) 普及推進策で示した補助金の見直しの検討とは。	
(2) 商店や事業所、集合住宅に対し新たな施策を検討するとあるがどのような内容か。	
(3) 補助事業の見直しを具現化する財源確保の見込みは。	
2 合併処理浄化槽整備費用試算（集合住宅を除く世帯を対象）について。	
(1) 費用試算の市町村設置型の補助制度は平成6年度に創設されたと報じられている。この手法がこれまで検討されなかったのはなぜか。	
(2) 市町村設置型事業では満たさねばならない要件が多くあるが、それらを満たし事業実施できる見込みはあるのか。	
3 合併処理浄化槽設置事業の推進について。	
(1) 合併処理浄化槽の推進事業は実現性が感じられないが執行部はどのように感じているか。	
(2) 東部は公共下水道事業、西部は合併処理浄化槽事業を推進し都市計画税と一般財源から効率的にバランスよく支出することで污水の適正処理率を改善していくような取り組みは検討できないか。	

○11番 中川博夫君	17
1 中山池前の未利用町有地の活用について。	
(1) 未利用町有地の活用はどのような計画があるのか。	
(2) 竹炭焼きでこの場所を活用したい申し出があるが貸し出しは可能か。	
(3) 町内5～6カ所の竹炭焼場を1カ所に集める計画があるが、町の意向はどうか。	
(4) 利用計画がないならば5年から10年貸してはどうか。	
2 国道247号グリーンベルトについて。	
(1) 小野浦から灯台ラーメンまでのグリーンベルトの設置予定はどうなっているか。	
(2) グリーンベルトを設置する基準はあるのか。また、基準の内容は。	
○2番 荒井勝彦君	21
1 婚活事業全般について。	
(1) この番組がきっかけで結婚に至ったカップルは何組か。	
(2) 本町の負担金はいくらだったか。	
(3) 費用対効果をどのように考えているか。	
(4) 「出会いサポーター」の養成について、具体的にどのような人を対象に、どの位の予算で、どのような内容を考えているか。	
2 安心して受診できる医療体制の整備について。	
○8番 鈴木美代子君	27
1 美浜町の介護保険はどうなる。	
(1) サービスの提供主体を介護保険事業者から「住民ボランティア」「無資格者によるサービス」に置き換えていく準備はできているのか。	
(2) 特養ホームの入所待機者のうち要介護1・2は何人いるのか。	
(3) 利用者の負担を所得によって2割負担とする、影響の出る人は何人いるか。また、施設利用者で利用料が2倍近くになっていく人はいるのか。	
(4) 低所得者の施設利用者の食費・部屋代補助の削減で影響の出る人はいるのか。	
(5) 介護保険料がスタート直後の2倍(5,100円)になっているが、一般財源から繰り入れて保険料を少しでも低く出来ないか。	
2 布土小学校の通学道路の変更を。	
3 病児保育の実施を。	
4 小学校区の再編を。	
○7番 山本辰見君	36
1 防災に強い町づくりの課題。	
2 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の課題。	
(1) マイナンバー制度の導入の狙いは何か。住民にとって何がメリットでどのようなデメリット・負担が考えられるか。	
(2) 住民にとってどのような利用、活用がなされるのか。また、書類等に要請されたら、絶対に記入しなければならない義務か。	
(3) 漏洩の事故・問題があった場合、行政サイドによる個人被害者の保護はどのようにな	

っているか。

- (4) 通知カードを受け取らない場合、また、個人番号カードを申請しない場合などどのような対応になるか。罰則などはあるか。
- (5) セキュリティの面で事業者にとって対策の費用負担が心配されるが町内でどの程度準備されていると把握しているか。商工会などと連携して、対応指導を考えているか。
- (6) 準備段階における町の経費負担はどのくらいか。また、今後年間の維持管理費等での町財政負担はどのくらいの規模になるのか。
- (7) マイナンバーの情報をいつ、どことやり取りしたのか確認できるとなっているが、確実にこのことが保証されるのか。

3 美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015について。

- (1) この事業の国のねらい、美浜町のねらい、目的・目標の大きな柱は何か。
- (2) 28年度以降の大きな柱の事業はどのようなものと考えているか。その事業で勝ち取る目標は何か。
- (3) スポーツ交流拠点整備プロジェクトの交流人口増と、少子高齢化対策、定住人口増の目標とどのように関連するのか。
- (4) この事業を通じて若者の定着にどう結びついていくか。子育て支援策として、給食費の抜本的補助、保育料の2人目以降の無料化などを提案をしているが町長の決断を聞きたい。
- (5) しごとの創生とまちづくりから見たら、「住宅リフォーム助成制度」などはもっともふさわしい事業にならないか。

○ 4 番 横田全博君 4 6

1 美浜町内における蓋のない側溝について。

2 第6期介護保険事業計画について。

- (1) 現状において、在宅療養の継続にあたりどのような問題点があるのか。
- (2) 在宅療養を継続可能にするためには、どのような取り組みが必要か。
- (3) 地域包括ケアシステムをマネジメントしていく場合、どのようなものが必要か。
- (4) 情報の共有化が重要な要素となるが、どのように進めていくのか。
- (5) 今よりも業務量が増加することが予想されるが、必要な人材確保の見込みは。
- (6) ニーズに対応した生活支援サービスの進め方は。
- (7) 施設等も含め高齢者の住まいの確保の取り組みは。
- (8) 健康づくりや介護予防への取り組みは。
- (9) 介護保険料の見通しは。

○ 6 番 丸田博雅君 5 2

1 南海トラフ巨大地震における防災の取り組みについて。

- (1) 町防災会議の内容（要点）、会議のメンバー、会議の回数（年間）。また、防災会議がどのような位置におかれ活かされているのか。
- (2) 各区の自主防災組織に町としてどのような指導、助言などの対応をしているのか。
- (3) 防災マップ、非常時防災グッズ等もう少しきめ細やかな資料作成を指導できないか。

(4) 地域防災リーダー養成講座は、年間何回行い、その参加人数と内容は。	
(5) 町主催の災害訓練は、どのように行われているか。	
2 知多東部線（河和台から国道247号までを含む）、西部線の早期着工を。	
3 観光の活性化につながる道の駅事業をどのように考えていくのか。	
4 公共交通機関について。	
散 会	6 0

12月4日（金曜日）第3号

議事日程	6 1
会議に付した事件	6 1
会議に出欠席した議員	6 1
説明のため出席した者の職、氏名	6 1
職務のため出席した者の職、氏名	6 1
開議の宣告	6 2
町政に対する一般質問	6 2
○9番 野田増男君	6 2
1 地方創生について。	
(1) 今回の国の政策に対し、町としてどのような思いでいるか。	
(2) 「総合戦略2015」の制作にあたり、どのようなメンバーでパブリックコメント等を進めて来たのか。	
(3) 最重要政策・事業は多くあるが、まず何から取り組む考えか。	
(4) 26年度、「生活支援型」・「先行型」事業に対し、どのような成果があり、どのような期待をしているか。	
(5) 今年度「上乗せ交付金」に対しての事業内容は。	
(6) 近い将来「消滅」する自治体と報道されたが、町としてどのような思いか。	
2 若者世帯の定住促進対策について。	
(1) 美浜町はこのことをどのように考えているのか。	
(2) 美浜町にとって町営住宅とは、どのような意味をもっているのか。	
(3) 譲渡型若者定住促進住宅を考えてみてはどうか。	
○12番 石田秀夫君	7 1
1 県道奥田河和線の拡幅について。	
2 知多半島・美浜クリテリウムについて。	
(1) 中山池の町有地に対する考えは。	
(2) クリテリウムに対して、今後町は活性化策をとっていくのか。	
○5番 大崎卓夫君	7 5
1 町長の公約と財源との関連について。	
(1) 公約の実現に向けた予算を来年度計上するのか。	
(2) 本町の財政状況を誰にでもわかるように説明を。	

(3) 事業をやろうとする場合、その財源はどのように確保するのか。

2 人口問題と税収について。

(1) 転入・定住を促進するため、どのような方針で取り組んでいく予定か。

(2) 経済発展につながる企業誘致をするために、どのような取り組みを考えているのか。

(3) 少子化対策への取り組みとして、何をどのように進める予定か。

散 会 8 4

12月8日（火曜日）第4号

議事日程	8 5
会議に付した事件	8 5
会議に出欠席した議員	8 5
説明のため出席した者の職、氏名	8 5
職務のため出席した者の職、氏名	8 6
開議の宣告	8 6
承認第4号（質疑・討論・採決）	8 6
議案第44号（質疑・委員会付託）	8 7
議案第45号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第46号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第47号（質疑・委員会付託）	8 9
議案第48号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第49号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第50号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第51号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第52号（質疑・委員会付託）	9 0
議案第53号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第54号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第55号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第56号（質疑・委員会付託）	9 1
議案第57号（質疑・委員会付託）	9 2
発議第12号から発議第13号まで2件一括（提案説明・質疑）	9 2
発議第14号（提案説明・質疑）	9 5
散 会	1 0 0

12月15日（火曜日）第5号

議事日程	1 0 1
会議に付した事件	1 0 1
会議に出欠席した議員	1 0 1
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 2

職務のため出席した者の職、氏名	1 0 2
開議の宣告	1 0 2
議案第44号から議案第47号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 2
議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 6
議案第49号から議案第52号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 7
議案第53号から議案第54号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 9
議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 1
議案第56号から議案第57号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 2
発議第12号（討論・採決）	1 1 4
発議第13号（討論・採決）	1 1 5
発議第14号（討論・採決）	1 1 6
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 8
閉 会	1 1 9

平成27年12月 1 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

平成27年12月1日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第4号 専決処分事項の報告承認について

議案第44号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議案第45号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第47号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 指定管理者の指定について

議案第50号 指定管理者の指定について

議案第51号 指定管理者の指定について

議案第52号 指定管理者の指定について

議案第53号 指定管理者の指定について

議案第54号 指定管理者の指定について

議案第55号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

議案第56号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 横田 貴次 君

2番 荒井 勝彦 君

3番 大岩 靖 君

4番 横田 全博 君

5番 大崎 卓夫 君

6番 丸田 博雅 君

7番 山本 辰見 君

8番 鈴木 美代子 君

9番 野田 増男 君

10番 森川 元晴 君

11番 中川 博夫 君

12番 石田 秀夫 君

13番 杉浦 剛 君

14番 江元 梅彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24名）

町 長 神谷 信行 君

副町長 石川 達男 君

教 育 長 山 本 敬 君
 総 務 部 長 本 多 孝 行 君
 厚 生 部 長 岩 瀬 知 平 君
 建 設 部 長 齋 藤 功 君
 総 務 課 長 沼 田 治 義 君
 税 務 課 長 廣 澤 辰 雄 君
 住 民 課 長 茶 谷 佳 宏 君
 子育て支援課長 山 下 幸 子 君
 農業水産課長 天 木 孝 利 君
 環境保全課長 岩 本 健 市 君
 水 道 課 長 鈴 木 晴 雄 君

会 計 管 理 者 大 井 徳 男 君
 企 画 部 長 永 田 哲 弥 君
 経 済 環 境 部 長 齋 藤 博 君
 教 育 部 長 牧 守 君
 防 災 安 全 課 長 石 濱 克 彦 君
 秘 書 広 報 課 長 谷 川 徳 寿 君
 福 祉 課 長 西 田 林 治 君
 健 康 推 進 課 長 坂 本 順 一 君
 商 工 観 光 課 長 竹 内 康 雄 君
 土 木 課 長 鈴 木 学 君
 生 涯 学 習 課 長 河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩 本 修 自 君

主幹兼議会係長 夏 目 明 房 君

〔午前 9 時00分 開会〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

平成27年第４回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただきありがとうございました。

早いもので2015年のカレンダーもあと１枚となりました。ことし１年を振り返り、改選の年でもあり、新しい町政、新しい議会体制となりまして、皆様にとりましてもどのような思いの１年でありましたか。私自身はやはり自然災害が、また人的災害等が本当に多かった年ではなかったかなと感じております。また、けさのニュースでうれしいニュースがありました。消防団員が行方不明の女性を無事に保護したと、改めて消防団には感謝を申し上げる次第と、地域住民といたしましてはやはり心強く感じた記事でありました。

それでは、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りになるかしていただくようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第４回美浜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、まずもってお礼を申し上げます。

師走を迎えまして、ことしも早いもので残りわずかとなりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増し、いよいよ本格的な冬将軍の到来を実感させられるきょうこのごろでございます。議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただきますようお願いをするところでございます。

さて、私ども執行部は、この時期、来年度予算の編成作業を進めておりますが、住みよいまち、暮らしやすい

まちをつくることを第一の目標として取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましても、町行政に対して御指導、御協力、御助言、そして御支援をくださいますよう改めてお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成27年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告のあった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから、御確認を願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森川元晴君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において5番 大崎卓夫君、9番 野田増男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（森川元晴君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間と決しました。

日程第3 承認第4号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第57号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで15件一括提案説明

○議長（森川元晴君）

日程第3、承認第4号、専決処分事項の報告承認についてから議案第57号、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上15件を一括議題とします。

以上15件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明をお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、本日御提案申し上げますのは、承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを初めとして15件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速提案理由を御説明いたします。

初めに承認第4号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、台風被害による災害復旧及び個人情報セキュリティ対策のため、早急に予算を編成する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき9月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、台風18号の影響により、町内の道路49カ所、河川4カ所、農業用施設17カ所で土砂崩れなどがあり、これらの復旧工事を行う費用として2,952万2,000円を、マイナンバー制度の開始に伴い個人情報漏えいに対するセキュリティ対策を行う費用として123万2,000円をそれぞれ計上したものでございます。

その結果、平成27年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,075万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7,900万9,000円とするものでございます。

次に、議案第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例を制定するものでございます。

内容は、いわゆる番号法に定める個人番号及び特定個人情報の利用、提供に関する事務のほか、本町が行う社会保障、地方税、災害対策に関する事務等について、個人番号及び特定個人情報の利用、提供を可能にするため制定するものでございます。

施行日につきましては、番号法の附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日とするものでございます。

次に、議案第45号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、徴収猶予等の規定を追加し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、用語の整備を行うものでございます。

施行日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。ただし、第3条の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、損害補償の事由となった障害または死亡について、ほかの法律による年金たる給付が支給される場合に併給調整を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとし、平成27年10月1日から適用するものでございます。

次に、議案第47号、美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金と休業補償を支給する際に、法律による年金たる給付が支給される場合の補償の支給率を定める規定の表内の順番及び年金の表現等を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとし、平成27年10月1日から適用するものでございます。

次に、議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございますが、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、施行期日の一部を平成28年1月1日から改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日とするものでございます。

次に、議案第49号から議案第54号の指定管理者の指定についてでございますが、関連がございますので一括で御説明いたします。

議案第49号では、美浜町北方コミュニティ消防センターを北方区に、議案第50号では美浜町漁村センターを矢野区に、議案第51号では美浜町産業会館を美浜町商工会に、議案第52号では河和港観光総合センターを河和区に、議案第53号では千歳の家を切山区に、古布老人憩の家を古布区に、議案第54号では野間公民館を野間区長会に、布土公民館を布土区に、上野間公民館を上野間区に、奥田公民館を奥田北、中区に、河和南部公民館を河和南部区長会にと、それぞれ現在管理の委託をしております団体に公募によらない選定の方法で指定管理者を指定するものでございます。

以上、6議案について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ2,045万4,000円を減額し、補正後の予算総額を73億5,855万5,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず各款にわたり人事異動、年金の標準報酬制への移行、社会保険料の率の見直し等による人件費の増減を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費では、6目財産管理費において公用車の修繕及び購入に要する費用をそれぞれ計上いたしました。また、同款4項選挙費では、選挙管理委員会事務費において、選挙権の18歳への引き下げに伴う選挙人名簿システム改修に要する費用を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、3目障害者福祉費において、障害福祉サービスの給付増に伴う費用及び前年度障害者自立支援給付費負担金返還金の確定に伴う費用をそれぞれ計上いたしました。同款2項児童福祉費では、3目児童福祉施設費において、児童館の照明機器のLED化に伴う費用、また放課後児童クラブ運営費において、送迎用タクシー料金に要する費用の減及び河和児童クラブ増設整備工事に伴う設計業務委託料に要する費用をそれぞれ計上いたしました。4目子育て世帯臨時特例給付金支給事業費においては、給付金システム改修経費の減及び前年度子育て世帯臨時特例給付事務費補助金返還金の確定に伴う費用をそれぞれ計上いたしました。6目子育て世帯応援事業費においては、紙おむつ等購入費助成の給付増に要する費用を計上いたしました。

4款衛生費では、3項知多南部衛生組合分担金において、前年度繰越金の確定による分担金の減を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費では、5目農地費において農業集落家庭排水処理施設特別会計の補正に伴う繰出金の減を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、14款国庫支出金、1項国庫負担金においては、民生費国庫負担金とし障害福祉サービス費に係る障害者総合福祉事業費負担金及び過年度精算金をそれぞれ計上いたしました。

15款県支出金、1項県負担金においては、民生費県負担金として、障害福祉サービスに係る障害者総合福祉事業費負担金及び過年度精算金をそれぞれ計上いたしました。また、同款2項県補助金においては、総務費県補助

金として、選挙人名簿システム改修費に係る選挙費補助金を計上いたしました。

17款寄附金においては、民生費寄附金として、社会福祉費寄附金及び児童福祉費寄附金をそれぞれ計上いたしました。また、本補正による剰余金により18款財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

次に、議案第56号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ173万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4,968万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出においては、人事異動による人件費の所要額を減額計上し、歳入においては、一般会計繰入金及び水道会計負担金の減額をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第57号、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出におきまして139万2,000円を減額するものでございます。資本的支出におきましては244万2,000円を増額するものでございます。

内容でございますが、人事異動による人件費の所要額の増減を計上いたしました。これにより補正後の収益的支出は5億2,202万5,000円となり、資本的支出は1億9,217万3,000円となるものでございます。

以上、提出案件15件について慎重に御審議をいただき、全案お認めくださるよう重ねてお願いを申し上げ、提案理由の説明を終了いたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす12月2日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、あす12月2日は休会とすることに決しました。

来る12月3日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

〔午前9時24分 散会〕

平成27年12月 3 日（木曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

平成27年12月3日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	横田貴次君	2番	荒井勝彦君
3番	大岩靖君	4番	横田全博君
5番	大崎卓夫君	6番	丸田博雅君
7番	山本辰見君	8番	鈴木美代子君
9番	野田増男君	10番	森川元晴君
11番	中川博夫君	12番	石田秀夫君
13番	杉浦剛君	14番	江元梅彦君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	石川達男君
教育長	山本敬君	会計管理者	大井徳男君
総務部長	本多孝行君	企画部長	永田哲弥君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	斎藤功君	教育部長	牧守君
総務課長	沼田治義君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	西田林治君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	坂本順一君	農業水産課長	天木孝利君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	鈴木学君	都市計画課長	石川喜次君
水道課長	鈴木晴雄君	生涯学習課長	河村伸吉君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	主幹兼議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------	-------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

傍聴をされます皆様、早朝より足元の悪い中、お出かけいただき、まことにありがとうございます。今年は改選の年で始まり、新しい体制のもと町制60周年の節目の年を迎え、さまざまな行事、イベントが開催されました。行政、住民、各団体が一体となり盛大にとり行われましたことに心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。きょう、あす2日間の一般質問は、住民の代表として、また代弁として各議員が、美浜町が現在抱えている大きな問題、また今後の美浜町の将来を見据えた多くの難題に対して質問であります。どうか傍聴される皆様、生の議会を見ていただき、御意見、御感想等をお寄せいただき、お時間の許す限りおつき合いしていただきますことを心よりお願いを申し上げます。

また、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には10名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち、7名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

なお、今議会からタイマーを導入いたしましたので、質問者は残り時間を確認し、質問するようにしてください。5分前、10分前の通知はしませんのでよろしくお願いいたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆様においては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言はしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされることをお願いいたします。

それでは、1番 横田貴次君の質問を許可します。横田貴次君、質問をしてください。

〔1番 横田貴次君 登席〕

○1番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。布土区輩出の新人議員、横田貴次でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょう、布土保育所では生活発表会が行われておりまして、年少の我が娘も桃太郎のお猿さんに扮して頑張っ

ております。見に行けない分、この一般質問に全力を投球したいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。また、きょうは美浜町の汚水処理に関する質問1本に絞らせていただきました。過日判明したことなんですけれども、私、ついに5人目の子どもを授かることができました、4年間にわたる不妊治療も美浜町さんからの潤沢な補助をいただく中でやっと授かることができました。1人分また責任を背負ったということで、美浜町の行く末に関してしっかりと自分自身も考えていきたい、そのように思いましてきょうこの場に立たせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づき、質問を始めさせていただきますと思います。

12月1日より、美浜町都市計画課の窓口やホームページで公表されております美浜町汚水適正処理構想（案）という書類が公開されておりますが、その内容や、過日10月に行われました行政報告会で示された合併処理浄化槽推進事業に関する試算や推進案に関して、合わせて3項目7つの質問をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。美浜町の汚水適正処理に対する将来的な取り組みについて御質問をさせていただきます。

美浜町汚水適正処理構想の概要として10月の行政報告会にて提示された資料では、美浜町は今後10年の汚水適正処理の方向性を一部集合処理区域、小野浦処理区、美浜緑園処理区を除き、合併処理浄化槽による汚水処理とし、当面は現状どおり町財政に負担をかけない個人設置型合併浄化槽の推進により普及を図ると提示されました。また、今後の10年間に向けた新たな普及促進推進案として、合併処理浄化槽設置整備事業、個人設置型の補助金の見直しの検討や、これまで対象外であった商店や事業所、集合住宅に対する新たな施策を検討し、町財政状況を踏まえたその他の汚水処理手法についても引き続き検討していくと発表がなされました。このことから以下3つの質問をさせていただきたいと思います。

普及推進策で示されました補助金の見直しの検討とありますが、市町村設置型への移行を検討するのか、それとも現行制度で進められている個人設置型のまま補助する金額をふやしていくのか、どのような検討がなされるのかを教えてくださいと思います。

（2）同じく普及推進策で示された商店や事業所、集合住宅に対し新たな施策を検討するとあるが、具体的にどのような内容で検討されるのか。

3つ目です。同じく普及推進策であります市町村設置型事業や商店事業所、また集合住宅への補助をしていくということで示されておりますが、この補助事業の見直しを具現化するにはたくさんの補助金が必要となると予想されています。果たして美浜町として財源を確保できる見込みがあるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

続いて、2項目めでございます。合併処理浄化槽整備費用の試算についての質問です。

10月の行政報告会において合併処理浄化槽の整備費用に関して、現在の未処理の戸数4,644棟を全戸転換した場合に、美浜町の汚水適正処理率が96%まで上昇し、これを行う総事業費はおおよそ44億724万円と想定される試算費用が提示されました。また、これまで推進されてきた個人設置型の補助制度にかわり、新しい補助制度、市町村設置型補助事業に関する試算も提示されましたことから、以下2つの質問をさせていただきたいと思います。

美浜町では、長年にわたり汚水処理の手法について検討されてきたと伺っておりますが、現行制度として存在している市町村設置型の補助制度がこれまで検討されてこなかった。この制度は平成6年度に創設されたと報じられていますが、この手法についてこれまで検討されなかった理由とは一体何だったのだろうか。満たすべき要件があり今まで美浜町がそれを満たすことができなかったのか、また財政上の理由があるのか、そのような内容

を伺いたいというふうに思います。

(2) 費用試算の市町村設置型事業では満たさねばならない要件が多くある。11項目あるというふうで私、拝見しておりますが、この要件を美浜町は満たすことができ、この市町村設置型事業を実施できる見込みがあるのかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

最後になります、3項目めの御質問をさせていただきます。合併処理浄化槽設置事業の推進についての質問でございます。美浜町が示した市町村設置型事業では、5人槽、7人槽、10人槽それぞれ差はあるものの平均して1世帯約9万5,000円となる試算が発表されました。町民の負担も至極軽くなり、一方で美浜町の負担は9億円弱と試算されております。この分に関しては美浜町の負担はふえるわけでございますが、この市町村設置型事業というのが美浜町の町民にとってもこの美浜町にとっても最も負担が軽くなると考えられると私は感じています。仮にこの補助事業を利用して今後30年間、この4,644基設置に向け事業を開始したとして大体試算をしますと、年間に約150基ずつ設置をし、30年間の間で美浜町が単純に30年で割ったわけでございますけれども年間約2,900万円支出していかねばならないというような試算がされます。以上を鑑み、以下2つの質問をさせていただきたいというふうに思います。

9月の議会の決算では町税を初め地方交付税、臨時財政対策債などの主要な財源が軒並み減額となり、財政調整基金を取り崩している厳しい状況である現状で、一般財源から今後30年にわたり約2,900万円の支出をするには、どうしても美浜町のまちづくりの根幹である既存の事業の縮小や廃止の検討が必要だと予想されます。合併処理浄化槽の推進事業は実現性が感じられないように私は感じられますが、執行部はどのように感じているのかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

(2)でございます。美浜町の担当課に問い合わせをさせていただきました。以前、試算が発表されました公共下水道事業に関する概算事業費を確認させていただきましたところ、東部、西部と分けて試算をすると東部の事業費は81億1,600万円と試算され、51年間の美浜町の支払いの中で最大の負担額が4,700万円と試算がされています。一方、美浜町西部を合併処理浄化槽の事業を推進すると、仮に30年間で整備する試算は、先ほどの試算をもとに計算すると年間約1,154万円という試算がなされます。私は、これまでの一般質問においても何度か申し上げてきましたが、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業それぞれ一つの手法に限定して物事を考えていくと、都市計画税や一般財源に大きな負担がかかって実現が難しくなるというように認識されておりますが、このように例えば美浜町東部、公共下水道を推進し、西部は合併処理浄化槽を推進していけば、財源を都市計画税と一般財源から振り分けることによって効率的にバランスよく支出することでこの事業が前に進んでいくのではないかとこのように考えております。このような提案を議員として申し上げることがよいのか悪いのかわかりませんが、執行部として考える余地があるかどうかお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上、大きく3項目に分けて7つの質問をさせていただきました。これにて壇上からの質問を終了させていただきます。明確な答弁をよろしくお願い申し上げます。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、皆さん、おはようございます。先ほどは横田議員の御挨拶の中で少子化に歯どめをかけていただくということでありありがとうございます。御貢献をいただいております。また、このたび今回10人の皆様方から一般質問が提出されておりますので、精いっぱいお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。また、私も明るく健康で笑顔の絶えないまち、それをスローガンに力いっぱい美浜町のかじ取りを行っていきたいと考えておりますので、また皆様方の御理解と御協力を賜りますことをよろしくお願いいた

します。

それでは、横田議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず初めに、美浜町の汚水適正処理に対する将来的な取り組みについての御質問の1点目、普及推進策で示した補助金の見直しの検討とはについてでございますが、市町村設置型につきまして来年度、調査研究を踏まえ検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、商店や事業所、集合住宅に対し新たな施策を検討するとあるがどのような内容かについてでございますが、現行の補助制度において補助対象としている個人住宅及び店舗併用住宅以外の商店や事業所、集合住宅につきましても国の補助制度もございますので、補助対象とする方向で検討していきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、補助事業の見直しを具現化する財源確保の見込みはについてでございますが、その実現に当たっては多くの財源を必要としますので、国や県の補助制度も活用してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、合併処理浄化槽整備費用試算についての御質問の1点目、費用試算の市町村設置型の補助制度は平成6年に創設されたと報じられている。この手法がこれまで検討されなかったのはなぜかについてでございますが、現行の個人設置型の補助制度は平成元年度より実施しております。平成10年度までは年10件未満と少ない状況であり、平成6年当時に市町村設置型を検討しなかったのは、転換需要が少なかったためでございます。その後、平成13年から法改正により新たな単独浄化槽の設置が認められなくなったことに伴い、申請件数も年100基前後に増加しましたが、申請件数が増加したにもかかわらず検討してこなかった理由につきましては、主に町の財政事情によるものでございます。そして平成24年度からは公共下水道事業の整備を検討してまいりましたが、コストキャップ事業は当初の見込みよりも多く財政負担を伴うことが判明したため、取りやめになったことは議員の御承知のとおりでございます。町財政は依然として厳しい状況ではございますが、公共下水道事業にかわる手法として市町村設置型の合併浄化槽整備事業も含めて検討してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、市町村設置型事業では満たさねばならない要件が多くあるが、それらを満たし事業実施できる見込みはあるのかについてでございますが、来年度にかけての調査研究の課題と考えておりますが、補助事業として採択要件は満たすものと考えております。

次に、合併処理浄化槽設置事業の推進についての御質問の1点目、合併処理浄化槽の推進事業は実現性が感じられないが執行部はどのように感じているのかについてでございますが、その実現性につきましては、他市町村の状況及び財政状況等をよく調査する必要もあり、今後の検討課題と考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、東部は公共下水道事業、美浜町西部は合併処理浄化槽事業を推進し都市計画税と一般財源から効率的にバランスよく支出することで汚水の適正処理率を改善していくような取り組みは検討できないかについてでございますが、都市計画税におきましては減収が予想される中、総合公園グラウンド整備、奥田駅前整備事業及び旧市街地の再編整備事業等、地域の活性化のために充てていきたいと考えております。また、都市計画税は東部地区の方々のみが納めていただいておりますのではなく、西部地区の方々にも納めていただいておりますので、東部地区のみ公共下水道事業で整備していくことは考えておりませんのでよろしくお願いをいたします。今後とも町にとって住民の方にとっても負担が軽減される方法を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。順次、再度質問させていただきたいと思います。

1項目めの1つ目に質問させていただきました来年度、市町村設置型についての調査研究を踏まえて検討していくという御答弁をいただきました。この補助制度で推進されますと、あくまで平均値ではありますが、5人槽、7人槽、10人槽それぞれ差はあろうかと思いますが、現状、単に美浜町が試算された負担状況を鑑みますと、町民の負担が今、50万円以上かかっているのが10万円程度、9万5,000円という平均値ではありますが、でも至極軽減されてくると考えられます。今どうしようかなと思っている世帯の皆様もいらっしゃると思うんですね。そういった意味で市町村設置型の補助事業について町のほうで来年度からというのは4月から調査研究を始めていただいて、実際にこの事業が推進できるようになる見込みが立つ時期というのは大体どれぐらいの時期を想定されているのか。また、この事業では合併処理浄化槽というのは運営費というのがかかってくると思います。5人槽で4万円、7人槽で5万円、10人槽で年間約7万円必要になってくると報じられておりますし、またブロワーの電気代等、電気に関するランニングコストもかかってくるということで、こちらは年間1万円程度だということなので伺っておりますけれども、具体的にこの市町村設置型事業を推進していくと、この辺の運営コストというものはどういった美浜町側と住民側との案分になるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○経済環境部長（齋藤 博君）

御質問の1つ目でございますが、先ほど町長が壇上で答弁したように、市町村設置型につきましては来年度、調査研究を踏まえて検討ということになっております。一般的に考えまして期間がどのぐらいかかるだろうということでございますが、最低でも3年ぐらいは準備期間が必要ではないかと思います。これはアンケート調査を試みたり、市町村設置型ですと特別会計で処理をしていく関係上、条例の制定だとかいろんな手続が必要となつてまいりますので、そのようなこと、3年ぐらいは思っております。

それから、具体的に未設置世帯にどのような働きかけをということでございますが、横田議員さん、よく勉強しておられるようでして、市町村設置型、もしやるとするならば、例えば住民の方々の初期費用は6分の1ぐらい程度で済むということがございます。国の補助制度、補助金を使って起債なんかもやっていくわけですが、初期費用は安くなるということがわかっております。この点はPRする上での重要なポイントだと考えてはおります。

それから、市町村設置型の維持管理の質問ですが、市町村設置型というものは市町村が各家庭の浄化槽を設置して、市町村がその浄化槽を管理します。保守点検だとか清掃、抜き取りだとか。しかしながら、その管理費用を住民の方々からいただきまして、それを特別会計で処理していくスタイルとなっておるものでございます。通常現在、保守点検だとか清掃、それから水質検査、これらが想定されまして、住民の方々から使用料として徴収するということでございます。この金額的な具体的なことにつきましては今後ちょっといろいろ精査してみないと、まだ今のところではちょっとわからないというようなことでございます。

以上です。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。およそ3年かかるということで、本当にこれ突き詰めていくと特別会計で管理する、

また条例も定めなきゃいけないというふうに考えますと、やはりどうしてもそれぐらいかかってしまうんだなというふうには私自身も考えております。アンケートというお言葉も頂戴しましたが、美浜町内の皆さんにもしこの制度の利用が可能だということであるならば早目に知らしめをさせていただき、恐らく多分こういう新制度で合併処理浄化槽をまだ未設置の世帯に対してはどうしますかというようなアンケートが流されるのであろうというふうに思いますが、早く皆さんに早目に知らしめをさせていただいて、この3年間の間にもうちょっと情報があれば3年待てたのにとかそういったことのないように、今後も調査研究を進める上でも計画を進めていただきたいなというふうに思います。

続いて、質問1項目めの2つ目の質問について再質問をさせていただきます。商店や事業所、集合住宅に対する施策の検討について質問させていただきました。個人住宅、店舗併用住宅以外の商店や事業所、集合住宅においても国の補助制度があり補助対象とする検討をするというふうで御答弁をいただきましたが、この国の補助制度というのはどういった内容のものなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

国の補助制度があります。これを活用して今後検討していこうということです。実は今現状では5人槽、7人槽、10人槽、店舗併用住宅というようにところを町としてはやっておりますが、11人から20人槽で幾ら幾ら、21人から30人槽とか31人から50人槽、それからまた51人槽というような段階で今後この商店だとか事業所、これらの浄化槽につきましても補助していこうということを今、考えておるわけでございます。

以上です。

○1番（横田貴次君）

浄化槽の10人槽から11人槽から上の世界の言い方は適正かどうか分かりませんが、本当に飲食店関係とか皆さんすごく負担が大きい。町長の答弁にもこれまでであったと思うんですけども、本当、家庭用に比べるとびっくりするぐらいの何千万円というような負担をしなければこの美浜町での商業展開ができないという意味では大変ちょっと期待が持てる国の制度だなと思いますが、具体的な例えば何%ぐらい国が補助するとかというような数字は今現状ではわかりませんか。

○環境保全課長（岩本健市君）

それでは、今、議員の御質問に対しまして、国のほうの補助金額の基準額が定められておりますので、ここで述べさせていただきます。11人槽から20人槽が93万9,000円、21人槽から30人槽が147万2,000円、31人槽以上50人槽までが203万7,000円、51人槽以上で232万6,000円で、国の補助率は現行の5人槽から10人槽以上の3分の1が国のほうの補助率となっております。

以上でございます。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。私、何千万円と申したら何百万円という、反省しております。発言を訂正させていただきます。3分の1といいますとやはり随分、当初、私たちが感じていたときよりも負担軽減になるなというふうに考えております。この国の補助制度に関しましても早急に実施できる見込みになることを強く願っております。

続いて、1項目めの3番の質問について再質問させていただきます。この補助制度を具現化するには多額な財源が必要ではないかという質問に対し、今までの御答弁のとおり、国や県の補助制度も活用して町財源への影響を軽減していくというふうで理解いたしました。ただ、この国からいろいろな補助をいただいたとしても、それに相応の補助金というのは美浜町としても出していかねばならない状況だと思うんですけども、今回この質問

で聞きたかったのは、この補助制度、美浜町としてこの財源を確保できるかどうかということをやっとお伺いしたかったのですが、大変厳しい町財政と思いますが、見込みのほう、どのように見込まれているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

国や県の補助金も利用しまして町としても何らかの補助金を出していこうという考えではおりますが、具体的に幾らだというのはまだまだこれ予算の段階でありますし、今後少し協議して煮詰めていくこととしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それから起債だとか交付税措置だとか、いろいろな多方面からも財源のほうを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。まだまだ国以外の県との関係もあるというふうに思いますが、また私の近所もくみ取り世帯、本当に80に近い御年配の方がお一人で住まわれているとか、近所でやはり隣組等で会話をする中では、本当にひとり世帯の皆様がこの合併処理浄化槽に転換していく費用を年金暮らしの私にはとても準備ができないねというようなことも伺っております。未来に対していいまちを残したい、そんな気持ちは皆さん同じだと思いますけれども、やはり目の前にあるこの費用負担がおもしろになっているのだなというふうに私も感じておりますので、少しでもいい状況でまだ単独、またくみ取り式でお暮らしの皆様がいい状況での御提案ができることを望んでおりますので、この4月以降の検討につきましていろいろな情報を集めていただき、負担を軽減していくことを望んでおります。

1項目めの再質問を以上で閉じさせていただきまして、2項目めの質問に入らせていただきます。1つ目の質問であります。この今いろいろお伺いしておりました市町村設置型という補助制度が平成13年の法改正のときも町の財政事情により検討されなかったということで御答弁をいただきました。平成13年といえますと今から14年ほど前、西暦2000年ぐらいの年度であったと思います。美浜町の人口は当時2万6,000人を超え、その後ピークを迎えようというまさに右肩上がりの状況であったというふうに記憶しております。この時期にも美浜町の中でも検討されて財政事情によりこの制度が活用できなかった。私は11項目ぐらいある満たすべき要件が満たせなかったのかなというふうに感じておりましたが、先ほど御質問の中でもこの要件は十分満たすことの見解をいただいておりますが、この右肩上がりの時期にまだ美浜町の財政事情、恐らく今の状況に比べればまだまだ余裕があった状況ではなかったのかなというふうに記憶しておりますが、これまでそういった事情で見送られてきた制度が今この厳しい状況の中で実施が可能なかどうかということをもう一度お伺いしたいというふうに思います。結局のところ町の財政事情によりという見解が出されることが我々が一番怖いことでありまして、その辺どのよう感じておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

市町村設置型の補助制度、これまでに検討されなかったのはなぜかということでございます。町長が申し上げたとおり、やっぱり財政的なものがこれは間違いありません。それから市町村設置型の整備につきましては、例えば愛知県ではそれを採用しておる市町はゼロでございます。全国的にもまだ実施の市町村は少ない状況でございます。一つのこの整備方法としては町として認識しておったわけですが、そんなような状況にあったということでございます。最近になりまして国の汚水処理の目標値が示されまして、市町村の設置型の浄化槽での整備が最近になって注目されたというようなことであります。それを受けて愛知県も市町村設置型につきまして県自体もこの二、三年前から視察をしたりだとかいうことで今、研究し出したというような状況の制度でござい

ますのでよろしくお願いします。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。当時の執行部を否定するわけでもなく、今の執行部の皆さんを否定するわけでもございません。やはりアンテナは高く立てていただいて、かねてからあった事業ということになぜという疑問を生じましたので伺いをさせていただきました。愛知県でも実施例がないということで最近、美浜町が公共下水道事業を考える、また本当にこの適正汚水処理率を上げていこうという姿勢が県、国に感じられてこのような情報が入ってきたのかなというふうに私も理解させていただきたいと思います。

質問の2項目めの2番につきましては、補助事業としての採択の要件は満たすという見解を得られましたので、こちらに対する再質問はございません。

続いて、3項目めの質問について再質問させていただきたいと思います。どうしてもこの合併処理推進事業を財政的に実現性が難しいのではないかというふうに私は常々感じています。まちの皆さんに聞くと、横田君は何、公共下水道推進派なのというふうで純粋に聞かれるときもございまして、私は別に公共下水道をやるべきだというふうに言っているわけではなく、そういつて聞かれると、いや私は美浜町の汚水適正処理率を上げていきたいだけですというふうで答えております。この1番に伺ったんですけれども、本当に単純計算で美浜町、90%を超える数字を出していこうと思うと、今後30年、勝負をつけようと思うと年間150基、2,900万円の補助金の支出。先ほどから伺っております市町村設置型というよい制度を使ってもやはり多額の補助金を一般財源から捻出していかなければならないということで、その辺が大変心配に思います。美浜のまちづくりに大きな影響を及ぼすのではないかと心配をしておるところでございます。このたび12月1日に発表をされました美浜町の適正汚水処理構想の中では、中間目標年次である10年後、平成37年には美浜町の汚水処理人口普及率を79%にするというふうで方針がなされています。正直言いますと私、80%後半台ぐらいに10年後は推移してほしいなというふうに望んでおったわけでございますけれども、美浜町のその事業試算からこの市町村設置型事業を推進するとして、本当にこの79%という数字に近づけるために今後10年の間、町が負担する補助金の確保というのは非常に難しいというふうに私、感じておるんですけれども、執行部側の皆さんはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○経済環境部長（齋藤 博君）

合併処理浄化槽のことにつきまして、財政的に実現性が感じられないというようなことでございますが、町の負担する補助金の財源につきましては、これまでの補助対象としてきました住宅だとか住宅併用店舗だとかそういったもの、それから、今後ちょっとこの10年間に事業所も対象にしていこうという中で、件数がちょっと把握できないところもあるんですが、30人槽、50人槽、100人槽だとか、各1基ずつは毎年あるだろうというような、プラス今年間で70基から多いときで90数基、通常の家庭の浄化槽が推移しております。これを10年後試算していきますと、現状からふえる分につきましては300万円ぐらいの増となるわけでして、決してこの程度の額であるなら財源の確保はできないことはないというように経済環境の部局としては考えております。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

思ったよりか兆しがある内容の御答弁だったので、若干安心はいたしました。最後3項目めの2つ目の質問でさせていただきました公共下水道と合併処理浄化槽を併用して事業を推進していったらどうかというところでございます。町長の御答弁の中で都市計画税の使い道に対する概念と、また今後の美浜のまちづくりに対するものに投資をしていきたいという答弁をいただきました。

なぜ、私がこれだけ美浜町の污水適正処理率にこだわりを持つかというのは、やはりさきの震災の中で風評被害というものをすごく感じておりました。私、青年会議所でいろいろな活動が続ける中で、やはり東北にも友人が多くございまして、ほぼ3割の友人のなりわいといいますか、会社が風評被害によって倒産を余儀なくされたということで、この風評被害というのは本当違うことがテレビ、マスコミ報道によって報道されて、客足が鈍る、商品が売れなくなるといった被害ということでございますが、振り返ってみますと美浜町、ブルー・ツーリズムという事業も推進している中で、この先10年、20年先にもしこの美浜の污水处理の適正比率の数字がマスコミにさらされたりとか、風評とは言えない事実、実態としてこの状況が社会に広く知れわたり、問題視されるようなことがあったならば、これは美浜町にとって大打撃であります。本当に海水浴、潮干狩り、また美浜の誇るノリ、また30センチ以下の魚は、本当に伊勢湾、三河湾おいしいんだよという全国に誇れるこの美浜のプライドがずたずたにされるのではないかとということを危惧しておるわけでございます。

一刻も早くこの数字を世間並みにと言うと大変口幅ったいわけでございますが、せめて80%を超える水域にまでいち早く推移をして、そういった風評被害とは言えない、本当に世間からどういった内容でたたかれるかわからない世の中でございますので、また、消費者もそういった情報に敏感に今反応する社会でございますので、11月26日にも中日新聞で報道されたとおり、ああいった内容が新聞報道されるたびに私は実は大変怖い思いをしております。ですから適正処理率を少しでも改善していく意味で、公共下水道事業、また合併処理浄化槽事業、併用して推進していくような取り組みさえも、やはり美浜町全体のこととして考えていくべきであろうということから質問させていただきました。

今、合併処理浄化槽でこの10年、各世帯の了解がいただければ何とかクリアできるという御答弁をいただきましたが、10年後79%の目標にしても、私はまだまだ心配でなりません。せめて80%後半、90%に到達できれば何とかこの美浜町も自信を持ってまた前に進むことができるのかなと思っております。

そういった意味で、今後またこの市町村設置型事業を推進する上でいろいろな障害も出てこようかと思いますが、1つの手法にこだわりなく、いろいろな手法も取りまぜてこの町の適正処理率を上げていくという意味で執行部側の皆さんともお話し合いをしていきたいなというふうに思っておりますが、いま一度その辺に関して神谷町長の御答弁をいただきまして、質問とさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○町長（神谷信行君）

それでは、今横田さんのほうからお話がありましたように、本当にこの町の污水处理計画に対しましてもいろいろ御心配をいただきありがとうございます。

私のほうも本当にやはりまちづくりの中で決してこの污水处理の関係を置いておるわけではございません。その中で少しでも早目にこういった取り組みができるような財源確保をしていきたいというふうにも考えております。今の現状の私どものほうの財政の内容としましては、先ほどもお話をさせていただきましたように、非常に厳しい状況の中で何とか住民の皆様方が御満足いただけるような、住んでよかったと思えるようなまちづくりの中の政策として整備をしていきたいというのは基本的に考えております。

そうした中で、また私がいつも打ち出しておりますが、産業の活性を持つことによって少しでもそういった税収も伸ばしていきたい。そしてまた人口も伸ばしていきたいというようなことも考えております。

そうした中で、今とりあえず目先としてこの合併浄化槽でこの排水処理のほうも進めていきながら、そうした中できつといつも私は申し上げておりますけれども、これは耐用年数というのがございます。これはいつまでも、1回入れたらそのまま通じていくわけではございませんので、いつかは、もう20年先、30年先にはこれ償却が来て更新の時期がまいりますので、そういったときに町の財政状況はどういった状況であるか。また、今のこ

ういった町並みの中でのそういった公共事業は、下水道が実施できる状況なのかどうかということも踏まえながら、そのときには考えてまいりたいなというふうには思っております。決して公共下水をやらないという話ではなくて、今の、まず目先は何をやっていくべきかということを考えさせていただいております。

そのためにもまた1つの市街地再編整備、これも私の中でやっぱり人口減少の原因と1つは考えておりますので、これをやることによって少しでも人口の減少に歯どめをかけていきたい。そうした中で先に下水を投資しますと、全てまた下水管の埋め直しだとか、そういった工事のやり直しも出てきてしまいますので、まず優先順位は何かという中で考えてまいりたいなというふうに思っております。

また、今この河川の関係につきましても非常に地域の皆様方がそういった清掃活動だとか、河川の浄化ということで、地域の皆さん方のお力をかりて今現在何とか1つの制限の中で、非常にきれいな水を今排出をさせて、きれいな水を出していただいております。それと海のほうの、海水のほうの関係も西のほうの海水浴場の関係につきましても、知多管内では、この知多半島の中でも本当に非常に高いランクの水のきれいさ、これになっておるということで、基準以上をクリアしておるということで、そういったことも聞いておりますし、また東のほうの関係につきましても、こちら、じゃ、よその町と比べて非常に出先の海は汚れておるかということになりますと、やっぱりこれも皆さん方の御努力によりまして、川からもきれいな排水が流れておるということで、そういった海水の汚れというのも今は指摘されるようなことはございません。

そうした中で、こういった今の状況を保ちながら、またそうした中でこういった污水处理を時期時期で考えてまいって進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございました。

我々議員は、美浜町に対して事業の提案はできない立場でございますが、しかしやはり美浜町の行く末を考えながら執行部の皆様とも同じテーブルについて今後もまた考えていきたいなというふうに思っております。

この議会の中ではございますが、污水处理に対する特別委員会も設けておりますので、大崎特別委員長を筆頭に、また今後、今パブリックコメントをいただいている状況でございますので、この污水处理構想が決定次第、また特別委員会のほうも動き出していこうということも伺っておりますので、どうか今後も一過性のものではなく、数字クリアできるまで、そういったテーブルにはやはり議員側、また執行部側の皆様にもついていただきながら、美浜町を少しでもよくしていく方向で進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田貴次君の質問を終わります。

〔1番 横田貴次君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、11番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問をしてください。

〔11番 中川博夫君 登席〕

○11番（中川博夫君）

おはようございます。

2人目となりましたんですけれども、私からは2点質問をさせていただきます。

議長より許可をいただきました一般通告書に基づきまして、順次追って質問をさせていただきます。

初めに、生活関係にもかかってくるかと思うんですけれども、やっぱり町有地の関係、それとあと2点目の国道の通学路の問題等、いろいろと皆さん方もどうなるのか、どうなっていくのかということもある面では思われている方が多いかと思いますんですけれども、その辺を町有地のほうも今後どうなっていくのか、そういったことも意に踏まえながら随時質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1番目の中山池前の未利用地、町有地の活用についてですけれども、1番目、未利用町有地の活用は今後どのような計画があるのか。

2番目、竹炭焼きでこの場所を利用したい申し出がありますんですけれども、可能かどうかということをお伺い申し上げます。

そして3番目に、町内東部、西部にも炭焼きにかかわっている方が場所的には五、六カ所あると思うんですけれども、こういった町有地の関係がここがよろしいということをお願いができませんかということで1つにまとめて一応事業をしたいという、そういったことがありまして、私のほうへ持って上がりましたもので一般質問のもとで提示をさせていただきました。

それと、4番目、利用計画がないならば5年から10年を貸してみてもどうか。それはいろいろ町有地ですから、いろんな規約だとかいろいろあるかと思えますんですけれども、よく検討をされてみてはどうかということで質問のほうをさせていただきました。

それと、大きい2番目です。国道247号グリーンベルトについてですけれども、これは上野間からちょうど灯台ラーメンまでは、一応グリーンベルトが野間小学校に向けてもそうですけれども、一部入っておりますけれども、野間灯台から野間小学校までの通学路にもぜひともグリーンベルトの設置が必要じゃないかということで、これ前々から道路の拡張、それと土地の買収等いろいろ国道ですからあると思うんですけれども、これ国道の美浜の富具崎港周辺では危ない地形になっておりますものですから、まずその辺を早急にやっていただくことができないものか、そういったふうをお願いをしております。

それと上野間から奥田、それは中学生関係は国道を皆さん通学をしておりますけれども、普通は野間、小野浦の方々は野間大坊のほうへ向けて通学のほうは走っておるわけなんです。それを今度はそういったグリーンベルトが通れば、また設置をしていただければ、同じように上野間、奥田方面の生徒さん方々も一緒に国道を通って、それで灯台ラーメンから右折すると、そういうふうにできるのが私が見ておりましてよくわかりますものですから、早急の対応をお願いいたします。グリーンベルトの設置の基準はいろいろあるかと思うんですけれども、その辺をまた執行部のほうの方々に伺い申し上げたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、私のほうより中川博夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、中山池前の未利用町有地の活用についての御質問の1点目でございます。未利用町有地の活用はどのような計画があるか。2点目、竹炭焼きでこの場所を活用したい申し出があるが貸し出しは可能か及び4点目、利用計画がないならば5年から10年の貸し出しをしてはどうかについて、関連がございますので一括して御答弁をさせていただきます。

当町有地は、農村活性化住環境整備事業にて中山池周辺の環境整備として用地を取得しましたが、県よりせせらぎ水路の整備のみでも環境整備とみなすとの理由で平成23年度に本事業は完了し、その後中山池周辺の整備は休止をしております。

土地利用計画につきましては、社会情勢、近隣地域の整備状況、地元要望や施工方法等を見きわめた中で対応しておりますが、現在当町有地には都市計画道路知多西部線常滑美浜バイパスのかさ上げ用の土を確保するために、日本福祉大学のグラウンド建設に伴う搬出土を着手までの期間、仮置きをしている状況でございます。

今後におきましても、総合公園グラウンドの整備事業に伴う搬出土等の仮置き場や災害時に発生する廃棄物等の仮設保管場所として活用していきたいと考えております。

このような利用計画の中、竹炭焼きの場所として貸し出すことは困難であると考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、御質問の3点目、町内5カ所から6カ所の竹炭焼き場を1カ所に集める計画があるが、町の意向はどうかということについてでございますが、各地区の窯につきましては、各地域においてそれぞれの窯を守り、育ててきた経緯もございますので、それぞれの地域における意向を尊重すべきであると考えておりますが、地区と両方の両立は運営上も困難ではないかと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、国道247号グリーンベルトについての御質問の1点目、小野浦から灯台ラーメンまでのグリーンベルトの設置予定はどうなっているかについてでございますが、現在グリーンベルトは、上り車線は野間小学校より田原谷信号交差点の横断歩道までの区間、下り車線は上野間公民館前の横断歩道より野間小学校までの区間に設置されております。

野間中学校の通学路となる国道247号は、路側帯が狭く朝夕の交通量の多い登下校時は危険であることから、上野間から小野浦までグリーンベルトによる安全確保をお願いしております。

平成23年度より交通量の多いところを優先に行っていただいておりますが、未設置区間においても引き続き県に対してグリーンベルトの設置を要望してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、グリーンベルトを設置する基準はあるか。また、基準の内容はについてでございますが、特段設置のための基準はございません。カラー舗装は視覚による注意喚起を行い、交通安全のため設置しているものでございますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○11番（中川博夫君）

じゃ、ありがとうございました。

中山池の関係ですけれども、これは前に圃場整備があったかのように思うんですけれども、これもいろいろ奥田の関係ですか、圃場整備。これも何年もかかっていたかと思えますんですけれども、その対価費用として向こうの現在の中山池周辺を当時の町長がやられたと思うんですけれども、この坪数とあと単価的にはどの程度金額が投入されたのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建設部長（斎藤 功君）

中山池の農村交流施設の坪数ということでよろしかったでしょうか。面積的には約2.3ヘクタールでございます。買収金額約1億5,000万円ほど当時で購入をさせていただいております。

以上でございます。

○11番（中川博夫君）

ありがとうございます。

年数的にはたくさん年数がたっているかと思うんですけども、こういったこともある面では町民の方々も知らないことが多いかと思うんです。だから1億5,000万円を有効に、またそのように回収しないといけない状況にも、またある面ではあるんじゃないかなと思いますんですけども、そういったことで竹炭焼きの今の町長さんより各地区で窯を持ってやっているということなんですけれども、一応五、六カ所の方々が話をして一応1カ所でやってもいいという協力は皆さん持っているようで、その場所でやれることができたなら、窯を持っている方々が東西ですけども、よろしいかなと思うんですけども。ただ、竹炭関係が伐採関係、それも皆効果がありますし、あとこの竹炭をただつくっておるだけでなく、灰を飼料として、その粉を、半田のほうへ持っている牛やら豚やらのえさの飼料に使うという、粉末にして。それを今半田のほうへ持っていつているわけなんです。だから、そういった活用をして年間に何十トンでできるかわからないけれども、その対価費用として売り上げの15%なら15%をいただいてみる必要がよろしければどうでしょうかと思いますんですけども、どうでしょうか。

○議長（森川元晴君）

中川君、やはりちょっと通告外になりますので、なかなかちょっと執行部としては答えづらいと思いますので、質問の内容を変えていただけないでしょうか。

○11番（中川博夫君）

じゃ、どうもありがとうございます。

5年から10年ということで、私のほう質問させていただいておりますんですけども、町が今の計画だとか、そういった予定がないということなんですけれども、一応ははっきりと5年なら5年、契約書をつくってそういうふうにやったらどうかというふうにも思いますんですけども、その辺は周辺もきれいになるし、整備もできますし、そういったところで竹炭販売とか、いろいろほかのものを販売できますし、そういう面ではどうでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

ここの土地の活用方法につきましては、先ほど町長が御答弁させていただきました。今現在は日本福祉大学さんの残土が約1万立米ございます。この使い道につきましては知多西部線の盛り土に使うということで、今仮置きをしておる状況でございます。

今後の予定も先ほど答弁させていただきましたとおり、総合公園の拡張工事におきまして相当な土砂が出る予定をしております。その仮置きとか今後災害発生時の廃棄物の仮置き場と、今そういった計画で進めておりますので、炭焼きにつきましては、今の段階ではちょっと困難ではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○11番（中川博夫君）

ありがとうございました。

じゃ、一応現在のところでは計画がないということなんですけれども、また町のほうでいろいろ検討していただいて、それならもうあその場所でもやってもらおうじゃないかという、そういう意見の集約ができましたら、またよろしく願い申し上げたいと思います。

それと、じゃ、2番目、国道247号グリーンベルトについてですけども、これ前々から国道247富具崎港周辺ですけども、お願いをしているんですけども、どうしても道路が知多半島の中でも一番危ないかなと思いますんですけども、特に秋の、通学生以外にまた自転車のサイクルの方も最近は多いんです。そういった中で国道の間隔が狭いものですから、どうしても道路改修だとか、県の協力が必要かと思うんですけども、一応グリーンベルトの設置をぜひともまた早急をお願いができないものか、そういうふうでよろしく願い申し上げます。

たいと思いますけれどもどうでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

西部地区の国道247、これにつきましては、まず歩道設置を第一に今県・国に要望のほうをさせていただいております。ことしにつきましても8月に森川議長様、中川副議長様御同行いただきまして、県知多事務所長、愛知県の建設部長のほうに要望活動を行ってまいりました。その中で国道247の歩道設置というふうで要望はさせていただいておりますが、まず、前段階としてグリーンベルトを平成23年度よりお願いしておるところでございます。まだ未設置の部分ございますけれども、早急に設置するようという要望もあわせて行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○11番（中川博夫君）

じゃ、ありがとうございました。

早急に、危険な箇所等ありますものですから、よろしく御配慮のほうをお願い申し上げたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。

〔11番 中川博夫君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩としたいと思います。再開のほうを10時半、10時30分でよろしくお願いいたします。

〔午前10時11分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 荒井勝彦君の質問を許可します。荒井勝彦君は質問をしてください。

〔2番 荒井勝彦君 登席〕

○2番（荒井勝彦君）

それでは、荒井勝彦、無所属の新人議員でございます。あらかじめ議長に提出させていただきました一般質問通告書に基づき、本日は、2項5つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私、あらかじめ申し上げておきますけれども、これ11月18日に提出いたしました。

まず、1つ目の1項目めですけれども、美浜町における婚活事業全般についての質問をさせていただきます。

恐らく3年ほど前だと記憶しておりますけれども、本町で収録をされました民放の婚活バラエティー番組がございましたけれども、この番組において美浜町を全国に向けてアピールできたこと、これはある程度評価ができると思います。この件を踏まえまして、以下の質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、この番組がきっかけで結婚に至ったカップル、これは何組でしょうか。カップルになったというのは、本来の目的であるゴールテープを切ったカップルは何組だったでございましょうか。

2つ目です。本町がこの番組を誘致するに当たって負担した金額、これがあれば幾らだったでございましょうか。

3つ目、費用対効果、これをどのようにお考えでしょうか。

4つ目といたしまして、婚活支援プロジェクトの出会いサポーターの養成について、具体的にどのような人を対象に、どのくらいの予算で、どのような内容を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。先ほど11月18日に一般質問通告書を提出させていただいたというのは、12月の美浜町の広報に載っておりますけれども、もう

一度確認の意味で、それをお知らせ願いたいと思います。

2項目めの質問でございますけれども、安心して受診できる医療体制の整備について、質問をさせていただきます。

やはり総合計画に示されている関連施策のうちで、美浜、南知多の拠点の病院である知多厚生病院の産婦人科、それと小児科の医師の不足、これを美浜町はどのように受けとめ、今後の解決策としてどのような計画を持っておりますでしょうか。

以上で、壇上の質問を終わらせていただきます。明確なる回答をお願いいたします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、婚活事業全般についての御質問の1点目、この番組がきっかけで結婚に至ったカップルは何組かについてでございますが、この番組は美浜町におきまして、本格的な婚活事業の皮切りとなった番組であり、平成24年10月13日から14日の2日間にかけて開催をいたしました。

当日の参加者は、町内在住の男性22名に対しまして、県内外の女性78名と圧倒的に女性が多く、見応えと婚活にかける思いがあふれた番組でありました。この婚活番組によりまして、17組のカップルが成立し、そのうちの3組が御結婚され、お子様1人が誕生をしております。

次に、御質問の2点目、本町の負担金は幾らだったのかについてでございますが、番組自体には負担はしていませんが、参加者の宿泊費やバスの借上げ料等運営に係る経費として321万5,000円を支出いたしました。

次に、御質問の3点目、費用対効果をどのように考えているかについてでございますが、議員も御存じのとおり、県内でも未婚率が高い本町の現状を踏まえて、少子化・晩婚化対策の一環として開催をいたしました。また、費用対効果につきましては、さきにお答えいたしましたように、3組の成婚者とお子さん1人の誕生があったことや、未婚者の意識の向上が図られたことが効果だと考えております。さらに、2時間という長時間にわたり、本町において開催された婚活番組が全国放送されたことにより、本町を全国にPRできたことははかり知れない効果があったと考えております。

また、平成24年にこの事業を行ったことから、現在までの4年間11回にわたる婚活事業につながっていることも絶大な効果があったと考えております。人口減少が進む中の婚活事業の実施は、町にとっても大きな効果をもたらすものと考え、今後もさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、出会いサポーターの養成について、具体的にどのような人を対象に、どのくらいの予算で、どのような内容を考えているかについてでございますが、出会いサポーターの対象として、企業等団体の会員及び町内在住、在勤の20歳以上の既婚者を個人会員として考えております。

また、事業の必要経費として、婚活事業推進に係るセミナーの開催などの経費を予算措置してまいりたいと考えております。

事業の内容としまして、婚活に関する相談や出会いの場の提供、セミナーの開催、コーディネーター同士の情報交換などを計画いたしております。

いずれにしても、初めての試みでありますので、事業開始、運営につきましては、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても御理解、御協力をお願いいたします。

次に、安心して受診できる医療体制の整備についての御質問でございますが、知多南部地域の中核医療機関である知多厚生病院の産婦人科、小児科の医療体制について懸念を持っております。

本年8月27日に開かれた知多厚生病院運営協力委員会に出席した折にも、診療体制の確保について要請をしております。産婦人科につきましては、平成27年3月末で常勤医師1名が退職となりましたが、他の大学医療機関から医師の派遣を受けることができ、一定の制約下ではありますが、分娩を継続できることとなったと伺っております。病院側も当地域における分娩施設は重要であると認識をお持ちであり、引き続き、産婦人科常勤医確保のため努力していただけると伺っております。

小児科においても、現在、常勤の医師3名のうち2名が育児休暇に入っています。こちらも他の大学医療機関から医師の派遣を受けて、診療体制の維持となっておりますが、地域からの要望に応えるべく早期の入院診療体制の構築に努力していただけると伺っております。

本町といたしましては、今後とも引き続き知多厚生病院に対しまして、産婦人科、小児科医師の確保を要請してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○2番（荒井勝彦君）

はい、ありがとうございました。

最初の民放の婚活番組の一定の成果があったということは、私も認めさせていただきます。実際に結婚に至ったカップルがあって、子どもさんもお生まれになったということで、本当に人口が若干ですけれどもふえたということは、美浜町にとって非常にありがたいことだと思います。

しかしながら、今、町長の御答弁の中にありました321万5,000円の費用がかかったということ、これは町民の皆さんのほとんどが御存じなかったことだったように思います。これだけの費用をかけて、これだけの成果、こいつはもう費用がこれだけかかったからどうこうということではないのかもしれませんが、やはり本来の目的からすると、やはり結婚をして子どもさんが生まれる、人口がふえるというのが一番の目的であったと思いますけれども、やっぱり民放番組は何が一番の目的かと申しますと、やはり視聴率なのかなという、番組のつくりが、私はそのように受けとめました。でも、そればかりではない効果も、いろんなことがあったよということにはよかったと思います。

それで、私、この質問書を出してから広報を拝見いたしましたので、それで3年前、この番組があったときですけれども、商工会が行った異業種交流会というのがございまして、そこで、私、これだけの金額をかけるならば、昔からお見えになる世話焼きの方に成約したら成功報酬を払ったらどうですかということを提案させていただきましたけれども、そのときにはもう何を言っておるんだ、こいつはというような顔で一笑に付された経験がございまして。実際に、長野県の飯山市では、仲を取り持った方に5万円の成功報酬を払っておるそうです。

もし美浜町はこういうことを、ひょっとしてお考えありますでしょうか。考えがあるとか、これからどういった方向に進んでいくのかわかりませんが、お聞かせ願いたいと思います。

○企画部長（永田哲弥君）

私のほうから御回答のほうをさせていただきます。

成功報酬はあるかということによろしいでしょうか。今現在考えておりますのは、報酬のほうは考えておりません。完全ボランティアという方法で考えています。

以上でございます。

○2番（荒井勝彦君）

わかりました。例えば、民間の結婚相談所や何かだと、かなり高額な報酬を払わなければいけないのかもしれませんが、私が、広報に掲載された出会いサポーターの募集内容を拝見いたしますと、おせっかいしたいという制度を設けるということが示されております。そこには、サポート活動は引き合わせまでであり、成婚までをお世話するものではありませんというふうに書かれておりますが、これはもう一歩先に進んで背中を押してあげないと、なかなか今の若者はそこまで踏み出せないと思うんですけれども、この辺の後押し、もうひとつどんと押すようなことは何か町のほうでは考えておみえになるでしょうか。

○企画部長（永田哲弥君）

後押しをということですが、今現在も、婚活事業によりまして成立された方につきましては、情報収集という形でどうなっておるんだという、極端に言えばそういうようなこともお尋ねはさせていただいております。

今回の出会いサポーターにつきましても、また募集、今現在しておるわけなんです、その方ともお話をさせていただきながら、どこら辺まで踏み込んでいいのかという部分がありますので、差しさわりのない部分では後押しをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（荒井勝彦君）

わかりました。私、何でこんなにしつこく言うかといいますと、私自身がそうやって結婚をいたしました。本当に地域の皆さんから「どうだ、もうあんたは」というふうに言われて、背中を押し押し、本当に押されて結婚まで至った経験がございます。私が一番よくその辺のところは、自分なりに理解しておるつもりですので、やはり踏みとどまってどうしようかと迷っておる人の背中をぽんと押してやる、そこまでの踏み込んだ温かい支援が今の若者には必要だと思います。

同じようなこと、今のことにに関してですけれども、今や適齢期の子どもを持つ親の世代が、我が子のために婚活セミナーに参加をいたしまして、まず親の世代がお互いに会って、お互いの情報を交換する時代、そういうふうに言われておりますけれども、そういったセミナーなどを開催する御予定はございますでしょうか。

○企画部長（永田哲弥君）

今現在、当事者、若者についてはセミナーというのか、講習会などをやっております。議員おっしゃるように、なかなか、私もそうなんです、お尻を押してもらわないとほいほいということで、女性としゃべったりということが苦手でございますので、そういう部分ではセミナー参加していただいて、若者を育てていって婚活やって成功に結びつけるということで、非常に大切なことだと思っております。

それで、親の世代ということで、当然、今、結婚される方、私どもよりも若干若うございますので、いろいろな考えがあるかと思います。非常にやること自体はいいとは思いますが、なかなか親の世代というのが募集してやっていくということに非常に難しいというのか、いろんな考え方があると思っておりますので、一度そこら辺は、今現在のセミナーの内容につきましては当事者でございますけれども、親の世代の講座については、いま一度検討のほうをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○2番（荒井勝彦君）

私、たしか前に独身男性を対象にしたセミナーに、私もちょっと聞かせてください、何か立派な講師の方を町のほうから呼んでいただいて、私もそこに、今の若者の世代がどのような感覚で結婚に対して考えを持っておられるのか。私、まだ子どもが小さくて、まだその世代ではございませんけれども、今の若者の世代の考え方を理解するには、やはり我々のようなのも一緒にそこでセミナーに参加して聞いてみたいと思ったんですけれども、それがこの出会いサポーターの講習を受けていただきますよと、そういうことを想定しているわけでしょうか。

○企画部長（永田哲弥君）

親の世代ですね。はい。個人会員でいきますと二十以上の既婚者ということで、募集のほうをかけさせていただいております。当然、悩みというのか、お子さんがまだ御結婚されていないということで心配されてみえる親御さんが見えると思います。そういう世代の同じような世代の方たちの意見をやっぱり収集できるというのか、情報をいただけるということになりますと、やはり地元の方が一番そういう情報等あるかと思いますが、そういう方を募集しまして、早くいえば、この地区にはこういう方が見えます、この地区にはこういう方が見えますというようなことを把握していただく指導者というのか、そういう方を養成させていただきまして、それを情報共有して、広報とかホームページだけじゃなくて、各地区のサポーターの方の情報も含めまして、幅広い情報のもとに婚活事業をやっていきなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○2番（荒井勝彦君）

私も実は中学2年生の娘が1人おりますが、できれば近くにお嫁に行ってもらいたいなというのを、今からでも思っております。ということは、確かに全国的に大きく嫁さん募集、そういうことも結構かと思えますけれども、わかり合った地域で、あそこの娘さんどうだね、あそこの息子はいい子だよということをやっていくのは、非常に大切なことだと思いますので、ぜひとも親の世代のそういうセミナー、親の出会いの場まで設けていただけるとありがたいと思います。

婚活に関しての私の再質問は以上にさせていただきます。

2番目のことに関して、それでは再質問をさせていただきます。

安心して受診できる医療体制の整備についての再質問をさせていただきますけれども、これ、まだ美浜町はたしか先ほど御答弁の中にありました厚生病院の小児科・産婦人科医の不足というのは、ましてやよそからお願いしてきた方が女医さんで、二人が産休・育休に入ってみえるということ、これ非常に何とかぎりぎりやってみえるということでした。

ことしからだったと思いますけれども、南知多町は医師確保修学資金制度なるものを創設しておりますけれども、これ医学生を目指しますよという学生さんに修学金を出す制度だそうですけれども、美浜町もどうですか、せっぱ詰まった南知多町と比べるには違うのかもしれませんが、この点に関してはいかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○健康推進課長（坂本順一君）

荒井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

美浜町では、ことしの4月1日から南知多医師確保修学資金貸与条例というものを制定しております。それは承知をさせていただいております。この貸与の条件としまして、南知多町出身者が医師として、将来、南知多町で開業医を目指し、町長が指定する公的医療機関に勤務しつつ、町内にあるその医療機関の附属診察室、または町長が必要と認める町内の医療機関で医療の業務に従事するという、大変厳しいというのか、そういう定めがあります。11月末現在での申し込み者はなかったと聞いております。愛知県下でも、西尾市、田原市に続く3番目の制定で、まだこの制度自体というものは、県の中でも構築されているというのか、新しい制度だというふうに思っております。そのため、美浜町としましては、まず、南知多町さんの動向についてよく見守りをしながら、今後の経過を見てから考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございました。南知多町はかなり厳しい状態で、この制度に踏み出したと伺いました。ある病院の

事務長さんにお話を伺ったところ、医療は地場産業たるべきだというふうにおっしゃっておいりました。やっぱり自分の地域を、私が守るんだと、医療を守っていくんだという、看護師さんも含めて、そういう地元で生活してみえるお医者さん、看護師さんが、この地域の皆さんの健康を支えるのだという概念でおってもらえるとありがたいなと思っております。

同じく総合計画に24時間体制の産科・小児科医の確保とありますが、先ほど町長のほうからも答弁いただきましたけれども、具体的に本当にいつ来てもうちは大丈夫ですというめどは立っておりますでしょうか。それをお聞かせ願います。

○健康推進課長（坂本順一君）

第5次総合計画の取り組みの中で、24時間体制の小児科医等の確保ということをご載せさせていただいております。これにつきましては、知多厚生病院さんのほうともよく協議をした中で、安心して子どもを産み育てる医療体制を整備するためということの中で挙げたものでございまして、たまたまこのときに、計画を立てたときは24時間というのをもっていきたいというような強いそういう要望というのか、そういったお話がありましたので、それを受けて計画をしたものでございます。

ただ、残念なことに、今、取り巻く環境が非常に悪い状況になっております。ただ、それでも厚生病院さんのほうは、先ほど町長が答弁させていただきましたとおり、小児科医のほうも他の医療機関のほうから応援をいただいて、通常は二人体制で診療を行っていたり、それからことしの3月の時点では、産婦人科のほうは退職をされて1名になってしまったと、非常に大変な状況になりましたが、今は、やはり応援をいただきながら、この4月のときよりも制約が緩和されたと伺っておりますので、また、今後とも厚生病院のほうには、こちらのほうから要望をお願いしながらしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○2番（荒井勝彦君）

本当に、知多厚生病院の場合、確かに応援のお医者さんも確保できているということですが、本当に綱渡りの、こういった表現が適切かどうか分かりませんが、綱渡りのような状態で小児科・産婦人科を行っているような状態だと伺っております。

これ、やっぱり全国的に小児科・産婦人科というのは、お医者さんにとってのリスクが大きくて、なり手がいないのが現実だと、そのように聞いておりますけれども、やっぱりお医者さんというのは、かなりの金額がかかりますので、例えばもうコストパフォーマンス的に、美浜、南知多の規模では、これ以上、産科・小児科医を抱えることがもう困難だというふうであれば、近隣の施設、充実したところとの連携を何がしか強化するような方策をとって、それで緊急事態に対処できるように、もう割り切って考えていくのも、ある意味ちょっと必要になってくるのかなとも思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○健康推進課長（坂本順一君）

議員のおっしゃるとおり、小児科とか産婦人科につきましては、非常に危険な状態、危険というのか、安心して子育てをするためには、なくてはならないお医者さんだと思っております。今のところ、私どものほうで医療関係のほうを町でどうこうできるものではございませんので、引き続き、知多厚生病院さんのほうをお願いしながら、医師の確保のほうに努めていっていただくよう努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○2番（荒井勝彦君）

ありがとうございました。冒頭に横田議員が、またお子様が生まれるということで、まことにめでたいこと

で、しかも地元の病院で出産を計画されているということ、これはやっぱり美浜町にとっても大事な子室でございますので、この子室をきちんと地元の病院で診て、将来を育てていける美浜町であってほしいと願ひまして、私の質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、荒井勝彦君の質問を終わります。

〔2番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、8番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君は質問をしてください。

〔8番 鈴木美代子君 登席〕

○8番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて、順次質問をさせていただきます。行政当局におかれましては、よくわかるように明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、美浜町の介護保険についてであります。

介護保険制度は2000年にスタートして15年が経過しました。みんなで支える老後の安心を合い言葉に、介護保険料を払うかわりに、いざというときには公的介護保険制度で十分な介護が受けられるはずでした。しかし、15年たった今、要介護高齢者をめぐる状況は決して安心できるものとなっていません。現在、社会保障改革の名のもとに、医療改革と一体で進められている介護保険改革は大改革であります。そこで、以下の質問を行います。

その1、要支援1・2の人への訪問介護、ホームヘルプサービスと通所介護、デイサービスを介護保険給付の対象から外し、市町村事業へと移行すると言われていますが、そのサービスの提供主体を現行の介護保険事業者から住民ボランティア、無資格者によるサービスなどに置きかえていくと国は言っております。スタートする2017年4月まで、準備期間はあと約1年しかないんですけれどもできるでしょうか。準備はできているのでしょうか。

その2です。ことし4月から特別養護老人ホームの入所を原則要介護3以上に限定しました。軽度者の閉め出しを図ったわけです。全国で52万人と言われる入所待機者のうち、要介護1・2の人は17万8,000人で、待機者の約34%を占めます。美浜町の入所待機者のうち、要介護1・2の人は何人おるのでしょうか。

その3です。ことし8月から利用者の負担、つまり利用料を所得によって1割から2割に引き上げました。影響の出る人はどれほどおるのでしょうか。また、施設利用者の中で施設利用料を、例えば4番に関係してきますけれども、補足給付という補助金がカットされて、そして、利用料も2割ということで、大きく引き上げられる人がどれくらいおりますでしょうか。

4番、低所得者の施設利用者の食費・部屋代、つまり補足給付だと思っておりますけれども、補助の削減で影響の出る人はどれほどおるのでしょうか。また、介護保険料がスタート直後の2倍の5,100円になっていますが、一般財源から繰り入れして、保険料を少しでも低くできないのでしょうか。

2番です。布土小学校の通学道路の変更であります。

平成24年12月と25年3月に、危険な通学道路だから見直してほしいと住民から訴えられましたので、布土小学校の通学道路の変更も質問しました。しかし、国道を利用できないかこちら側が訴えたんですが、住民から国道を使うことは危険だと断られました。しかし、いつ起こるかわからない地震対策を考えたとき、今の状態は決してよくないのではないのでしょうか。布土の元はたやさんのところは、頭の上に建物が建っている状態で危ない状態です。先日、町長と面談した際、町長に腹案があると言われました。この通学道路が早く解決して、保護者

を安心させたほうがいいと考えます。町長はベストの腹案を出して、学校と父母に納得いく方策を示すべきではないでしょうか。

3番です。病児保育の実施をであります。

先日、常滑市のタキタキッズプラザを視察し、施設も見学しました。必要性を痛感したところであります。また、知多厚生病院の院長宮本先生ともお話をし、先生は地域の人たちの協力を得ながら病児保育を実施させたいと、強く協力を述べられました。病児保育を実施させるために、町、病院、地域の人たちの協力体制の輪をつくっていかないでしょうか。病院側も人手不足のところもあって、お医者さんのほうは協力できるけれども、病児保育だから保育する人を何とか地域の経験者などに頼めないかと言われました。

4番、最後の問題です。小学校区の再編をです。

9月議会で同様の質問をしましたが、教育委員会の答弁は、学区の再編は難しい、複式学級でいくか、少人数のままでいくかということだったと思いますが、もっと過疎地では本当に少ない人数でやっている学校もあります。少人数のままでいくのか、複式でいくのかということも、教育委員会と地域の父母、つまり地域の人たちと話し合いが必要だと考えます。学区再編についてはなおさらのことです。何回もの話し合いを行い、最大限の努力が必要だろうと思います。子どもが激減しつつある今、学区再編のチャンスだと考えます。廃校は論外であります。廃校したら、この地域は疲弊してしまいます。絶対に反対であります。

きのう、南部保育所で生活発表会が行われました。お母さんたちの間で、河和南部小学校がなくなるんじゃないかというわさが、さも本当のようにあったということです。河和小学校へ吸収合併されて、私たちはスクールバスで通うのではないかという話であります。本当に不安を持っている保護者や子どもたちがいるんです。町行政は、真剣に保護者の不安を解消してあげるべきではないでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、鈴木美代子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の1点目、美浜町の介護保険はどうなる、及び3点目、病児保育の実施をについてお答えをし、御質問の4点目、小学校区の再編をについては教育長より、御質問の2点目、布土小学校の通学道路の変更については教育部長より、それぞれ答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、初めに美浜町の介護保険はどうなるの御質問の1点目、サービスの提供主体を介護保険事業者から住民ボランティア、無資格者によるサービスに置きかえていく準備はできているのかについてでございますが、身体介護が必要な方への訪問介護と通所介護については、介護事業者に支援ができるように調整を行っていきます。

次に、御質問の2点目、特養ホームの入居待機者のうち、要介護1・2は何人いるのかについてでございますが、県が行った平成26年度の調査では、本町の入居待機者で要介護1から2の方は24人でございます。

次に、御質問の3点目、利用者の負担を所得によって2割負担とする、影響の出る人は何人いるのか。また、施設利用者で利用料が2倍近くになっていく人はいるのかについてでございますが、67の方が自己負担2割の適用を受けるものでございます。ただし、施設入居者においては高額介護サービス費が支払われることとなりますので、今回の改正により実際の負担額が2倍にふえる方はございません。

次に、御質問の4点目、低所得者の施設利用者の食費・部屋代補助の削減で影響の出る人はいるのかについてでございますが、居住費、食費の負担限度額を超えた分の給付を受けるには限度額認定を受けていただく必要があります。影響の出ている人数は把握できませんが、この限度額認定を受けている人数が減ってきていることか

ら、影響は出ていると思っております。

次に、御質問の5点目、介護保険料がスタート直後の2倍（5,100円）になっているが、一般財源から繰り入れて保険料を少しでも低くできないかについてでございますが、法律で被保険者の給付費に係る負担割合を定めておりますので、一般会計から繰り入れをして保険料を下げることはできないと考えております。

なお、今後において、低所得者のための保険料軽減については拡充されることとなっております。

次に、病児保育の実施をについての御質問でございますが、病児保育はことし4月施行の子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけされた地域の実情に応じて実施する事業でございます。

現在、本町では病児保育を実施しておらず、隣接市で開設されている小児科の医療機関を御案内するにとどまっております。その施設への美浜町の方の利用は少ないと伺っておりますが、今後の利用ニーズを的確に捉えていく必要があるものと考えております。

いずれにしても、病気のお子さんをお預かりする事業でございますので、保育施設に安静室等の専用スペースを設けることなど万全な体制を整える必要があり、医療機関の協力が必要不可欠となります。今後、関係機関との調整を図り、専門スタッフによる看護のもと、安心して御利用いただける病児保育事業の検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

○教育長（山本 敬君）

次に、学区の再編についてでございますが、9月議会でも申し上げましたとおり、児童の減少につきましては、町内全ての小学校において同様な傾向にあります。議員の御質問には、とりわけその傾向が顕著であります河和南部小学校を例に挙げて説明をいたしたいと思います。

河和南部小学校では、これまで何とか2桁で推移しておりました新入学児童も、来年度におきましては8人となります。その後におきましても1桁台で推移していき、本年度93人の全校児童は平成32年度には50人台にまできると予想されております。こうした現状を地域にも、そして、これから入学する保護者の皆さんにも知っていただかなければならないものだと考えております。

教育委員会といたしましても、現状の十分な認識、そして、将来展望に立って、学校の主役であります子どもたちにとって、どういう方策をとることが最善となるのかを検討していくことが必要であると考えております。

議員の御質問のとおり、学区の再編も、校区の切り直しでありますけれども、その手段の一つであると考えますが、小学校は地域のコミュニティーの核であると、そんな施設であります。また、別の見方をすれば、たくさんの人の世代を超えた、何十年にもわたってさまざまな思いが詰まった場所でもあります。

したがいまして、校区の見直しに当たっては、慎重に慎重を重ねて取り組まなければならないと考えております。また、仮に河和南部小学校を存続させるために河和小校区の変更をすることができたとしましても、河和南部小学校校区に隣接する地域の児童数の推移を考えますと、その変更する地域を拡大したとしましても、本当に一時的な対応にしかならないというのが現状であります。

議員におかれましては、河和南部小学校存続を求める住民の声があると。その一方で、河和小学校から学区の変更を求められる、そんな保護者の思いもあるということについて御理解をお願いしたいと思います。

教育委員会といたしましては、これまでも統合するということは一切申し上げておりません。ただ、ここ数年、出生する子どもの数を見ても、遠くない将来、本町の学校教育の全体の形を再構築しなければならない、そんな時期が間違いなくやってきます。教育委員会といたしましても、河和南部小に限らずに町内全ての小・中学校の

今後のあり方について、今以上に少人数学級を進めて複式学級に行き着くのか、統廃合をするのか。また、あるいは、小中一貫校をつくっていくのかと、そういった幾つかの選択肢の中からその方向性を定めていかなければならないものと考えております。

なお、この件につきましては、今年度より創設をいたしました町長と教育委員会で構成されます総合教育会議におきましても喫緊の課題として、その大綱の中に盛り込む予定をしております。今後の会議の中で、十分に協議を重ね、その方向が出されましたら、皆様にも、地域の皆様にも御説明する機会を持たせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育部長（牧 守君）

次に、御質問の２点目、布土小学校の通学道路の変更についてでございますが、議員御質問の梅ノ木からの通学路につきましては、平成25年１月に議員とともに学校教育課及び土木課の職員が同行いたしまして、現地の確認をさせていただいております。

該当箇所の通学路につきましては、議員おっしゃられるように道幅が狭く一部の側溝にはふたがなく、また道路西側は民家の玄関出入り口部分を支えるコンクリート柱がむき出しとなっているなど、地震発生時を想定しますと安全な通学路であるとは言えない状況にあります。通学路の変更につきましては、西側の町道を通る案と国道を通る２案で布土小学校と該当地区の保護者で検討を行っていただいたところでございます。

しかし、町道を通る案では現状の３倍以上の遠回りになるため現実的ではないと。また、国道を通る案につきましても、一部で路肩の狭い箇所がありますので、かえって子どもたちにとっては危険度が高いのではないかと、そういった判断によりまして、最終的には現在の通学路しかないんだというようなことで、そういった結論に至っております。

その後、昨年10月にも町長への手紙がまいりまして、当該地区の通学路の見直しに関しまして御意見が寄せられました。私自身も現地に赴きまして踏査するとともに、安全に子どもたちが通学することのできる経路を探り、これならと思えるものを選びましたが、役場へ戻って調べましたところ民有地の中だったと、その通路が。ということで、結局断念したというようなことでございます。

しかし、住民の方から御意見いただいておりますので、そういった声を無視することはできませんので、改めて学校のほうに通学団の保護者との話し合いの場を持っていただきまして、再度協議していただくよう依頼いたしましたけれども、結局は同様の結果に至っております。

議員が町長と面会した折に、当該通学路につきまして考えがあると伺いましたので、町長のほうにも確認させていただきました。土地の所有者の了解が得られるのであれば、個人の私道を通らせてもらうとのことでしたので、今後、その方向で話が進みましたら、改めて通学路の変更について学校と保護者に検討していただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、従来より要望があります国道の側道というんですか、路肩というんですか、あれの拡幅等につきましても、機会あるごとにまた国・県のほうへ要望してまいります。

教育委員会といたしましては、通学路の安全確保に関しまして、今後とも学校と連携して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○ 8 番（鈴木美代子君）

介護保険について、まず、待機者が要支援の人が24名いるということですが、それについてその24名の方にはどういう対応をするのか、お聞きしたいと思います。

○福祉課長（西田林治君）

24名の方の対応はということでございますが、要介護1・2の方の24名の方につきましては、今、在宅サービスのほうの申請があるというふうに思っております。そのほうでケアマネジャーの方がその人にとってどういう支援がいいのかというのを検討していただいて、介護保険のほうのサービスを使用していただいていると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（鈴木美代子君）

この24名の人が待っているわけですが、それなりに多分理由があると思うんですが、厳しい理由があると思うんですが、そういった在宅だけでやっていける理由ですか。

○福祉課長（西田林治君）

要介護1・2の方につきましては、もし在宅、例えば、宿泊施設の利用が必要な場合においては、ショートステイということも可能でございますので、そういうものを併用しながら、何とか過ごしているというふうに感じております。

この待機者24名の方の中には、お聞きしますと、どちらかといえば、うちでおれるけれどもホームのほうが調子がいいというふうに単純に考えた希望の方も見えると伺っておりますので、24名の方が近々にというふうなことでもないのかなというふうに思っております。中にはもう、ひとり暮らしでちょっと認知症だとかそういうのが発生して、介護度は2だけれども何とかという方も見えるかもしれませんが、全般的には1・2の方については、そういう方のほうが多いんじゃないかというような認識を持っておりますので。

ただ、実際一人一人を当たったわけではございませんので、これについては施設の方との話し合いの上で、そんなようなニュアンスの話が聞いているということでございますので、よろしくお願いいたします。

○ 8 番（鈴木美代子君）

待機者24名の方については、もっと具体的にきちんと調査して、厳しい人もいるかもしれませんので、具体的に話を聞いたわけではないと言われましたので、その辺はきちんとやってください。

ちょっと1番を忘れましたけれども、1の1です。要支援1・2の人の訪問ヘルプサービスやデイサービスを介護保険給付の対象から外し、市町村の事業へと移行するというのが国の考えですが、今、町長の答弁で、その方たちは今までどおり介護保険事業者の従事者で、介護保険からの事業者に移ってもらうということ。もう一回再確認するけれども、いいですか。

○福祉課長（西田林治君）

まだ調整の途中の段階でございますが、当然、身体介護の必要な方については無資格者ではというふうに我々も考えております。そういう身体介護が必要な訪問ヘルプ、特に訪問ヘルプが重要になってくると思うんですが、そういう方については、介護福祉士の免許を持っている方をお願いするということになれば、当然、介護事業者ということになってきます。

単なる生活支援、例えば、掃除の手がちょっとという方だとか、介護を見ている方が1週間に1回はそういうふうに助けてほしいといったような、料理だとか、そういうふうなことを希望される方については免許取得者でなくてもいいんじゃないかというふうなことで、こういうふうな御回答をさせていただいているものでございます。

○ 8 番（鈴木美代子君）

私、やっぱりそうやってヘルパーの人に話を聞いたんですけれども、単なる生活援助だけでなく、例えば、食事をつくったり、何をやるのでも、その人たちはいつ症状が変わる可能性もあるものですから、やっぱりプロの人にやってほしいと。ただ、生活介助、そういう料理をつくったり、そういうだけじゃなくて、やることいっぱいあるんだから、命にかかわる可能性も出てくるからきちんとやってほしいという声があるんですけれども、いかがですか。

○福祉課長（西田林治君）

そういう話があるということは、多分出てくるだろうなというふうなことで承知はしておりますが、ただ、1・2の方については、そんなに症状が重くない方だというふうなことになりますので、身体介護が必要になっている方については、3だとか、そういうふうに症状がいつ変革するかわからない不安定な人という方については、多くはそれ以上の介護度がつく可能性が高いというふうに認識しております。

ケアマネジャーの方についても、介護の計画をつくったときに、その方の様子を1カ月に1回は確認するというふうなことを義務づけられているようですので、そういう部分では、ある程度のことはできるんじゃないかというふうに考えております。

○ 8 番（鈴木美代子君）

その要支援1・2の人は、現在何名ぐらいいるんでしょうか、町内に。

○福祉課長（西田林治君）

200人を少し超えた220人程度だというふうに思っております。

○ 8 番（鈴木美代子君）

約220人の、そうした要支援1・2の人の訪問介護や通所介護が、身体介護はそういった今までどおり介護保険事業者をお願いするが、あと何名ぐらいをそういったボランティアの人にやってもらう計画ですか。

○福祉課長（西田林治君）

今現在、要支援の認定を受けたのが220名ぐらいいるんですが、実際に介護保険の支援のヘルププランをつくっている方については150名ぐらいなんですね。認定を受けたけれども、使いたいというふうなことが出てくる方については150名ぐらいになっております。

その中身については、包括支援センターのほうでケアプランを全部つくっておりますので、そちらのほうと相談しながら進めていくということになりますので、そこまでの具体的な数字を今はつかんでおりません。

○ 8 番（鈴木美代子君）

そうすると、やっぱり、細かい具体的な話はもう少しこの準備期間の間にやっていくということですね。ぜひ、要支援1・2の人でもできるだけ介護保険従事者の、今までどおりの給付サービスができるように、ぜひよろしくお願いします。

次です。さっき利用者の負担を2割負担になるわけですがけれども、影響の出る人は何人いるんですか。所得がある人。

○福祉課長（西田林治君）

先ほど町長も具体的に答弁したとおり、2割負担になった方の保険証の、要するに介護保険証の発行は67名。ごめんなさい、保険証の発行というより、介護を使用している方の中で67名の方が該当しているというふうな調査結果になっております。

○ 8 番（鈴木美代子君）

そうすると4番もあるんですけども、補足給付を削減されて影響の出る人は具体的にはまだわかりませんか。

○福祉課長（西田林治君）

先ほど町長申していましたように、福祉給付、要するにさっきの補助給付ですね。入居施設を利用された方の食事代だとか部屋代に当たるものの補助を受けようとする、介護認定申請の中の限度額認定証をとらなければいけないということでございます。ちなみに、この限度額認定証の発行できる人の基準が変わったことによる変更なのか、本人の事情なのかかわからないんですけども、同時期、この発行の期限が7月までなものですから、8月からは新しい、要するに、前年所得で判定されるのが変わるのがちょうど8月なものですから、その同年時期の8月に切りかわったときのやつを比べてみたんですけども、26年8月には187枚の限度額認定証が発行されておりました。ことしの8月、制度改正があったことによって140枚の発行になりましたので、ただ、この中の発行の原因が、本人の事情によるものなのか、要するに、今度の制度改革で140枚しか発行されなかったものなのかという調査がちょっとできませんでしたので、原因がわかっていないという意味で、実際の影響はどのぐらいなのかというのはわかっていないというふうにお答えさせていただきたいところでございます。

○8番（鈴木美代子君）

ぜひ、その具体的な細かい数字まできっちりできる所に、もう一回ちゃんと質問しますので、やっておいってください。

次に、保険料についてです。5,100円になりましたが、今、保険料は下げることはできないという話があったんですけども、自治体の一般財源でできると思うんです。介護保険料の法令上は法定分を超える一般財源からの繰り入れを禁じる規定や制裁措置は一切ないということで、こういうことがあるということは介護保険料をたくさんかどうかその辺はわかりませんが、一般財源を繰り入れして、保険料を少しでも安くできると思うんですけども、いかがですか。

○福祉課長（西田林治君）

議員のおっしゃられるとおり、介護保険料を引き下げるために一般会計を繰り入れることについては、法的に直接禁止する条文というのはないというふうになっております。ただ、国のほうは介護保険料創設当時から3原則をうたっております。この3原則は、一律減免は行わない、全額減免は行わない、一般会計を繰り入れないという指導を強くしております。

この理由として、介護保険制度は40歳以上の助け合いの精神のもとに保険料の法定割合が定められていて、ここに新たに一般財源を投入することは定められた負担割合を超えて他へ転嫁するということになるので、制度の趣旨に反するものとして初めから想定されていないということで、国は強く指導しております。

本町におきまして、法の趣旨に反するものだというので入れることは適当ではないというふうに考えております。

○8番（鈴木美代子君）

でも、介護保険料、10年前から比べて、もう2倍になっているんですよ。厚労省の試算だと2025年という、今からあと10年先、全国平均で8,150円になると見込んでいるんですよ、厚労省は。もう8,150円というくらいですよ。もう介護保険を払えない人が出てくる。その辺はどうですか。町として。うちだけ今5,100円でストップさせるわけにいかんでしょう。みんな、国の計算だと本当に保険料5,000円を超えたところがすごくたくさんあるんですよ。71.4%を占めていると。5,000円を超えたところが。

そうすると、この厚労省がはっきり言っているのは、厚労省は、2025年には8,150円に全国平均でなると言っ

ているの。えらいことですよ。介護保険を払うのも嫌だと。それよりも寝とったほうがいいという人が出てくる可能性もあるんですけども、町の行政としてはどう考えますか。8,150円になったらえらいことですよ。これ、ただごとじゃないんですよ。いかがですか。

○厚生部長（岩瀬知平君）

確かに8,150円になれば負担が大きくなると、そのとおりだと思います。

しかしながら、議員が言われるように一般財源から入れるということは、その負担を若い人に持ってくるということなんですね。だから、全体として介護保険の支出を減らすということはもう大事なことだと思っておりますけれども、それを一般財源から当然のように持ってきたさいという態度はいかがなものかというふうに考えています。

○8番（鈴木美代子君）

確かに一般財源から入れるのは難しいかもしれない。でも、10年先に保険料が8,150円にもなったら、これは基本料ですからね。もっとたくさん払うかもしれない、もっと少ない人もいるかもしれないけれども、今は5,100円ですよ、基本料金が。だから、8,150円になったらえらいことです。私は、このときになってばたばたするよりも、きちんとそうなったときにどうするのかという、町当局の考えをきちんとまとめて、こうしたら、こうすべきだという考えをまとめておくべきだと思います。

もう一点。ごめんね、時間がないので、こんな言葉使っちゃいけないんだけど。教育のほうに行きます。済みません、時間がないので。

最後に、病児保育は町長も努力するというので、検討していくということで全く否定されたわけじゃないものですから、ぜひ当局の努力に、検討に期待したいと思います。

小学校区の再編であります。きのう、実は、今言いましたように、南部保育所で生活発表会がありました。うちの孫もいるものですから、さっきの横田議員じゃないけれども、うちの嫁さんはこの3月28日に厚生病院でちゃんと産みました、2人目を。こういうところもふえているんですけども、実は、南部保育所で会って、お母さん方の中でそういう話があるんです。河和小学校に吸収合併されて南部小学校はなくなるんじゃないかと。それで、うちら遠いから、ぜひマイクロバスで送ってもらわんといかんわねえという話までであるということで、教育委員会にちゃんとお聞きしますけれども、合併についてはそこだけで話してなくて、教育委員会だけで検討するんじゃなくて、ぜひ、もうここまで来たら、きちんと学校と保護者とか地域の人を踏まえて、ぜひ話し合っしてほしい。何としても話し合っほしいんです、一方的じゃなくて。子どもたちも保護者の人も大変なんです。

実は、やっぱり私たち古布区は保育所をなくしました。それで、保育所があって、矢梨や切山と統合しました。それで、ここで言うとおりです。やっぱり、そういうものがなくなると地域が疲弊しちゃうんです。店屋がなくなる、どんどんなくなる。疲弊しちゃうんです。だから、地域にとっても大変なことなんです。ぜひ、教育委員会がリーダーシップをとって、きちんと保護者の方、学校、子どもたちにも話を聞いて、私は学区の再編をぜひやっていただきたいと思うんです。確かに、学区再編やっても大したことない、人数的には何とか言われましたけれども、それでも今は、今、学区の再編をすれば、子どもたちが一定数ふえるんじゃないかと思うんです。確かに、河和小学校の学区の方たちにも来ていただいて、きっちり話をして、皆さんが納得の上で再編をしていくには1年かかるか、3年かかるかわかりませんが、ぜひそういう、本当に積極的な姿勢でやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○教育長（山本 敬君）

学区の再編で具体的な地域と数字を上げてお話をいたします。

河和南部小学校区と河和小学校区、その近接地帯は浦戸の森下と落合であります。それから、新浦戸の3丁目、それから、2丁目、1丁目、ここまで行くかという話もあるんですけども、実際に浦戸森下、落合地区は、今の年長さんから満1歳児までお1人です。それから、新浦戸3丁目、年長さんから1歳児まで4人です。2丁目は8人、1丁目は17人というところで、それがもう6学年でそれが人数なものですから、やはり仮に線を引いて、えいやとやっても、本当にいつときというか、数人、学年2人ふえるかどうかという、それぐらいの程度なんです。

そういう部分では、やはり、お話をするにしても本当にほとんど効果が得られないと、私は申し上げてよろしいかと思います。

○8番（鈴木美代子君）

それでも今の状態で、もう今度入学する子が8人だと。その次に入学する子も8人です。今の黄組さん8人で、南部保育所ね。赤組さんが14人かな、15人いるかもしれませんが、それよりも……

〔「他の地区の子が入っとるね」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木美代子君）

入っていますか。

〔「14人は全て南部地区の子じゃない」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木美代子君）

南部保育所ですよ。

〔「保育所には……」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

ちょっと待ってください。

○8番（鈴木美代子君）

ごめんなさい、わかりました。はいはい。済みません、もう一回答えてください。

○教育長（山本 敬君）

河和南部保育所、年少さんですか、14人。

〔「違う違う、赤組さんと言った、今の赤組さん」と呼ぶ者あり〕

○教育長（山本 敬君）

赤組さんが14名。その方は、河和南部の子だけではないと思います。今、自由に行き来しておりますので、保育所は。我々がつかんでおる数は、住民課からもらった数は、たしか9、8名ですね。はい。

○8番（鈴木美代子君）

確かに、今の赤組さんが14名いる。数えると、踊った子は14名ですので14名いるんですけども、その子たちが南部小学校に来るのか、河和小学校に行くのか、それはわかりませんので、今、正確なことはどっちにしてもわからないと思うんですけども、ぜひ子どもたちがかわいそうな目に遭わないように、きちっと学区で、河和の人も入れてもいいんじゃないかと思うんですけども、話し合いを進めてください。全然話をしないのでは、ここで話し合いをしているだけではだめなものですから、話し合いをきちっとやって、学区の中で納得いくようにしていただきたいと思うんです。

それから、通学道路の話ですけども、もうこれであと2分20秒で最後になりますが、通学道路の話ですけども、ぜひ実現させてください。地震が起きるとあの支柱が崩れてきて子どもたちが下敷きになるようなことは絶対にないように、あんなところはもう通学道路としては危険過ぎます。私が頼まれたのは、子どもが、孫が学

校へ通っている、危ないじゃないかと怒られたんですが、ぜひ町の教育委員会として、このままではいけない。ちゃんとここに通学道路をこうするよということで、ぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（森川元晴君）

答弁はいいですか。

○8番（鈴木美代子君）

答弁だけ。

○教育部長（牧 守君）

通学路の関係、子どもたちが安全に本当に通学できるように努力してまいりたいと考えております。また、特に、布土地区の議員さん方、通学路に関してはいろいろ御配慮いただいているそうで、また12月にそういった話し合いの場も持っていただけるというようなことを熱心にやっていただいております。

そういった御意見もまた伺いながら、学校のほうとまた調整させていただくような格好になろうかと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。

〔8番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたしますので、再開を午後1時からということでよろしくお願いいたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君は質問をしてください。

〔7番 山本辰見君 登席〕

○7番（山本辰見君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります質問通告書に基づき質問いたします。町長初め当局の皆さんには丁寧にかつ簡潔な答弁をお願いしたいとお願い申し上げます。

1点目は、防災に強い町づくりの課題であります。

御承知のように南海トラフ巨大地震、東海・東南海・南海地震発生 of 想定が高い確率で心配されております。そして、本町でも9月ごろから、各地域での防災訓練等が取り組まれておりますけれども、とりわけ避難道路の確保等が本当に大事であります、これとこの問題は繰り返し取り上げてきましたけれども、これと合わせて津波対策の一環として、住民の一時的な避難場所の確保、これは待ったなしの課題であります。私は西海岸ですから、どうしても、西海岸の話に集中しますけれども、中奥田地区やあるいは南奥田地区、野間の若松等では、本当に近くに高台がありません。こういうところは日本福祉大学などを避難場所として指定してありますから、野間小学校等ではゴルフ場まで行きたいと、これは小さい子どもは屋根がないところだとパニックになるんではないかと考えています。そういうところも含めると、福祉大学ですと、当然、山王川が、川があります。橋を越えなければなりません。先日の9月の大雨のときには、実際にあふれて通れない箇所等もありました。そして、

相当の距離もあります。地震発生から例えば南海トラフ等ですと30分、40分あるから大丈夫だと言いますけれども、距離も相当あります。そういうことから考えますと、特に、高齢者の皆さん、あるいは、要援護者の皆さん方の対応を本当に考えていかなければならないんじゃないかと思います。

特にこの方々を対象として、私は今回は避難ビルとして民間のいわゆる学生アパート、あるいは、学生だけじゃないアパートもあります。コンクリート製の、木造の2階ではなくて、コンクリート製のアパート、マンション等を借りて、横長の通しの廊下がありますから、そこを逃げ場所として借りられないかということを改めてまた提案するものでございます。そして、このお話を実は何件かの大家さん、直接お話も聞いて回りました。多くの方からは大家さん、この考え、いいことだと、むしろやってもいいと思っているというふうな前向きな返事というか、私に答弁しただけですから、町に正式な返事をしたわけではありませんけれども、そういう状況でありますから、大家さん、また、家主組合さん等に正式に申し入れをして、町として協議できないものでしょうか。ぜひこのことは町長の見解を求めるものであります。

2点目は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の課題であります。11月の半ばぐらいから、各家族単位でマイナンバーのいわゆる通知カードが届けられ始めました。地域の住民の皆さんの中には、この制度自体も知らないのと、何か心配だと、管理がすごく心配されると、実は受け取りたくないという方も私にも聞かえてきましたし、もううちは拒否したという方もありました。幾つかの点で心配される課題について、順次お聞きします。

このマイナンバーの制度の導入の狙いというのはどこにあるのですか。そして、私たち住民にとって、メリットもあるかもしれませんが、デメリット、あるいは負担としてどんなことが考えられるのでしょうか。

それから、2点目は、この制度は美浜町住民にとってどのような利用、活用がなされるのか。そして、番号を書いてくれと言われた場合に、書類等を書くことを要請されたら、住民のほうは絶対に記入しなければならない、いわゆる、義務を負わされるものなのかどうかということです。

3点目は、まだいろいろ制限はあると言いながら、それでも、個人のデータが大量に結びつけられることになるわけですが、セキュリティの面で本当に心配はないのか、先回もこの補正予算を組んでセキュリティの対応をしたということもお聞きしましたけれども、例えばサイバー攻撃など、第三者による事件というか、事故があった場合に、町当局あるいは行政サイドによって個人の被害者等が出た場合にはどういう保護があるのか、実際に、さきに、ことしになってからですか、年金の関係でやっぱりサイバー攻撃を受けて、データが相当漏れたケースがあったと思います。

それから、次の点は、仮に、いわゆる持っていれば紛失したり、あるいは盗まれたり忘れたりすることもあるわけですが、そういう面から、カードを私は持たないことにしようという方も実際にいるようです。そうした場合、あるいは通知カードを受け取らなかった場合、それから、来年の1月からスタートすることになります個人番号、いわゆる写真つきのICチップの入ったカードを申請しない場合などは町としてはどういう対応になるのか、個人はどのような対応になるのか、それに対して罰則等はあるのでしょうか。

それから、私たち、今、個人に対してのいろんな説明は議員に対してもありました。広報にも載ったと思いますが、セキュリティの面ではいわゆる事業者、会社を経営している人ですね、特に大きな会社ですと、当然人事課とか担当部署がいて、経理の担当者がいると思います。こういう扱う担当者もいると思うんですが、例えば個人で営業している店屋さん、床屋さんですと奥さんと2人でとか、そういう方たちの中小の業者さんにとっては、このカードを扱うことによる対策の費用というのが相当かかるとお聞きしております。資料によっては40万円も50万円も要る、いろんな設備を用意せないかんということがあられるわけですが、町当局にも聞い

たら、それは事業者のことだから町は関係ないよという言葉は使いませんでしたけれども、ストレートにその人たちにどうこうすることはできないということですが、町内でどの程度の事業者が準備していると把握しているのか、それから、具体的には、例えば商工会などと連携をとってその人たちの勉強会だとか、フォローだとかというのが、対応策の指導などについて、どういう対応をしているのでしょうか。

それから、もう一点は、これまで準備段階における町の経費はどのぐらいかかっているものなのか、国からどういう予算が出て、補助金がどのくらいだったか。それから、今後、今は27年度ですが、28年度から年間の維持管理費等で町の財政的にはどんな負担が起ってくるものなのかも説明いただきたいと思います。

それから、この問題の最後ですが、マイポータルと言って、資料を見ても全然わかりませんでした。でも、よくよく読んでみますと、マイナンバーのついた自分の情報がどこでどういうふうに使われたかというのは、その個人が調べようと思ったら調べられるということらしいです。パソコン等を使わないかと思いますが、自宅のパソコンから確認できる制度がこのマイポータルの制度だということですが、このことが本当に全て確実に保障されているものなのか、お聞きしたいと思います。事前の情報によりますと、実は、捜査の環境でとかいうことで、警察とか公安が調べたのについては、いわゆる今、このマイナンバー、いろんな悪用されないように第三者委員会特定個人情報保護委員会というのがつくられるそうですが、町段階ではどういうのがあるのかわかりませんが、そこの対象からは警察とか公安の分はチェックもされない、対象から外されると、何を調べたか、隠してもいいということのようですが、こういう形でこれがすぐに悪用という形に言葉が結びつくかどうかかわかりませんが、悪用されていないことをどんな方法で確認できるのかということでございます。

大きな3点目は、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015についてであります。10月に私たちにもお見せいただきましたこの総合戦略2015なるものを打ち出しましたが、12月1日付の町広報にも2ページにわたって紹介がありました。ただ、何を言わんとしているのかな、何をやろうとしているのか、さっぱり理解に苦むところがあります。既にこれまで3年ぐらいもう始まっています。第5次総合計画のそれぞれの事業と多くは重なるのではないかなと思うわけですが、この総合戦略が私たち町民にとって何をしてくれるのか、漠然としているんでないか。すごく大き過ぎてわかりにくいところがあります。そこで、事業の中身について具体的にお尋ねします。

1点目は、この事業は国としてはどういう狙いがあった事業なのか、そして、美浜町として同様にどういう狙いを持っているのか。具体的には、目標とか目的はどのような大きな柱があるのか。これは長くないようにお願いしたいと思います。

2点目は、27年度で国から出た補助金だとかも使って、少子化対策支援事業だとか子育て支援、あるいは観光振興など、一定の事業は行われていますが、これは既に渡した資料がありますので改めて紹介いただくことなく結構ですが、28年度以降、大きな柱の事業はどのようなのを考えているのか。そして、大事なことは、そこで、その事業をやって、何を勝ち取る目標としているのかということですね。

それから、3点目は大きな柱の中の1点として、スポーツ交流拠点整備プロジェクト、これによってスポーツ交流人口を目玉としたいと、人口増を目玉にしたいとしているわけですが、実は美浜町には大きな課題があると思っています。少子高齢化対策、午前中の質問でも子どもの減っている話がたくさん出ました。そして、定住人口増の課題があるわけですが、この課題と目標と、今のスポーツ交流人口がどう関連していくのか、余り見えてきません。

それから、最後、この事業を通じてまちの若者の定着、いわゆる結婚適齢期の皆さんの定着とどう結びついて

いくのか。私たちは率直にこれまでも子育て支援策であれば、本当に具体的に、例えば子どもたちの給食費を補助できないか、半額補助できないかとか、思い切って無償化できないかとか、あるいは、2人目以降の保育料を3歳児以降ではなくて1歳児、乳幼児、1歳、2歳の子についても無料化できないか、そういう具体的な提案をしておりますけれども、この事業と関連して、私たちの提案についてどう認識をしているのか、お尋ねします。

最後の質問になります。この国の基本方針の一つでありますしごとの創生とまちづくり、タイトルだけでも、それらから見ましたら、やっぱりこれも以前から繰り返し提案しています住宅リフォーム助成制度、こういうのが最もふさわしい事業になっていかないと。言葉で言えば、町の活性化とか、産業の活性化とありますが、本当に具体的にほかの市町でも具体化した事業です。これと、今の総合戦略2015の中に組み入れられないものなのか、このようなことについて具体的に検討されているのか、お尋ねします。

壇上からは以上で質問を終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは私のほうから、山本辰見議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の1点目、防災に強い町づくりの課題について及び3点目、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015についてをお答えし、御質問の2点目の社会保障・税番号制度の課題については、マイナンバー法の制度説明でございますので、担当部長より答弁申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

初めに、防災に強い町づくりの課題についての御質問でございますが、南海トラフ巨大地震、東海・東南海・南海地震発生時に想定される津波対策として、愛知県防災会議で示された津波の浸水域などに関するデータが、美浜町防災マップに反映されているのは、議員も御存じのことと思います。

平成23年12月議会においても類似した内容を含む御質問をいただき、その際には、町内で住宅が多く所在する平地の背後である丘陵地は、ふだんの生活にも密着した存在であり、しかも地震発生後、想定される津波到着時刻までの時間的余裕内に安全な避難行動ができるものと考えられるので、避難ビル確保の具体的検討や取り組みについては、考えていない旨を、お答えしております。

また、平成24年3月議会においては、①コンクリート製のアパートや学生アパートなど、住居用の建物の場合には、その建物に居住する方の生活も考慮する必要があるので、一時的かつ短期的な滞在である場合を除き、避難先として使用することは難しい旨の御意見を家主組合の方々からいただいています。②としまして、住宅地に被害を及ぼすような大津波が襲来する前には、地震による強い揺れが必ず感じられるので、その強い揺れを感じてから丘陵地に避難した方が安全な避難行動ができるものとの考えから、絶対数が少ない建物よりも、地勢を利用することのほうが確実であると考えている旨の2点をお答えしております。

現在においても、この考え方が基本であります。

ところで、前回答弁申し上げた時と大きく異なるのは、国及び県から、想定される最大の津波浸水域データが示されたことであります。先ほども触れましたが、美浜町防災マップには、その最大浸水域が図示されており、高台でなくとも想定される時間的余裕の中で、安全な区域へ避難することができるものと考えております。

議員御心配の奥田地区を例にとりますと、背後の丘陵部はもちろん、国道247号は浸水域から外れております。このように浸水域が明確になったことにより、ふだんからの心構えにより、安全に避難行動ができるものと考えておりますので、民間のアパート等を避難ビルとしてお借りすることは考えておりません。

なお、浸水域内に所在するパレマルシェ河和店及びかんぼの宿知多美浜は、構造、用途、容積等考慮の上、本年8月に津波避難場所に指定をいたしました。

今後も、平常時から避難経路について確認するなど、避難を見据えた行動がとれるよう、地元行政区等との連携を密にしていきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015についての御質問の1点目、この事業の国の狙い、美浜町の狙い、目的・目標の大きな柱は何かについてでございますが、我が国は、2008年をピークに人口減少の局面に突入し、今後も減少するとの推計が示されております。

そのような中、2014年11月にまち・ひと・しごと創生法が公布・施行され、同年12月に長期ビジョンと総合戦略について閣議決定がされました。

国においては、この総合戦略の基本的な考え方として、1つ目として、人口減少と地域経済縮小の克服を、2つ目として、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することをそれぞれ目指すもので、本町についても、国と同様、人口減少対策と地域経済の活性化を大きな柱と位置づけており、それに加え、4つの基本目標を掲げています。1つ目は交流人口の増加、2つ目は雇用の場の創出、3つ目は子育て環境の充実、そして4つ目として住民間のきずなづくりであります。

次に、御質問の2点目、28年度以降の大きな柱の事業はどのようなものと考えているか。その事業で勝ち取る目標は何かについてでございますが、27年度におきましては、地方創生交付金を活用し先行的に少子化対策事業や観光振興及び産業活性化事業を実施しております。平成28年度につきましても、総合戦略で示した4つの基本目標達成に向けた施策を着実に実施してまいりたいと考えております。

なお、28年度における地方創生新型交付金につきましては、現在、国から具体的な提示はありませんが、国や県としっかり連携を図り、的確に情報を収集し推進してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、スポーツ交流拠点整備プロジェクトによる、スポーツ交流人口増を目玉にしているが、町の大きな課題である少子高齢化対策、定住人口増の目標とどのように関連するのかについてでございますが、本町においては総合戦略の4つの基本目標の1つに交流人口の増加を掲げております。

近年、本町の旅館・民宿利用者の多くは、県外からのスポーツ合宿が増加をしています。また、各種スポーツも従来のプロ的なスポーツから地域住民が参加することのできるニュースポーツの推進、普及も拡大傾向となり、技術の向上はもちろんのこと健康づくりにも一役買っている状況でございます。

今回の戦略により、例えばスポーツ大会の誘致、合宿などをこれまで以上に誘致し、スポーツツーリズムという新たな魅力を発信し、地域の子どもたちの健康増進と交流人口の増加を推進してまいりたいと考えております。

スポーツ交流拠点の整備によりさまざまな年齢層の方が美浜町に訪れることとなります。お子様を初め、老若男女を問わず訪れ、共通なスポーツを通して出会いが生まれることが想定をされます。

人と人との出会い、美浜町の文化、歴史、風景など美浜町の持つ温かさなども知っていただく機会と確信をいたしており、スポーツ交流拠点整備により、さらなる交流人口の増を目指すものでございます。

次に、御質問の4点目、この事業を通じて若者の定着にどう結びつけていくか。子育て支援策として、給食費の抜本的補助、保育料の2人目以降の無料化など、具体的な提案をしているが町長の決断を聞きたいについてでございますが、今回、国が打ち出した人口減少の歯どめ策の一つとして、婚活事業を掲げております。本町におきましては、平成24年度から積極的に取り組み、一定の成果を上げていますが、本年度からさらに、結婚適齢期、晩婚対策として新たな取り組みも実施してまいりたいと考えております。

子育て支援につきましても、地方創生先行型交付金を活用し、環境整備などに取り組んでいるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

給食費の抜本的補助についてでございますが、学校給食法に基づき、学校給食費は学校給食を受ける児童また

は生徒の保護者の負担とすることになっております。今後もこれに準じて実施していく考えに変わりはありませんので、よろしくお願いをいたします。

また、保育料の2人目以降の無料化についてでございますが、保育料については、現在においても段階的な引き下げを行い、子育て世帯の負担軽減を図っているところでございます。2人目以降の完全無料化につきましては、今後の安定的な保育サービスの提供ができるよう、本町の厳しい財政状況の中、検討課題と考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の5点目、しごとの創生とまちづくりから見たら、住宅リフォーム助成制度などは最もふさわしい事業にならないかについてでございますが、しごとの創生の面から見れば、住宅関連産業の活性化や地元事業者の生活の安定に一定の効果があるとの認識は持っております。

平成24年9月の定例会において、同様な御質問にお答えいたしましたとおり、現在補助制度を設けて行っている民間木造住宅耐震診断補助・耐震改修補助、介護保険法による住宅改修費支給などの支援は、町民の安心・安全の確保や福祉対策に役立つとともに、地元事業者への経済効果は大いにあるものと考えております。今後も引き続きこの助成を多くの町民の皆様に活用していただけるようPRの強化をまいりますので、現時点においては新たな制度を設ける考えは持っておりません。

また、知多管内5市5町の状況につきましては、現在、住宅リフォーム助成制度を実施しているところはございません。しかしながら、住宅のリフォームは、住宅の品質・性能の向上や中古住宅など地域資源を生かした魅力ある住まい・まちづくりといった美浜町住生活基本計画に定める住宅施策に有効な手段であると考えられますので、費用対効果を検証しつつ、検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

〔降壇〕

○企画部長（永田哲弥君）

次に、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の課題についての1点目、マイナンバー制度の導入の狙いとは何か。住民にとって何がメリットでどのようなデメリット・負担が考えられるかについてでございますが、最初に導入の狙いとは何かにつきまして、国が発行しておりますパンフレット等で記載されておりますように公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、そして、行政の効率化が狙いと考えております。

次に、住民にとってメリットについてでございます。例えば、年金や福祉などの申請手続におきまして、現在あらかじめ用意しなければならない証明書等の書類が省略することができるようになり、それに伴います証明書の発行手数料や発行に係る手間がなくなります。また、これにより行政の手続が簡素化され、スピーディーな事務処理が行えることで、町民の皆様にメリットと考えるものです。

次に、デメリット・負担につきましては、住民の立場からのデメリット等は特に考えられませんが、通知カードまたは個人番号カードの保管及び管理が新たに発生しますので、強いて言えばこの部分がデメリットになるかと思えます。

次に、御質問の2点目、住民にとってどのような利用、活用がなされるのか。また、書類等に要請されたら、絶対に記入しなければならないか、義務かにつきましてでございます。

まず、住民にとってどのような利用、活用がなされるのかにつきましては、国から提示されております先ほども申し上げましたパンフレット、資料に記載されておりますように、社会保障関係の手続といたしまして、年金、雇用保険の資格取得や確認・給付、ハローワークの事務や福祉分野の給付、生活保護の手続に利用し、また税務関係の手続といたしまして、税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などを初め、都道府県や市町村に

提出いたします各種申告書や給与支払報告書などにも記載が必要となり、利用いたします。さらに、防災・災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成事務などの災害対策にも利用することになっております。

次に、要請されたら絶対記入しなければならない義務かにつきましてでございます。今のところ把握している範囲内では、市町村を含む行政機関、事業主や事業所の給与担当から提示を求められた場合などが義務になるのかと考えております。

なお、マイナンバーをお聞きする際は、本人確認を行うことが義務づけられておりますので、電話でマイナンバーをお聞きすることはございません。

次に、御質問の3点目、漏えいの事故・問題があった場合、行政サイドによる個人被害者の保護はどのようになっているかについてでございます。まずマイナンバーを利用して照会できる各種データは、今までと変わらず、それぞれの現在、データを管理しております機関で厳重管理されます。したがって、マイナンバーによりデータが連携や連結されておられませんので、一括管理を行うこともありません。

次に、マイナンバーを利用した照会の方法についてでございますが、マイナンバーの数字を直接使用して照会するのではなく、照会する側と照会される側の間に設置するサーバーにより特殊な計算方法を用いて計算した照会用コードに変換して照会するセキュリティーシステムとなっております。マイナンバーが漏えいしたからといって直ちに個人情報が入ることはございません。

ただし、悪用されることも懸念をされますので、法律や条例で定められている社会保障、税、災害対策の手続で行政機関や勤務先などへ提示する以外は、むやみにマイナンバーを提示することは好ましくないと思いますので、よろしくお願いします。

行政といたしましては、住民の皆様に注意の喚起をしてみたいと考えておりますので、議員におかれましても、御協力のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、御質問の4点目、通知カードを受け取らない場合、また、個人番号カードを申請しない場合などどのような対応になるのか。罰則などあるのかについてでございますが、最初に通知カードを受け取らない場合につきまして、御説明をさせていただきます。

通知カードは、世帯を単位として簡易書留で郵送されてきます。仮に受け取らなかった場合及び所在不明で返送された場合は、3カ月間程度市町村で保管し、その後破棄することになっております。

本町におきましては、保管期間内であれば、住民課窓口におきまして本人確認ができる運転免許証などを御持参いただければお渡しすることができますのでよろしくお願いをいたします。

なお、仮に通知カードを紛失した場合、あるいは受け取らなかった場合などで市町村の保管期間である3カ月を経過した場合は、手数料が必要となりますが通知カードの再発行の手続きができますのでよろしくお願いします。また、マイナンバー付きの住民票で代用することもできますので、あわせてお願いを申し上げます。

先ほどの御質問の中でもお答えさせていただきましたように、事業所など雇用されている方は、少なくとも給与担当者にマイナンバーを提示する必要があります。そのほかの方につきましては、確定申告等を行う際にマイナンバーの提示が必要となりますので、通知カードは受け取っていただきたいと思いますので重ねてお願いを申し上げます。

次に、個人番号カードを申請しない場合につきましては、個人番号カードの申請を行うかどうかは個人の任意となりますのでお願いいたします。

なお、個人番号カードには、本人確認ができるように写真が印刷をされていますし、マイナポータルで情報の

提供状況を確認するときなどに使用するインターネット上の本人認証に係る電子証明書、ＩＣチップも内蔵しておりますので、必要な方は申請をしていただきたいと思います。

次に、罰則はあるのかについてでございますが、いずれの場合も罰則はないと伺っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、質問の５点目、セキュリティーの面で事業者にとって対策の費用負担が心配されるが、町内でどの程度準備されていると把握しているか、町商工会などと連携しての対策の指導などを考えているかについてでございますが、町といたしまして各事業者がどこまで準備しているか、また、準備の予定をしているか心配しているところでございます。

それぞれの事業者は、従業員のマイナンバーを入力し保存すること及び源泉徴収票や給与支払報告書の様式が変わることによる給与システムの改修、不要となったマイナンバーが記載された用紙を破棄するためのシュレッダー、マイナンバーが記載された書類を保管する鍵付きの書庫などが必要と国から示されており、これらのことは、本町におきましても同じであり、準備を行うよう予定させていただいておりますが、経費の負担が生じてまいります。

町内各事業者の状況につきましては、現在、把握するまでに至っておりませんが、町商工会と連携しまして、対策及び指導などを考えていきたいと思っております。

次に、町商工会などと連携しての対策の指導など考えているかでございますが、現在、商工会におきまして、全体説明会を１回、文書による通知を２回行っており、また、個別指導の折にも説明しているとお伺いしております。

今後につきましては、状況を見て、商工会と連携して何らかの方策を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の６点目、これまで準備段階における町の経費負担はどのくらいか。また、今後年間の維持管理費等での町財政負担はどのくらいの規模になるかについてでございますが、最初に準備に係る町の経費負担につきましては、平成２６年度におきましては５７８万１、０００円を支出し、これに対する国庫補助金といたしまして、同額を受け入れております。

平成２７年度につきましては、予算ベースで御説明をさせていただきます。平成２６年度から繰り越しをさせていただいた分も含めまして、６、０６８万３、０００円を歳出する予算を措置させていただいております。

これに対する国庫補助金は、これも平成２６年度から繰り越しをさせていただいた分を含めまして、４、１８９万１、０００円を見込んでおります。

また、今後必要となる維持管理の経費につきましては、まだ全体がはっきりしておりませんが、現在わかっているものとして、約４５０万円ほどの金額が毎年必要になるものと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、御質問の７点目、マイナンバーの情報をいつ、どことやりとりしたか確認できるとなっているが、確実にこのことが保証されるのか。警察・公安への情報提供はマイナンバーの悪用を監視する第三者委員会、特定個人情報保護委員会からのチェック対象から外されていると聞くがについてでございますが、まず、情報のやりとり、履歴の確認につきましては、個人ごとのポータルサイトは、番号法の附則第６条に規定されておりますので、国は、法施行後１年となります平成２９年１月には運用を開始するものと考えております。

また、マイナンバーを利用した情報提供は、法律または条例で定められた社会保障、税、災害対策の各分野で利用できるものであり、議員が御心配されているような警察や公安がマイナンバーにより情報提供を受けること

や情報を提供することはありません。

したがいまして、特定個人情報保護委員会のチェック対象から外されることになりますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

再質問ありますか。

○7番（山本辰見君）

私はきょうはあえてたくさん箇条書きしましたけれども、今のひと・しごとも、それからマイナンバーについても、幾つか問題点があるということを紹介した意味で深くは掘り下げませんが、これは繰り返し、特に、マイナンバーは今後、来年度、28年度、29年度にわたって取り組まれる問題ですから、ゆっくりこれは取り組んでいきたいと。

一番最初に申しあげました防災に強い町づくり、率直に町長の答弁、がっかりしました。少し前向きな話になるのかなと思ったんですが、これまでと何も変わっていません。といいますのは、いわゆる避難ビルという言葉が正しいかどうかわかりません。そこにまず一番最初に逃げようという考え方ではありません。基本的には高台から、壇上でも言ったように、30分、40分あれば、相当の形で逃げられると思いますが、さっき紹介したように、高齢者の人ということでありますと、率直に私、大家さんからこういう話をお聞きしているんです。その提案はぜひ賛同したいと。断る人は一人一人訪ねていったら、断る人は少ないんじゃないかと、全員が断るということは余りないんじゃないか。むしろ、私は、その方は、大家さんですね、もう自分がやらないかんと思っただけで、その方は、学生のアパートではないんですが、使っていない部屋があれば、おばあちゃんにもう入ってもらってもいいというぐらいのつもりは持っている。それから、もう一人の方は新しい建物はひよっとしたら、オートロックとか、セキュリティで入り口に鍵がかかっているところがあるかもしれません。例えば、その方は実際、そういうのを持っている方ですけども、鍵なんか壊されたら直せばいいじゃないかと、それを町が補償してくれるとかいう形での対応はできるんじゃないかと、ぜひ協力したいというのが、まだ片手ぐらいですけども、そういう状況です。そういう立場から見たら、いかがでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

議員がおっしゃる、例えば鍵が壊れたら云々ということになりますと、逆に言いますと、津波そのものの被害から逃げる時点より、かなり後になるのではないかと考えております。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、過去、24年3月でお話ししたときでもそうですが、家主組合の方々も、一時的なものを否定するつもりはないよと、ただ、避難ビルという形の指定をされることによって、避難場所、避難所だから、滞留されてしまうのが困るということを言ってみえるわけですね。そういった意味では前々から皆様方の協力は、そういった意味での一時的な避難というところは協力できるというふうな解釈をいたしております。ただ、そういったこともございますので、町としては避難場所といったような、あえて表示はいたさないということでございます。

先ほど、また、答弁でもございましたけれども、一遍、マップのほう、また、皆さん、せっかくですので読んでいただきますと、明確に浸水域が表示されております。議員おっしゃるように、高齢の方とかいう心配は確かにあるかとは思いますが、仮に、例えば、奥田地区をとりますと、国道247号、答弁にありましたように、津波浸水域から外れております。そこまでの距離はざっと100メートル単位のもので、500メートルも600メートルも行く必要はございません。若松地区においても、同様でございます。そういったことを考えますと、先ほ

ど議員がおっしゃったのは、津波でもし被害が出たときに、その後の避難所、かなり中長期になるとと思いますが、そういったときについては、そういったお考えの方というのは非常にありがたいと思いますが、津波が迫ってきている、その段階を前提にした避難ビルという考え方のもとでいくのであれば、あえて町としてはやる段階ではないのではないかと考えております。

以上です。

○7番（山本辰見君）

先ほど私から紹介したように、避難ビルという表示がよくないかもしれません。そうじゃなくて、どうしても、逃げおくれた人という限定をする必要はありませんが、逃げおくれた人がすぐ前に高台に、通しの廊下があると、そこをこれまでも、実は全然、中身は違いますが、うちは井戸があるうちだと、その際はうちの井戸を使ってもらってもいいよと、こういう表示があります。あるいはもう一点、子どもたちの子ども110番のうちですというのも、これはあると思うんですね。お店だったり、個人のおうちで、私はそういう意味での、この建物は町にも相談したけれども、うちは上がってもらってもいいよと、避難する、本当にいつときです。例えば、水が来たとき、本当にいつとき、そういう立場でいくと、そこが避難ビルでみんなが寄って2日も3日も滞留するんだとかというつもりはありませんし、利用している部屋をあけてくれとか、そういうことではありません。

昔の県営住宅、町営住宅に縦に上る階段だったら、スペースはほとんどないですが、今、外に階段があって、通しの廊下、当然、雨もしのげますし、そういうことでいくと、本当の何時間か、山のほうに行けなかった人が利用する分には先ほど大家さんが紹介してくれたように、断る理由はないよねと、ぜひ協力したいという形であれば、私はもう一度、しかも、今、大家さんの組合の代表は消防団の団長さんではなかったかなと思うんです。もちろん、あの方のアパートもあります。その人がどうのこうのということ、言いませんけれども、そういう立場でいくと、気持ちとしては、おら、そんなの嫌だという気持ちにはならないのではないかと。それを率直に、町のほうから担当者が出向いて、こういうことを検討しているけれどもどうだろうということで、改めて私は1軒ずつ回って、1軒ずつといったって、対象の建物は多分10軒あるかどうかです。新栄にも何軒かありますから、南の奥と、本当に1軒か2軒だけですから、対象はそんなに、何十軒とあるわけじゃないと思いますので、ぜひその辺を動いていただきたい。

最後に、町長、この件でもう一度答弁願いたい。

○町長（神谷信行君）

先ほどから総務部長のほうも答弁させていただいておりますように、浸水域のまずマップのほうですね、こちらを国のほうがしっかりと今回、示されたことによりまして、特に、お年寄りの方であるのであれば、逆にそういった避難ビルというのか、階段を使って上へ上がるということよりも、まず、国道よりも、皆さん、データを見ていただいておりますけれども、もうほとんど海岸寄りになっております。そういったことで、逆にお年寄りの方であれば、そちらの国道のほうへ避難をしていただいたほうが、まず、浸水という、津波というものに対しては、一番効率的な避難になるのではないかなと私は思っております。

ただ、どうしても、そういった逃げおくれた方だとか、そういった方に対しては、それは一時的な避難として、ごく身近なアパートだとか、そういったところに当然逃げていただければと思っておりますので、これはまた、下宿組合等も通じて、そういった方に対しては受け入れをしていただけるような形のお話はさせていただければよいのかなというふうに考えておりますので、一度避難マップのほうでしっかりと皆さん方に、また住民の方にも示させていただいて、そして、その中で一番早く自分が逃げられる近道をそれぞれの形で研究しておいていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、東部も西部も、今回、この避難マップの中で浸水域を示されたことによって、私どもからすると、一つ安心はしております。これによって、かなりお年寄りの方も、また、そういった体が不自由な方も、皆さんの助けによって、とにかく国道まで出ればこれは水は来ないという区域になっておりますので、そういった形で皆さんの御協力をいただきながら避難をしていただくのが一番効率的な形ではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、山本辰見君の質問を終わります。

〔 7 番 山本辰見君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、4 番 横田全博君の質問を許可します。横田全博君は質問をしてください。

〔 4 番 横田全博君 登席〕

○ 4 番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

1 番目は、美浜町においてふたのない側溝が多く見受けられます。昔からの住宅地に多く、そこでは道幅も狭く、夜道や通学路の安全確保が求められます。また、車の運転も気をつけなければなりません。各住宅の出入り口には各自でコンクリートや鉄板を渡しております。

町に相談をと言ったら、言っても何もしてくれないとの声を聞きました。とても残念な思いをしております。

安全・安心のまちづくりを掲げる町として、小さなことではありますが、どのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

次に、本年3月に第6期介護保険事業計画が策定されました。これは、高齢者のピークとなる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括支援システムの構築を図る必要があるとしております。

そこで、以下の9点、質問をいたします。

- 1、現状において、在宅療養の継続に当たりどのような問題点があるのか。
 - 2、高齢者が在宅療養の継続を可能にするためには、どのような取り組みが必要なのか。
 - 3、地域包括ケアシステムをマネジメントしていく場合、どのようなものが必要なのか。
 - 4、情報の共有化が重要な要素となるが、どのように進めていくのか。
 - 5、今よりも業務量が増加することが予想されますが、人材確保の見込みはできているのか。
 - 6、ニーズに対応した生活支援サービスの進め方はどのようなことか。
 - 7、施設等も含め高齢者の住まいの確保の取り組みはどのようなようになるのか。
 - 8、健康づくりや介護予防への取り組みは。
 - 9、介護保険料の見通しはどのようなものか、の9項目において、簡潔に御説明していただきたいと思います。
- また、計画の推進体制として、庁内ほか、県、関係機関、団体との連携強化とあるが、どのような形でいつから始めるのかお聞きしたい。

以上、壇上での質問を終了いたします。

○町長（神谷信行君）

それでは、横田全博議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町内におけるふたのない側溝についての御質問でございますが、昭和50年ごろまでに設置した側溝は、ふたのないものが一般的で通行に支障となる横断部分しかふたがされておりませんでした。

しかしながら、社会情勢の変化、自家用車の普及などによる交通量の増加など道路事情の変化に伴い、道路を通行しやすくするため側溝にふたをして道路の有効活用ができるようになってまいりました。現在では、ふたつきの側溝で施工をしており、ふたのない側溝については、要望等に基づき順次、ふたつきのものに変更するようにして努力しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、第6期介護保険事業計画についての御質問の1点目、現状において、在宅療養の継続に当たりどのような問題点があるのかについてでございますが、現状では、在宅医療の提供と介護サービスの提供は、それぞれ、個々に行われていることが、問題と考えております。

また、高齢者の在宅生活における必要な支援は、その人の生活状況により変わってくることが課題となっていると考えております。

次に、御質問の2点目、在宅療養を継続可能にするためには、どのような取り組みが必要かについてでございますが、医療と介護の連携、地域の理解と支援が必要と考えております。

次に、御質問の3点目、地域包括ケアシステムをマネジメントしていく場合、どのようなものが必要かについてでございますが、その人にとって何が最適なのかを考え、提供する側が連絡をとり合って協議する会議である、ケア会議のさらなる充実が必要と考えております。

次に、御質問の4点目、情報の共有化が重要な要素となるが、どのように進めていくのかについてでございますが、横田議員の言われるとおり、情報の共有化は重要なポイントとなってくると考えております。

今までの御質問の1点目から4点目までに共通して言えることですが、町の介護保険の担当、地域包括支援センター、医療機関、介護の提供事業所の関係者等が連携を密にし、情報の共有化を図り、支援ができる関係を築いていけるように進めてまいります。

次に、御質問の5点目、今よりも業務量が増加することが予想されるが、必要な人材確保の見込みはについてでございますが、包括支援センターの業務量の増加につきましては、社会福祉協議会とよく協議し、体制の整備も合わせ、円滑な業務が推し進められるようにしてまいりたいと考えております。

次に、御質問の6点目、ニーズに対応した生活支援サービスの進め方についてでございますが、3年ごとに策定する介護保険事業計画の策定時においてニーズ調査を実施しております。ニーズに対応するため関係機関と支援体制も含めて協議してまいりたいと考えています。

次に、御質問の7点目、施設等も含め高齢者の住まいの確保の取り組みはについてでございますが、美浜町では、高齢者の住まいについては、介護保険の住宅改修などで、高齢者が自宅で安心して暮らせるように対応できていると考えておりますが、もし不足が生じてくるようであれば、介護サービス付き高齢者住宅の建設促進についても検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の8点目、健康づくりや介護予防への取り組みはについてでございますが、体調や日常生活に必要な動作などの生活機能の低下が見受けられた人を対象にシルバーヘルス事業を実施し、高齢者が生き生きと元氣な毎日を送ることができるように、健康体操などの講師を各地区の老人クラブや高齢者のグループからの要請に応じて派遣し、予防活動を行っております。

また、介護や支援の必要がなく、自立した生活が送れる人を対象にサロン活動を実施し、おしゃべり・趣味などを通じて仲間と触れ合い、楽しく生き生きと過ごせる機会を与えるサロン活動を現在15行政区の公民館、公会堂、憩いの家など19会場で開催をしております。サロンの未設置となっている行政区におきましては、設置の働きかけを行い、設置に向けて支援をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の9点目、介護保険料の見通しはについてでございますが、第6期介護保険事業計画の中で、平成32年と37年の1号被保険者の保険料の必要額の推計がなされております。その推計額から保険料を算定しますと、平成32年では月当たりの基準額が6,400円ほどに達し、37年には7,400円ほどになると予想しておりますのでよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○4番（横田全博君）

では1番目の側溝の件について、ちょっとお尋ねいたします。

今、回答の中で、要望に基づいて実施ということでございますけれども、これは、どこに要望すればよろしいのか。例えば、区なのか、それとも、直接町なのか。そして、それは要望すればすぐにやってくれるのか、それとも検討を要するのか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設部長（斎藤 功君）

まず、要望の場所という形になります。通常の年に1回、区からの要望、そういったものにつきましては、区長さんのほうに御要望のほうを提出していただきたいと思っております。

また、緊急性のあるもの、そういったものにつきましては、直接土木課のほうに要望していただければよろしいかと思えます。各種そういった要望が土木のほうは年間多々来ます。そういった中で、緊急性、公共性を見て、工事の施工等を決めておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

そのことは、区長さんは十分に承知しておるということで理解していいですか。

○建設部長（斎藤 功君）

はい、一応区長さんにはその旨お願いはしてございます。ただし、先ほども申しましたとおり、緊急性のあるもの、大至急修繕しなければならないもの、そういったものは、まず土木課のほうに御連絡いただければと思っております。

○4番（横田全博君）

それでは、区長さんのほうにはくれぐれもこういうことも質問があったよということをもう一度お伝えいただければ、えっという答えをいただくと困りますもんですから、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の介護保険事業計画のことについて、移ります。

1、2点目で細やかな提供体制の確立が課題との回答がありましたが、ケア会議の積極的な開催など、関係機関との連携を密にしてやっていただきたいなど、これがやっぱりこのシステムの一番の主要のことでございますので、ぜひこれまた引き続き開催をお願いしたいと思います。

また、3点目で在宅利用等が介護の連携の推進、生活支援サービスの体制整備が必要ということでしたけれども、その上に、記載されております認知症対策やひとり暮らしの世帯の支援のために、地域での見守りネットワ

ークづくりが重要と考えております。これは、地域支援センターが中心になるんですけれども、民生委員や自治会、区、それと、ボランティア団体やNPO、さらには、地域住民、これの協力が必要となってくるわけですね。いわば、町全体で支え合い、助け合うという仕組みづくりになってくるわけです。

そのためには、ほかの市町村なんかでも、これは必要でございますよねという話は聞きますけれども、そこからはなかなか実施に至らないということでございます。

本町においても、困難さは同じでございますので、理解しておりますけれども、むしろ、できないものだったら、美浜町で先にやってやるというぐらいの意気込みで取り組んではいかがでしょうかね。その結果、先進福祉のまちというように認知されれば、本町には福祉大もありますし、そういうそんなまちに住んでみたいなという人もふえてまちの活性化にもつながるのではないかなというようなことは夢物語でしょうかね。その辺ちょっと、お考えをお聞きたいと思います。

○福祉課長（西田林治君）

議員おっしゃるとおり、在宅医療、介護の連携の推進、生活支援の整備体制、これに伴います見守りのネットワークづくりについては、我々も重要なことと考えております。一遍に、一朝一夕にはいかないことだと重々わかっていただけることと思っておりますけれども、今、実際に各地でサロンをやっていただいております。それだとか、あと、老人会の集まりだとか、そういうようなこともやっております。実際に、今、見守り事業については、独居老人に対して民生委員さんの方が見守り事業を行っていただいております。その情報を毎月行われます民生委員さんの集まる会議に包括支援センターの職員も来ていただいて、情報交換会をやっていただいて、情報の共有化を図っているところでございますが、それに加えて、先ほど言ったような、そういう老人の人が集まるような会合で、あれ、この人、きょう来てないなというふうな気づきがあったときに、確認していただく、声をかけていただくというようなことから、初めてそういうことが常態化していけば、組織的なものにつながってくれば、1つの見守り隊の組織的なものができるんじゃないかなと思っておりますので、この辺を何とかできないかなと思って、働きかけをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（横田全博君）

おっしゃるとおりでございます、そういう小さな積み重ねが皆さんの助け、助けられというような形になると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、情報の共有化という問題、町長のほうも大変重要だというお答えをいただきましたけれども、ただ、これは非常に難しい問題もはらんでおりまして、今の話じゃないですけども、じゃ、その情報が正しく正確に伝わるかという、そうとは限らないわけですね。

そこで、何でも機械を使えばいいというもんじゃないんですけれども、豊明市では情報通信で在宅医療・福祉統合ネットワーク、いきいき笑顔ネットワークというものを構築して、効果を上げていると聞いておりますので、このような成功例を研究するのも一例かと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉課長（西田林治君）

この点も議員の言われるとおり、情報通信技術を用いたネットワークづくりには、先進事例を研究していかなければと思っております。いろんなところの事例を研究し、将来、費用のかかることでございますので、その面も考慮しなければならないんですが、我々担当としては、美浜町で取り入れていけるものなら取り入れていきたいなと思って、また、厚生病院もそれらのことを提供してくれるような動きもありますので、そういうのも説明を聞いておりますので、一度研究して、また関係機関と協議して、取り入れられるものであれば、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（横田全博君）

よろしくお願いしますね、それは。それと、人材確保の面でございますけれども、我が町には先ほども申し上げましたように、日本福祉大という福祉では一番先進の大学がございますけれども、さまざまな面で提携、協力関係にありますけれども、福祉の面での人員面でさらなる連携というのか、協力は求められませんか。

○福祉課長（西田林治君）

人材確保についての日本福祉大学とのさらなる連携はということでございますが、大学には御存じのように包括協定を結んでおります。総合計画を初めとする先ほど議員がおっしゃいました高齢者の第６期介護保険事業計画にも携わっていただきましたが、かなりの部分で先生の派遣だとか、シンポジウムやなんか行うときに、大学生を派遣していただいて、非常にありがたく思っております。

また、職員採用の面では人事担当のほうが直接大学に出向いて、就職説明会の参加なども行っております。ですので、いろいろ協力していただいておりますので、今のところ、これ以上ということになると何があるのかなということになりますので、もし、例えば、こういうことで、大学のほうからこんな人がおるけどどうだということがあったときに、需要と供給という、ちょっと人に対して失礼かもしれませんが、そういうことがあればまた考えていきたいと思いますが、今のところは、今の状態でということになると思いますので、よろしくお願いします。

○４番（横田全博君）

その辺もよろしくお願いをいたします。

次に、ニーズに対応した生活支援サービスのことについてでございますけれども、事業計画を策定するに詳しくアンケートは記載されております。ただ、ニーズというものは年々刻々と変わってきておりますもんですから、引き続き定期的なアンケートを行って動向を常に正確に把握していただきたいと思っております。

また、施設居住系サービスの利用者の見込みとして、この中にも書いてございますが、37年度では平成27年度対比で約84人増の335人となっております。今後の整備計画も含めて、対応できる見込みであるとの理解でよろしいですか。需要によっては、施設の建設もという話がありましたけれども、その辺、どうでしょうか。

○福祉課長（西田林治君）

ニーズに対する、特に住まいのことをおっしゃられるということでございますが、住まいの判断については、知多半島圏域で広域的で見るということになっております。広域的に見て対応可能と、こちらのほうは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○４番（横田全博君）

はい、わかりました。

次に、健康づくり、予防介護と介護保険料の見通しについてももう一度お尋ねしたいと思いますけれども、介護保険料は先ほどの鈴木議員との中でも触れられておりますけれども、現在5,200円ですね。これが、今お伺いした中では、32年には6,400円、37年に7,400円、国の試算が8,150円でしたか、80円でしたか、大分下がっておりますけれども、それでもなおかつ高いというのが実感でございます。特に、介護保険は45歳以上、それから、65歳以上から徴収するわけでございますけれども、65歳以上の方は、年金が主でございますものですから、非常にその中でこれを出していくのは厳しいなと思っております。

ただ、それを抑制する取り組みが各地域で行われております。先ほどの回答でもございましたように、健康体操ですとか、生きがいづくりですとか、そういうものでございます。本当に、この介護保険事業計画の中で私はこの予防介護というものが一番重要ではないかと、要するに、介護１、２から、３、４にならない。支援１、２

から介護1、2にならないというようなことになっていけば、介護保険料は必然的に下がってくるということで、むやみやたらにこれは上がっていくわけではなくて、使用する人がいて、その中で決められていくものでございますもんですから、本当にそういう点では予防介護、特に、第一義の予防介護が必要だと思っております。

近年、健康寿命というような言葉が使われ始めましたけれども、健康体操、健康づくり、老人クラブ、それから、シルバーさん、ボランティア活動等々における社会参画、こういうものですか、何回も上がっております。閉じこもり防止のための老人サロン、こういうものが積極的に行われております。

今後も、サロンの増設に向けて支援を行っていくということでございますけれども、まだ知らない方、要するに一番出てきていただきたい閉じこもりの人がなかなか御存じないというのが見受けられるんですね。当然、そこに参加する人が声をかけていただくようにしているんですけれども、なかなかそういうものに出てきていただけない。それで、そのほかにも、各種クラブございますね、運動クラブですとか、文化クラブですとか、いろんなものを町も支援しております。そういうものも含めまして、今でもやっていると思いますけれども、もっとPR活動に力を入れられないかなと、例えば毎月の広報みはまなんかに、誰々さんがこういう、どこどこのおしゃべりサロンで出ていますよ、こういうクラブ、一生懸命出ていますよというような、やっぱり親近感を持てるようなPRの仕方を連載みたいな形でやっていけたらと思いますけれども、どうですかね。

○健康推進課長（坂本順一君）

議員のおっしゃるとおり、地域サロンはやはり身近な人、近所の人、地域の人が支え合って行う場所だと思います。ですから、歩いていける場所という設定ですので、確かにPRの仕方、それはどこのサロンでどういうことをやっているのかということを広報のほうでお知らせをしていきたいというふうに考えています。

ですから、月1回、どちらかのサロンを中のやった事業の紹介をすることによって、そうしたサロンの活動を皆さんに知っていただく、そして、その活動というのは遠くからくるわけじゃありません。歩いて来ていただいた人たちが集まれる場所というたまり場というような感じで考えておりますので、広く募集するのではなく、活動している状況について説明をして、そうした活動を行っていることを広めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○4番（横田全博君）

なかなか、老人がふえてまいりますもんですから、ここに、前のほうに座っていらっしゃる方も、すぐにそのお仲間に入るかと思いますが、健康でいつまでも生き生きとした美浜町でいたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

これにて終わります。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、横田全博君の質問を終わります。

〔4番 横田全博君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩をとりたいと思います。再開を2時45分をお願いいたします。

〔午後2時24分 休憩〕

〔午後2時45分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番 丸田博雅君の質問を許可します。丸田博雅君、質問をしてください。

〔6 番 丸田博雅君 登席〕

○6 番（丸田博雅君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいてお伺いをいたします。

南海トラフ巨大地震における防災の取り組みについてですが、1955年、平成7年1月17日午前5時46分、阪神・淡路大震災が発生、マグニチュード7.3、人的被害、住宅などの建物被害は大変大きなものとなりました。約20年前のことです。そして、それをも上回ったのが記憶に新しいあの東日本大震災です。平成23年3月11日午後2時46分、初めて聞く地震の波動値、モーメントマグニチュード9.0、とてつもない巨大地震でした。被害状況が報道され、その余りにも被害の大きさに私たちは言葉すら出ない衝撃に胸の痛みを感じました。震災後、我々美浜町、南知多町両議会が合同で宮城県亘理町・山元町へ視察に行き、現地の被災に遭われた話や消防署の案内で悲惨な状況を見聞きし、大きなショックを受けました。視察で得たことは、しっかりと防災意識を持って訓練をした地区とそうでない地区の被害の差は歴然としたことでありました。この地方においてもいつ来てもおかしくない東海、東南海を中心の南海トラフ巨大地震、予想被害も想定されています。少しでも被害を最小限にする日ごろの努力は絶対に必要であることは申すまでもなく、私もこの件に関して過去、平成21年9月、25年6月、26年6月の定例会の一般質問でそれぞれの角度からお伺いをいたしました。その間に町や町民の努力により、同報無線の設置でより早く情報提供ができ、また地域においては自主防災組織など震災に備えた活動や事業が確立されてきています。さらに安心・安全のために防災の取り組みについて次の5点をお伺いいたします。

（1）美浜町防災会議がありますが、その内容、要点ですが、その内容と会議のメンバーはどのような人で構成されていますか。また、会議の回数、そしてこの防災会議がどのような位置におかれ活かされていますか。

（2）各区の自主防災組織に町としてどのような指導、助言などをしていますか。

（3）防災マップ、非常時の防災グッズ、これは最低ですが、ともう少しきめ細やかなわかりやすい資料作成を望みますが、町当局の考えをお聞かせください。

（4）どんな組織でもリーダーは必要です。特に発生時は誰でもパニック状態になります。地域防災リーダーの存在は住民の安心・安全につながります。そこで地域防災リーダー養成講座は年何回行われ、その参加人数、講座の内容を伺います。

（5）町主催の災害訓練は、どのように行われていますか、お伺いをいたします。

次の2・3・4番は、いずれも町民から直接、私のところに見えたり投稿した事項でございます。

2番目、以前にも一般質問を何度かいたしました。知多東部線、この延長線は河和台から国道247号へつながる道も含めております、及び知多西部線の早期着工をぜひお願いしたい。見通しはどうでしょうか。

3番目、観光の活性化につながる道の駅事業をどのように考えていくのかお伺いをいたします。

4番目、公共交通機関について、電車のダイヤ改正により、通勤・通学者より不便になったと聞きます。町として通勤、通学の利便性、また観光客が利用する電車、バスの公共交通機関をどのように考え対応すべきだと思いますか、お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、本日7人目、皆さんも大変お疲れであると思いますので、執行部の方々もわかりやすく明快なる答弁をお願いします。よろしくお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは順次、丸田博雅議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、南海トラフ巨大地震における防災の取り組みについての御質問の１点目、町防災会議の内容（要点）、会議のメンバー、会議の回数。また、防災会議がどのような位置におかれて活かされているのかについてでございますが、まず内容について申し上げますと、美浜町防災会議条例の規定によれば、①美浜町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。②美浜町水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議すること。③町長の諮問に応じて、防災に関する重要事項を審議すること。④防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること。⑤前述のほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこととなっております。

次に、会議のメンバーでございますが、県知事部局の職員として知多県民センター県民安全防災課長及び知多建設事務所企画調整官、県警察官として半田警察署長、職員として副町長及び部長職の者、教育長、消防機関から知多南部消防組合消防長及び消防団正副団長、美浜町議会議長及び総務産業委員長、自主防災組織を構成する者として河和区及び上野間区自主防災会会長、学識経験者として日本福祉大学福祉学部准教授及び美浜・南知多防災の会でございます。会議の回数は、年度末の２月または３月に一度開催をしております。

次に、御質問の２点目、各自主防災組織に町としてどのような指導、助言などの対応をしているのかについてでございますが、毎年度、各自主防災会より組織の規約及び訓練計画が提出されますので、その提出書類によって内容を把握しております。また、年度当初に区長会におきまして、学区自主防災倉庫の資機材確認と各地区防災訓練等での活用、自主防災会防災対策事業補助金の説明、同報無線の地域放送卓等の訓練方法説明もあわせて行っております。防災専門官による出前講座を初めとして、防災に関する講演会を各自主防災会等の御要望にお応えする形で実施しておりますが、この面からも各自主防災会等の活動に寄与できるものと考えております。もちろん各区・各自主防災会に全て丸投げするという趣旨ではございません。自助、共助こそが災害発生時の最も重要なことであることを踏まえ、地域の特性に合った防災活動ができるような体制が確立されることを期待し、町としてもできることを積極的に支援してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の３点目、防災マップ、非常時防災グッズ等もう少しきめ細やかな資料作成を指導できないかについてでございますが、町全体を網羅する災害ハザードマップを作成するとともに、より詳細な美浜町防災マップを平成27年２月に６学区に分けて作成し、同年３月に配布をしております。非常時防災グッズ等につきましては、災害ハザードマップの中に災害時の非常持ち出し品と備蓄品の欄を設けるとともに、内容のチェックができるように配慮の上、作成いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の４点目、地域防災リーダーの養成講座は、年何回行い、その参加人数と内容はについてでございますが、災害に対する正しい知識や防災活動の技術の習得などにより地域人材の育成及び地域防災力の向上を図るため、みんなの減災カレッジとして平成24年度から開催をしております。日程、参加者について申し上げますと、平成24年は５日間で63名、平成25年度は５日間で64名、平成26年度は４日間で57名でございます。なお、平成27年度は10月17日、11月28日、12月６日の３日間で行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の５点目、町主催の災害訓練は、どのように行われているかについてでございますが、平成25年度に奥田地区で実施した愛知県美浜町津波地震訓練を契機として、昨年度から町と学区との合同防災訓練を輪番で学区を交代しながら実施しております。本年は、11月22日に町と上野間学区との合同防災訓練を行ったことは、議員も御承知のとおりでございます。この合同防災訓練では、陸上自衛隊等による災害対策車両の展示、知多南部消防署によるはしご車動作展示及びＡＥＤ訓練、消防団による消火栓放水訓練などが実施されたほか、自衛隊と日赤奉仕団による炊き出し訓練、美浜町商工会による家具転倒防止啓発などを行いました。また、上野間地区

を除く他の学区においては、町職員参集訓練を実施するとともに、河和小学校及び野間中学校においては、避難所運営訓練をあわせて行っております。今後も災害の発生を想定した訓練とともに、発生前にできることは何か、何をすべきかを考えながら行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の２点目、河和台から国道247号までを含んだ知多東部線と西部線の早期着工をについてでございますが、都市計画道路知多東部線につきましては、地域住民の安心・安全な生活環境の確保のため、また産業・観光振興のために、河和台から古布交差点までの区間について、早期の事業着手を以前より要望しております。現在、県は国道247号美浜古布バイパスとして今年度、公安委員会等の関係機関と交差点協議を行い、計画路線の確認検討をしているとお聞きしております。また、同様に都市計画道路知多西部線についても、国道247号のバイパスとして整備の要望を行っており、現在、県は常滑美浜バイパスとして常滑市から上野間の県道小鈴谷河和線までの区間を工事発注し、順次進めております。今後も両路線の早期整備を強く要望してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の３点目、観光の活性化につながる道の駅事業をどのように考えていくのかについてでございますが、道の駅は、国土交通省に登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設で、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供し、地域の振興に寄与するものでございます。道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核として地域同士が連携する地域の連携機能の３つの機能をあわせ持つ、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場であり、災害時には防災機能を有する場所と考えております。現在、まちの駅として食と健康の館がありますが、道の駅事業の持つ地域振興は、本町の観光の活性化に寄与するものと考えております。私の美浜の里構想の中でも、道の駅はとても有効な施設として位置づけておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の４点目、公共交通機関についてでございますが、本町の公共交通機関として名鉄電車、知多バス、名鉄海上船、そして美浜町の行ってきバス、南知多町の海っ子バスがあります。いずれも町民の大切な足として利用しているところでございます。しかし近年、自家用車の普及、少子化などの影響もあり利用者の減少が見られ、民間事業者におきましては、ダイヤの改正や路線の廃止など余儀なくされ、住民の大切な足に少しずつではありますが影響が及んでまいりました。そのような状況の中、知多バス及び名鉄電車の最近の運行状況について申し上げますと、知多バスにつきましては、平成27年９月30日をもって河和駅から内海駅までの西海岸線が廃止となり、10月１日より河和駅から内海高校までの区間を海っ子バスが運行をしております。名鉄電車につきましては、平成23年３月26日にダイヤ改正をし、河和線において河和口駅を特急停車駅に変更し、平日の朝の時間帯に河和駅発、名古屋方面行きの特急を１本増発し、昼間の時間帯で富貴駅から河和駅間を普通の折り返し運行を取りやめ、同区間の１時間当たりの運行本数を特急２本と普通２本から特急１本と急行１本、普通１本の計３本に変更となっております。また、知多新線においては、美浜緑苑駅と野間駅を特急停車駅に変更し、昼間の時間帯で１時間当たりの運行本数を、急行２本と普通２本から特急１本と急行１本、普通１本に変更となっております。

ダイヤの改正の理由につきましては、主に３点の理由があるとお聞きしております。１つ目としては、新たな路線、新駅の開設、軌道敷の高架化により所要時分に変更が生じる場合、２つ目に新しい車両の導入など設備的な変更があった場合、３つ目に利用状況に変化が生じた場合に見直しを行うとの内容でございました。この３点を考えますと、最初の２つについては事業者側の方針的な理由であり、３つ目の利用状況の変化につきましては、我々利用者による減少が引き金となっている内容であると考えます。ダイヤの改正につきましては、さまざまな理由が重なり改正するものと思われませんが、営利企業でありますので、利用者が減少していけばお客様を獲得で

きる方法を検討するのは当然のことと思います。しかし本町も利用者には変わりありませんので、同じサービスを提供していただきたいと思いますが、事業者頼りでもいけないと考えております。まずは私も初め町民の方々、隣接町の皆様方が積極的に利用し、利用率を上げることが最大の方法と考えますので、皆様にも御協力を切にお願いをいたします。

公共交通機関は、町を形成するかなめでございます。通勤、通学、観光といったさまざまな方が利用し美浜町に訪れ、また美浜町で生活をし、都心に勤務するといった方の大切な交通であります。利便性が悪くなると便利のいいまちに移ってしまいます。便利がいいから遊びに行こうとなります。公共交通機関はまさにまちの顔であり、まちの魅力、にぎわいを生むものと考えておりますので、今後、今以上に名鉄電車、知多バス事業所と情報交換をして、通勤者、通学者、観光に訪れる方々が利用しやすい公共交通を目指し、話し合い、要望など機会があるごとをお願いをしてみたいと思いますので、議員におかれましても公共交通機関を御利用いただきますよう重ねてお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○6番（丸田博雅君）

順次お伺いをいたしますが、時間も先ほど申しましたように皆さんお疲れと思いますので、端的にお答えをお願いいたします。

平成25年5月31日の新聞発表において県が公表した南海トラフ大地震の被害想定で、我が美浜町は、死者は建物倒壊等で300人、浸水・津波等で200人、火災においては100人、建物の全壊、焼失は揺れ、液状化、津波、火災等で6,260棟であると発表されました。これは本当に数字だけでは、あ、そうかという思いがありますが、現実的に我が身、我が家となればこれは大変なことであります。これは2年前ですので、その後、訂正があったかもしれませんが、現実はどういった発表がございました。改めて先ほど2大巨大地震のお話をしましたが、最新版の情報を得ましたので少しお話ししたいと思います。内閣府防災情報ページによって阪神・淡路大震災のことですが、先ほど言いましたように平成7年1月17日午前5時46分発生、規模はマグニチュード7.3、死者は6,434名、行方不明はいまだ3名ございます。重軽傷者は4万3,792名ございます。全壊が約10万5,000棟、半壊が14万5,000棟、その他、公共建物、河川、道路、全てライフライン等は大きな痛手を負っております。東北地方太平洋沖地震、東日本大震災ですが、ことしの9月9日、平成27年9月9日の消防庁の被害対策本部の資料によりますと、先ほどモーメントマグニチュード9ということをお話ししたんですが、前回もちょっとこれはお話ししました。つまりマグニチュードというのは地震計の波動位置でいわゆる測定する。この地震計ではかれない、それをも上回るような地震の場合はモーメント、つまりこのモーメントというのは震源地の断層の大きさや滑りの量から計算される地震のことを言うそうであります。ただしその後、この9.3以上になった可能性があるということが記載されておりました。つまり我々が想像する想定する南海トラフ巨大地震は、ひょっとしたらこれ以上のものである可能性は想像がつきます。もちろんこれはいろんな情報の中から今世紀最大の地震ではないかというようなことも言われております。

先ほど山本辰見議員の質問の中で、津波のことがちょっと触れられました。この東北、東日本大震災の場合、津波警報は震災の発生時から3分で大津波警報が出ているんです。3分です。つまり今、言われておるのが、例えば美浜町は三河湾、それから伊勢湾という湾の中に属していますので、それほどの速い速度、あるいはそれほ

どの高い津波ではないかもしれませんが、これは我々が勝手に、勝手といいますか学者が想定しているだけで想定外ということも十二分に考えられるわけです。南知多町は特に海岸に全て属しておりますので、より速くより高くを合い言葉にしています。つまり、もう大丈夫、多分ここまでは波は来ないだろう、あるいは時間があるだろうというのは、これは私は安易な考え方の一つではないかというふうに思います。その点も含めてお願いしたい。

なお参考までに、津波解消は発生から3日後に津波解消がされたそうです。それほど非常に大変な震災であったと。津波の最大波が福島県の相馬市で9.3メートル以上、それから宮城県の石巻鮎川で8メートル以上、ほとんどが8メートル以上の津波が来ています。美浜では約4メートルから7メートルぐらいを想定しておるそうですが、これもあくまでも想定であります。それよしか低いかもかもしれませんし、それよしか高いかもしれません。それを十二分にやはり町としても人命、財産を守るという観点から十二分にここら辺をしっかりと議論し、あるいは対策等を考えていただきたいなというふうに思います。いろいろな私もデータをちょっと調べたんですが、今、まだいまだに東北のほうは震災後の余震がございすね。震災がいわゆるその余震で宮城、福島、千葉で10名が亡くなっています。余震ですよ。ですから先ほどから何回も繰り返しますが、この地方でもそういったことも考えあわせてぜひお願いしたいというふうに思っております。

大きな被害がありました、東北のほうは。全壊が12万だとか半壊が27万だとかそういったこともあります。今現在、平成27年、ことしの8月現在で復興庁から発表がありました避難状況、各都道府県からのほうの連絡があった岩手、宮城、福島から県外へ避難されている方の合計が何と今現在ですよ、5万3,249名見える。震災から4年たっておる今現在でもこういった避難をされ不自由な生活をされています。私たちもそういうことをできるだけ最小限に食いとめるためにも、これもしっかりと対策を練っていただきたい。

そんなことでちょっと前置きが長くなりましたが、2回ほど前ですかね、私はこういったものを美浜町、つくってくださいと。いやあるにはあったんですよ、あるにはあったんですが、武豊も南知多もしっかりしとったものはありました。美浜はなかったんですね。本当のいわゆるこういった形じゃなかったんです。こういうものをつくってもらいました。恐らく皆さん見られたは見られただけなかなか理解できないというか、もともとはこれは県が一応いろいろなことを提案をして、それに一部、美浜がいわゆる乗っかつとるだけだというふうに私は理解しとるんです。この中でちょっと一、二、確かめたいことがありますので、ひとつよろしく願います。まず、これ持っていますか、いいですか、済みません。ほかの方は多分ちょっとあれしてありませんので何のことやらと思われるかもしれませんが、3ページの各機関の処理すべき事務または業務の大綱というところに自主防災組織の項目がございす。12ページを開いてください。この中で区自主防災組織の欄があります。上から公共的団体及び防災上の重要なと云々の3番目、1、災害予防及び応急対策に関する町民啓発活動を行う、これはもうきちっと行うと決めてあるんですね。それから2番目に災害警報を初めとする地震に関する情報の伝達及び避難誘導について協力する。初期消火、被災者の救助活動について協力する。この3項目あります。これは次の55ページ、56ページにもつながっていく避難道路にも関係していきますので、ここあたりを少し具体的に説明を求めます。

○総務部長（本多孝行君）

では、お答えをいたします。

まず、区自主防災組織の役割というような形で申し上げたいと思います。今、議員がおっしゃったまず1つ目は、災害の予防及び応急対策に関する町民の啓発活動を行う。では具体的にどういことをやるんだということになっております。やっぱり最たるものは各区、各自主防災組織、ほとんどのところは一体ではありますけれど

も、そちらのところが訓練をしていただいております。これにつきましては、もともとは平成13年度までは集合してやっておったんですが、その後、例えば切山の方が小野浦へ来て訓練をしても現実にはどうだということもありますので、各区、各地域の実情に合った訓練を自主的にお願いしたいということでやっております。もちろん先ほども出しましたが、昨年度より各学区との合同の訓練もやっておりますけれども、やはり主なものはこの区自主防災組織による自主的な防災訓練だと考えております。もともとはやはり消火訓練が身近だったということもありましてそれが多いんですけれども、先ほど議員おっしゃった東日本大震災以来、例えば海のほうだと実際に避難訓練をするだとか、その避難したときでも例えば応急手当の訓練をやってみる、AEDもさわってみる。ちなみにこの間、私の住んでいるところでは煙体験をやったりだとか応急の担架をつくったりだとか炊き出しだとかそういったようなことをやるようになっております。考えてみますと3.11を受けまして、ある意味では非常に真剣になった、大変失礼な言い方なんですけれども他人事ではないと、形だけでは済まないというような形の訓練をしているのではないかと思います。そういった意味では区自主防災組織の訓練というのは非常に身近なものだというふうに考えております。

それから、2番目の災害を警報を初めとする地震に関する情報の伝達及び避難誘導について協力をする。これについてもそのようなことが地震が起き津波の心配があったとき避難誘導ということが出てまいります。実際には同報無線を整備しておりますので、役場のほうから一括して警報を流す、避難をしてくださいという話もできますけれども、各区でも単独に流すことができるように設置をいたしております。そういった意味でも例年1回、各区の方々に集まっていただいて、その機器の使用方法的な取り扱い説明会をやっております。そういった意味でそれに触れることによって、ふだんからもちろん使っていれば結構なんですけれども、災害時にあたふたせずにその一報が流せるような、そんなような訓練を重ねて万が一のときには対応していただけるような体制を今、整えておるといふふうに考えております。

3つ目の初期消火、被災者の救助活動について協力する。これについてはもう従前からの訓練もある意味ではそうかと思います。もちろん地元消防団の方もおいでになりますし、知多南消防署というのがございます。ですが、やはり初期消火が一番大切だということはもう誰が見ても間違いはございません。そういった意味で、もちろん消防団のOBの方とかいろんな方がおいでになりますけれども、やはり年に最低1回、機器を扱ってみるということは大切なことだと思います。そういったことによりまして初期消火に役立つ。それから先ほどもちょっと触れましたが救助活動。もちろん肩を組んで助ける、おぶって助けるというのはありますが、そこに担架があれば幅広くなります。そういった知識を受けるようなことを訓練として実践していただいているところもかなりふえてまいりましたので、そういった意味ではこの活動についての期待をしておるところでございます。

以上です。

○6番（丸田博雅君）

時間がありませんので次、進みます。

防災マップですが、私の手元に3つあります。これは美浜町がかつて平成23年度に発行したまづまち全体の1ページですね。それから平成26年に発行したものです。これは皆さんも必ずおうちにあると思います。3回目が27年に発行した各学区ごとの個別のといいますが学区ごとに書かれた防災マップです。私、実は南知多と武豊の両町の防災マップを取り寄せました。武豊につきましては正直言いまして1枚どかんです。これはもうどこへ張っても邪魔になるだけで、武豊、放送されますので言えませんが、実際言ってこれを張ってこれ見るといことはなかなか、要は武豊は被害想定は比較的、美浜南知多に比べて少ないということもありますのでこれでいいかなという思いがあるんですが、南知多。美浜の今度、学区で出したのはこれぐらいの大きさです。今まではそれ

じゃどれぐらい大きかったかといいますというと、26年度に出したのがこれです。これまち全体です。恐らくこれを調べてみなければわかりませんが、張ってある家庭が果たしてあるでしょうか。これは何のためのハザードマップ、あるいは防災マップかということにもつながっていくわけですが、私はあえて南知多のやつをお見せしたい。これも各地区なんです、実はこうやって書いてあるんですね。裏表見ますというと一目瞭然。これだけで済むんですよ、南知多のやつは。しかもここには第1次避難所、第2次避難所、電話番号、はっきりとわかりやすく書いてあるんです。全てこういうファイルに入っていて、事業所へ行きますと待合室だとかあるいは休憩室にこれが全部ファイルしてこうやって置いてあるかぶら下がっているんですね。誰が見ても、例えば日聞賀の人が内海で震災に遭った場合に内海の避難場所がわからない。これ見ればわかるんです、わかります。いわゆる本当に見やすく扱いやすい、しかもここには私が先ほど言いましたように合い言葉が書いてあるんです。より速くより高く。これは本当に私はいいい言葉だなと、震災にうってつけの言葉だなと。こういうことを本当に住民の方々にわかりやすく親切に、あるいはもう誰が見たってこれわかりますよ。こういうことをひとつ参考しながら、私は今後もし防災マップを見直すという機会がありましたらぜひ取り入れていただきたい、その点どうでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

つくった私どもとしましては、やはり入れたいものがたくさん出てまいります。そういった意味では大きくなってしまったというのはその成果のあらわれだということも一面これはちょっとアピールしたいと思いますが、ただ、今、議員がおっしゃったように見やすく扱いやすい、その面から見ますと確かにおっしゃるように1枚大きなものがべろんとあったとしてもなかなか使いにくいということはやはり否めないと思います。そういった意味ではこの学区単位のマップも以前のものに比べれば確かに小さいんですが、これを例えば区単位ですね、そういったようなもっと詳細にするということも一つの案だというふうに今お聞きして考えております。いつやりますということはなかなか言えません、いろんなタイミングがあると思いますけれども、その辺につきましてはやはりいろんな場面でいろんな情報を提供することは決して悪いことではない。逆に本来そういうふうにするべきだというように思いますので、一つの情報にこだわることなくいろんな方面で情報は提供できるような工夫をしていきたいと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

以上です。

○6番（丸田博雅君）

いつでしたかね、布土で防災訓練があった折に岩手のほうから講師をよばってされました。その講師が、たまたま私、CATVを見ておまして講師の方が申すには最低限、先ほど持って避難する持ち出し物をいろいろ準備するのはもうこれはもちろんですが、最低限の用意はしてほしいというのが携帯ラジオといわゆる懐中電気でした。こういうことも簡単ですので、いわゆる防災マップの1項目にこれだけは用意してくださいというようなことも少し書いていただければ、例えばどなたが見てもわかります。事細かに説明する必要はありません。そういうこともひとつ入れていただきたいと、もしくは私が希望するのはぜひ見直していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

時間がありませんので次にいきます。

同じこの防災計画の中に実は学校関係もあります。57ページをいいですか、部長。この中に防災上重要な施設の管理者の留意事項というのがございまして、学校においてそれぞれの地域の特性を考慮した上で想定されている被害の状況に応じた対応ができるよう云々が書いてあります。ア、イについて、ア、イと言っても皆さんはちょっとわかりにくいので、その点含めて説明をお願いします。

○教育部長（牧 守君）

地域防災計画の関係でございます。地域防災計画につきましては平成26年2月に修正されているということで、それ以前から改定作業のほうを進められていたかと思います。そういった中で教育委員会といたしましても学校の管理者として所管する各学校の防災計画を策定する必要性を痛切に感じたところであります。年度当初の校長会におきまして、ぜひ各学校ごとに防災計画のほうをつくってくださいというようなことをお願いしまして、平成26年度中にそれぞれの学校におきまして防災計画のほうを策定していただいております。学校によっては種別だとか職員体制、あるいは地理的条件が異なりますけれども、それらを踏まえた上で検討していただきまして、校務主任者会を中心にして熱心に検討していただいていたということでございます。内容につきましては校内防災組織としての学校防災委員会の設置のこと、それから幹部初め職員の役割分担の明確化、職員研修や防災教育の計画立案、それから学校施設設備の日常点検に関すること、それから大規模災害等の発生を想定しました児童生徒の登校中あるいは下校中あるいは在宅中それぞれの場合を想定した対応マニュアルのほうをその計画の中で策定して組み込んでいただいております。各学校におきましては、この計画に基づきまして実践をしていただいているところでございまして、特に子どもたちの命を守るという観点から防災教育の授業の中で災害時に身を守る方法だとか安全な避難の方法など必要な知識の習得をさせているほか、年間通じて地震、津波、それから風水害等に備えた避難訓練、年3回以上やっているかと思いますが、そういった防災訓練のほうの実施に加えまして、先ほど話が出ておりました学区の防災訓練等にも参加していただいて、防災に対する子どもたちの意識を高めるように学校のほう努めていただいているというようなことでございます。

また学校につきましては、指定避難所あるいは緊急指定避難所だったかな、それぞれ指定されておまして、日ごろから地域の行政区のほうと連携をとり合って、実際に災害が起きたときには迅速な対応ができるように、教職員もそれに備えて常日ごろから心がけていただいているということでございます。大規模災害については本来来てはほしくはありませんけれども、いざというときに備えまして日ごろから防災意識を持って訓練を行っていくことは本当に大切なことであろうと思います。学校におきましては今後とも必要に応じて各学校の防災計画のほうも必要な見直しを行っていただくと、より実践的な訓練、教育を行っていただきたいなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

時間となりましたが。

○6番（丸田博雅君）

最後に消火栓のマンホール。

○議長（森川元晴君）

今回、タイマーを取りつけて時間配分をよく考えて質問していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長（神谷信行君）

先ほど私の説明の中で4項目の公共交通機関についてのところで、知多バスの廃止路線のところ河和駅から内海駅までの間の西海岸線と私、申したそうですので、内海線になりますので訂正のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、丸田博雅君の質問を終わります。

〔 6 番 丸田博雅君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

あす12月4日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午後3時37分 散会〕

平成27年12月 4 日（金曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

平成27年12月4日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	横田貴次君	2番	荒井勝彦君
3番	大岩靖君	4番	横田全博君
5番	大崎卓夫君	6番	丸田博雅君
7番	山本辰見君	8番	鈴木美代子君
9番	野田増男君	10番	森川元晴君
11番	中川博夫君	12番	石田秀夫君
13番	杉浦剛君	14番	江元梅彦君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（27名）

町長	神谷信行君	副町長	石川達男君
教育長	山本敬君	会計管理者	大井徳男君
総務部長	本多孝行君	企画部長	永田哲弥君
厚生部長	岩瀬知平君	経済環境部長	齋藤博君
建設部長	斎藤功君	教育部長	牧守君
総務課長	沼田治義君	防災安全課長	石濱克彦君
税務課長	廣澤辰雄君	企画政策課長	磯貝尚美君
秘書広報課長	谷川徳寿君	住民課長	茶谷佳宏君
福祉課長	西田林治君	子育て支援課長	山下幸子君
健康推進課長	坂本順一君	農業水産課長	天木孝利君
商工観光課長	竹内康雄君	環境保全課長	岩本健市君
土木課長	鈴木学君	都市計画課長	石川喜次君
水道課長	鈴木晴雄君	生涯学習課長	河村伸吉君
学校給食センター所長	森川幸二君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	岩本修自君	主幹兼議会係長	夏目明房君
--------	-------	---------	-------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

傍聴されます皆様、早朝よりお出かけいただき、まことにありがとうございます。

けさは冷え込みがきつく、いよいよ冬本番であると感じました。ことしもまだ1カ月あります。体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

私はいつも挨拶するとき、ネタが欲しくて新聞を見ますが、最近暗いニュースばかりで落ち込みますので、けさはパソコンで、きょうは何の日を検索いたしました。本当に目ぼしいネタがなく、有名人の誕生日も知らない人ばかりでありまして、けさ5時より寒い中困っていましたが、あえて言いますと、きょうはE. T. の日だそうです。1982年、今から33年も前の大ヒット作、スピルバーグ監督の代表作でもあります。だから何が言いたいということではありませんが、その当時、18歳でしたが、誰かと映画を見に行っただというのを朝から思い出したわけでありまして、結局問題は、誰と行ったかが思い出せなくて、女房にも聞くわけにはいきませんので、逆に気分が落ち込んでしまったという朝でありました。済みません。

あしたは愛知駅伝があります。現場で美浜町選手団をしっかりと応援していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手持ちの携帯は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（森川元晴君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には10名の諸君より質問の通告をいただいております。そのうち3名を本日举行します。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

それでは、9番 野田増男君の質問を許可します。野田増男君、質問をしてください。

〔9番 野田増男君 登席〕

○9番（野田増男君）

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて質問に入らせていただきます。

今回、地方創生について、国において、昨年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、我が町においても、地方版総合戦略2015が策定されました。そこで、以下6点を質問いたします。

（1）今回の国の政策に対し、町としてどのような思いでいるのか。

(2) 町の総合戦略2015の作成に当たり、どのようなメンバーでパブリックコメント等を進めてきたのか。

(3) として、町として最重要政策・事業は多くあると思いますが、まず何から取り組む考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

(4) 昨年26年度、生活支援型、先行型交付金の事業に対し、どのような成果があり、どのような期待をしているのか。

(5) 上乗せ交付金に対しての事業内容は。

(6) 近い将来消滅する自治体と報道されましたが、町としてどのような思いがありますか。

2、若者世帯の定住促進対策について。

(1) 美浜町はこのことをどのように考えていますか、伺います。

(2) 美浜町にとって町営住宅とは、どのような意味を持っているのか、伺いたいと思います。

(3) 昨年6月定例会にもお聞きしましたが、いま一度お聞きしたいと思います。将来、入居者に売却することを前提とした譲渡型若者定住促進住宅を本町でも考えてみてはどうか。

以上、壇上での質問を終わります。よろしくお願いします。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

皆さん、おはようございます。

けさは早朝より交通安全の街頭立哨に皆様方には御協力をいただきまして、ありがとうございます。寒い中ではありましたが、本当に大勢の皆さんが街頭立哨のほうに、住民の皆様方も立っていただいております。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

それでは、野田増男議員の御質問のほうにお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、地方創生についての御質問の1点目、今回の国の政策に対し、町としてどのような思いでいるかについてでございますが、議員御存じのとおり、昨年11月に、国において、まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律の地方創生関連2法案が可決、成立し、政府はこれまでの単なる地方分権レベルではなく、人口減少の克服と地方創生に取り組むこととされました。

まち・ひと・しごと創生法においては、このまま人口減少が続くと、50年後の2060年における国の人口は8,670万人に減少する見通しとなることから、50年後に1億人程度の人口維持を目指す人口長期ビジョンと、人口減少を克服し、活力ある社会を実現するための足がかりとなる5カ年計画の総合戦略が取りまとめられました。

本町の動向を見ますと、2005年以降、人口の減少割合が大きくなり、近年では年間150人から200人程度の人口減少が続いているのが現状でございます。このまま人口減少が続くと、50年後の2060年には1万4,000人に減少する見通しとなっております。

本町としては、活力ある美浜町を維持、存続するため、50年後に1万8,000人の人口を維持することを目標に、人口減少に立ち向かっていく考えで、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略2015を作成し、全庁的に取り組むことといたしております。

次に、御質問の2点目、総合戦略2015の制作に当たり、どのようなメンバーでパブリックコメント等を進めてきたのかについてでございますが、総合戦略作成に当たり、昨年12月に町長を本部長とした町幹部で組織する美浜町まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、その本部内に若手職員の人口減少に立ち向かうプロジェクトチームを組織いたしました。

また、本年5月には、地域を支える産業界、この中には商工、観光、農業、漁業といった関係者もお見えで

ございます。それと教育機関、子育て世代、まちづくり団体など、多様な方々が組織する人口減少に立ち向かう第三者委員会も立ち上げ、地方版総合戦略の位置づけをより確実とさせる推進体制を整えるとともに、日本福祉大学の指導、助言をいただき、数回にわたる協議、検討を重ね、本年10月に戦略案を国と県に提出をいたしました。

戦略の策定に当たり、議員の皆様方への説明会の開催及び9月1日から9月15日の期間に、広く住民の御意見をお伺いするパブリックコメントを実施いたしました。

次に、御質問の3点目、町として最重要政策・事業は多くあるが、まず何から取り組む考えかについてでございますが、全てが重要事業でございますが、まずは平成27年度地方創生交付金6,910万7,000円を活用し、少子化対策、観光振興及び創業支援等を実施しております。

平成28年度におきましては、本年10月に公表いたしました総合戦略の4つの基本目標、交流人口の増加、働ける場づくり、子育て環境の充実、住民間のきずなづくりの達成に向けて、各担当課において事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、26年度、生活支援型、先行型事業に対し、どのような成果があり、どのような期待をしているかについてでございますが、平成26年度の補正でお認めいただき、本年27年度に繰り越しをいたしました交付金の交付決定金額は、生活支援型、先行型、合わせて5,910万7,000円でございます。生活支援型交付金の主な成果につきましては、商店街の活性化のために、プレミアム商品券などを発行し、町内の消費喚起に寄与し、町外への消費に歯どめをかける事業を実施いたしました。

また、少子化対策支援の主な事業、成果としては、人口増を期待して、子育て世帯応援商品券やおむつ等、育児用品助成事業を実施し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、町内の消費喚起を促し、子育てや妊娠、出産、育児に対する支援を行いました。

次に、先行型交付金の主な事業、成果につきましては、創業支援、販路開拓のため、両漁業協同組合の水産資源を活用した新商品の開発に取り組みをしました。

現在、商品のブランド化、販路開拓などを含め、PRに努めているところでございます。

また、観光振興におきましては、観光協会を独立させるとともに、事務局に民間の人材を活用し、さらなる観光客の誘客を期待するものでございます。

先行型交付金を活用しての少子化対策といたしましては、地域の子育て支援活動であるファミリーサポートセンター事業の円滑な運営事業費として、子どもの面倒が見られないときに、一時的に預けることにより、保護者の肉体的、精神的な負担の軽減を図り、保護者が安心して育児ができるよう、事業を実施いたしました。

次に、御質問の5点目、今年度上乗せ交付金に対しての事業内容はについてでございますが、平成27年10月までに総合戦略を提出した市町村に交付されるもので、本町は1,000万円の交付決定をいただいております。

事業の内容といたしましては、きずなづくり、郷土愛を高めるため、本町の紹介、シティプロモーションビデオの作成や、少子化対策として保育所、子育て支援センターなど、快適に保育等ができるよう、エアコン設置などの環境整備を行いました。

また、観光振興として外国人向けの多言語のパンフレットを作成し、新たな観光客の誘客を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の6点目、近い将来消滅する自治体と報道されたが、町としてどのような思いかについてでございますが、報道につきましては非常に残念に思っております。人口減少や産業活性化などにつきましては、従来から取り組んでまいりましたが、今回の報道を受け、さらに力強く取り組んでいくことが必要であると感じております。

人口が減少傾向にある事実を真摯に受けとめ、美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行し、人口減少の歯止めや産業の低迷に立ち向かってまいりたいと考えております。

次に、若者世帯の定住促進対策についての御質問の1点目、町はこのことをどのように考えているのかについてでございますが、人口減少と少子高齢化が進む中、生産年齢人口も減少している現状を踏まえて、これらの課題を解決するためにも、若い世帯に定住していただくことを切に願っております。

また、若者の定住は地域の活力につながるほか、産業の振興やコミュニティー機能の活性化、税収の確保といった町の運営を安定させる多くのメリットを含んでおります。美浜町といたしましても、今後において住居の確保、雇用の場の創出など、若者のニーズに合わせた定住していただける環境を整備していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、町にとって町営住宅とは、どのような意味を持っているのかについてでございますが、本町の町営住宅は、昭和40年代の高度経済成長期の人口増加による住宅需要に対応するため建設されたものでございます。

今日に至る50年の間に、町営住宅は低所得者の住宅困窮者の入居など、福祉住宅としての性格が強いものでございます。しかし、近年社会情勢が大きく変化し、人口減少、少子高齢化が問題視されている中、これらの住宅政策は、社会情勢の変化に柔軟に、しかも弾力的に対応していくことが求められています。

この変化に対応するため、今回町営住宅河和団地の建てかえ事業のテーマを「定住を目指す町として、若者の定住促進を前提とした、若者が入居したくなるような住宅」とし、若者の定住促進を図ろうとするものでございます。

なお、今後の入居、募集につきましては、より多くの若者世帯などに入居していただくよう調査研究してまいりますので、御理解くださるようお願いをいたします。

次に、御質問の3点目、譲渡型若者定住促進住宅を考えてみてはどうかについてでございますが、昨年6月の定例会において、同様の御質問にお答えをいたしました。県内の北設楽郡豊根村を初め、国内では3町村が過疎地対策として譲渡型若者定住促進住宅を建設して、今この譲渡住宅は、公有地に町村の負担で建築し、ある一定期間住み続けると、土地と建物が無償で入居者に譲渡されるもので、少数ながら転入者が確実に定住してもらえなど、一定の効果は認められていますが、町の大きな財政負担や負担に対する効果、また地域性の状況など、多くの課題を検証することも必要ではないかと考えております。

本町においても、人口減少や少子高齢化は最重点課題であると認識しておりますが、今後さらに厳しいと予想される町財政を考えれば、町営住宅の建てかえ事業を初めとする国・県の支援を受けることができ、多くの定住人口の促進につながる施策をまず第一に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○9番（野田増男君）

それでは順次、再質問をしてまいりたいと思います。

1番の今回政策に対して町はどのような思いでいるか、先ほど町長からも説明がありましたけれども、国が地方創生を定めたのは昨年11月、まち・ひと・しごと創生法によってです。そして、昨年12月27日にまち・ひと・

しごと創生長期ビジョンと、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。それによると、ポイントは2点と示されています。

1点目は人口減少と地域経済縮小の克服、2点目は、まち・ひと・しごとの創生の好循環の確立、それに基づき、国の長期ビジョンの総合戦略が定められました。またその事業を進めるに当たって、まち・ひと・しごと創生に向けた戦略5原則、町にもこれがありますけれども、1、自立性、2、将来性、3、地域性、4、直接性、5、結果重視と国は示し、戦略原則に基づいて、具体的にどのような事業が各地域で、自治体で行われるのか、担当大臣はやる気のある自治体を応援する、やる気のない自治体は——言いませんが——と公言しています。

そこで、町の総合戦略2015に記載されている基本方針政策5原則について、いま一度具体的な内容説明を求めます。

○企画部長（永田哲弥君）

総合戦略2015の冊子に記載されております大原則ということで、先ほど議員がおっしゃっていただいたような国が基本方針を定めております。それは、ちょっと重複しますが、政策5原則という基本方針を出してございます。先ほど自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視というお話でございました。

その具体的な内容ということなのですが、この総合戦略全般にわたりまして、プロジェクトチームをつくってございます。12のプロジェクトを持っております。これが実行に当たる内容のものでございまして、一番私どもがこの戦略をつくるということは、いろんな部分ではいいんですが、それを具体的に実行していくということが大事なことだというふうに認識をしております、この基本原則に基づきまして、実施のほうを進めていきたいと思いますということになってございます。

それで、一番ここで大事なことは、直接性、PDCAサイクルに基づく短期、中長期の具体的な数値、ある程度の目標を持ってそれに向かって政策を遂行していくということを考えてございまして、あくまで実施した、やりましたよということじゃなくて、それを検証して次につなげていくということがPDCAサイクルをして実施していくということを考えております。

それで、どのような具体的ということになりますが、先ほど戦略の中で、私どもにつきましては、4つの重点施策のほうを設けてございます。先ほど町長より答弁をしていただきましたが、交流人口の増加、まず1点、それと働ける場をつくろうと、それと子育て環境を充実しましょうと、さらに住民間のきずなづくりということで、4つの大きな基本目標を掲げております。

その中では重複しますが、12のプロジェクトを設けて実施しております。順にお話しするとあれですが、少しずつお話のほうをさせていただきたいと思います。

まず地域資源の活性化ということで、美浜町の魅力ある地域資源を発掘しまして、それをどういうふうに生かしていくかというようなこととか、美浜町第一次産業と観光振興ということで、観光における地域の拠点整備をしていこうと、それとスポーツの交流拠点、交流人口をふやすためにそういうような設備を充実して、人を美浜町に集める、人を寄せようというようなこと、それと子育て環境の充実という中では、子育て支援のプロジェクトを立ち上げてございます。放課後児童クラブのプロジェクトのほうもあわせて立ち上げております。

ファミリーサポートセンター、子育て支援センター、それと放課後児童クラブ等、お母さんたちが子育てをするのにサポートをしていただいたりしやすいように、子育て、育児しやすいような環境をつくって、じゃもう一人頑張って産もうかなというような、そういうような支援をさせていただくというのが重点施策の中で検討され、これから実施していくというようなことでございます。

あときずなづくりににつきましては、やはり人と人との出会いの中で、美浜町へ行くと非常に心温まる、おもて

なしじゃないんですが、そういうような雰囲気を感じていただけるというようなことで、やっぱり温かい美浜町を目指していこうということで、コミュニティハウスだとか、それとかシティプロモーション、美浜町を外へ、こういうところですよと、こういう温かいところですよというような、そういうプロモーションビデオを使って美浜町のよさを発信していこうというようなきずなづくりというのがまさにそれかなということで、私ども進めてこれからいきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

それと、先ほどから出ているPDCAサイクルに基づき、5年間やっていくと言っています。その5年間は確実に交付金、支援して出るんですかね。ちょっとそこを伺いたいです。

○企画部長（永田哲弥君）

じゃ5年間出るのかということなんですが、今まで6,000万円近くのお金をいただいて、これは100%でいただいておりますが、さて来年からどうなるかということなんですが、現在、28年度以降、まだ詳細のほうは出てございません。しかしながら、補助金のほう、交付金のほうにつきましては、出しましょうというようなことは言っております。そのかわり、何でもかんでも出すということじゃなくて、とにかく先駆的、よそにないような支援事業について出しましょうというようなことを国は言っております。

例えば、自治体間の広域的、美浜町だけでなく、南知多町だとか武豊町だとか、大きく言えば知多半島を1つの事業として取り組む広域的な事業に対しては、出していただけるというようなことはおっしゃっております。

それと民間企業と、例えば日本福祉大学と連携するとかというようなことについても、前向きに考えていただけるというお話は聞いてございます。特に、広域的というと、美浜町の特性を生かすということになりますと、観光関係が非常によろしいんじゃないかなというふうに、自分は思っているわけなんですけど、まだまだこれは調整等が要りますので、現在のところ、考えておるだけになってしまうんですが、そういうようなことについて、国は交付いたしますよと、そのかわり、全額出すということは申し上げていません。2分の1ということで、2分の1交付するというような情報がございますので、これから続々とというのか、ぼちぼちとというのか、出てきますので、そういう情報をいち早くキャッチしまして、有効に活用していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○9番（野田増男君）

ちょっと時間もなので、順番にいきたいと思います。

2番の総合戦略、政策に当たりどのようなメンバーでパブリックコメントを進めてきたか。これさっきの町長の答弁の中に、9月1日から15日の期間の間、広く住民の意見を伺いパブリックコメントを実施しましたとあるんですけども、これ誰にどこでどういうふうに、僕らも知らないんですが、どういうふうなのんでしょう。

○企画部長（永田哲弥君）

どういうふうに、どういうメンバーでということなんですが、9月1日から15日までパブリックコメントのほうをさせていただきました。これはホームページ等、それと役場と生涯学習センター等で、一応こういうものがありますよという、一般的に縦覧みたいな形でやらせていただきました。その内容をお話しさせていただきますと、15日間の間に2名の方にコメントのほうをいただいております。

内容をお話ししますと、まず美浜町の特性を生かし、子どもたちの体力の向上を含めた学校教育の充実についてというようなものと、それと、総合戦略でスポーツ交流プロジェクトということで、日本福祉大学と連携して、

美浜町に愛着を持つ子どもに育てるというようなことで、スポーツ振興についてもございました。

そのようなことで、また、少子化の進む中で託児制度の導入というような御意見もありまして、それに対しまして、子育てプロジェクトの中で、先ほどもお話をしましたファミリーサポートセンターとか、子育て支援センターなど、充実を図るということで、こちらの御意見に対しまして、充実を図っていくということで、現在この総合戦略の中にも位置づけをさせていただいております。

それと、先日議員の皆様にも説明のほうをさせていただきました。その中で、人口減少に立ち向かうまちづくり公開フォーラムとかも実施をさせていただいておりますので、議員の皆様の説明と、まちづくりフォーラムの中で伺いました人口減少に立ち向かうための提案をいただきましたので、民間を初め幅広い分野の方からいただいておりますので、その内容をこの総合戦略の中に織り込ませていただいておりますのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

執行部にお願いいたします。

丁寧な説明はもちろんです、簡明によろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

次にいきたいと思います。

町として重要政策・事業は多くあると思うが、まず何から取り組むかが、これいろいろあるかと思いますが、総合戦略にも記載されています。いろいろあると思います。

1つちょっと気になるのが、まず28年度に確実に行っていきたい事業、政策はあるのかと、第5次総合計画と今回の総合戦略との意味の違い、どこをどうするのかを伺いたいと思います。

○企画部長（永田哲弥君）

まずは先ほど町長からも答弁がございました全てプロジェクトの内容、総合戦略の内容について進めていきたいと思います。まず子育て環境の整備、それと町の活性化というのを重要視しております。町の活性化につきましては交流人口の増加、働く場づくりということで、あと子育て環境につきましては、先ほど申し上げましたファミリーサポートセンターとか子育て支援センター、放課後児童クラブというようなものを充実、発展させていただこうというふうに考えております。

それと、第5次総合計画との違いというお話なんです、まず美浜町第5次総合計画を昨年つくっておりますが、上位計画でございます。美浜町がどういうことをやっていくかということを示したのが総合計画ということで、総合計画の中に今回の戦略の部分が含まれてございます。総合計画をもとに戦略のほうも当然つくっていきますので、大きく変わっておるものはございません。

総合計画の内容の中の特に重要に、早急にやらないかん部分、やっていかなければならない部分についてピックアップをさせていただいて、4つの基本方針を出して、それを克服するための施策を打って実行していくというような形になっておりますので、上位計画の総合計画とは、マッチングというのか、されておるというふうに私どもは考えておりますので、よろしくお願いします。

○9番（野田増男君）

もうちょっと、次いきたいと思います。

26年度、生活支援型、先行型交付金の事業に対してどのような結果があったかということですが、地域喚起、生活支援型、プレミアム商品券等、いろいろ大好評であると思います。また、子育て支援事業として、先ほど答弁がありましたおむつ、商品券、育児の助成、いろいろありましたが、交付金等で、商店、商工会、観光

で、ちょっとよくわからなかったこの辺にも、今回、商工会のほうにもいろいろ出ていると思うんです。その辺で自立、将来性なんかはどうなのでしょう。

まあいいわ。次いきます。上乘せ交付金、これで商工会、インバウンドで、ちょっとこのことがどういうことなのか説明を伺いたいんですけれども。

○商工観光課長（竹内康雄君）

今、野田議員、商工会というふうにおっしゃったわけでございますけれども、これは観光協会に対する交付金でございます。御承知のように今インバウンドということで、海外から日本にお見えになるお客様、大変ふえております。そういう中で、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、多言語の観光パンフレット、今進めておりますのは、主に中国大陆からお見えになる方は、同じ漢字でも簡単な省略した形の漢字を使われます。それから台湾とかの皆さんは、繁体字といいまして、昔日本人も使っていたようなそういったものがありますけれども、そういったものを、まず今2種類作成中でございます。

それからインバウンドを、今度は受け入れる体制の中でも、例えば人材ですとか、いろんなことも必要になってまいります。私ども、既にインバウンド関係につきましては勉強会を3回ほどやっております。それから先日は、着地型観光商品の造成の勉強会ということで、旅館とか民宿だけではなくて、いろいろな物販をやっておみえになる、そういった観光協会の賛助会員の皆様にもお集まりをいただきまして、今後、魅力ある商品というのはこういうものじゃないかというようなことを、民間の専門家の方を講師にお招きして、勉強会をやったところでございます。

それから各種いろんな商談会ですとか、いろいろなキャラバン隊というんでしょうかね、愛知県の観光説明会なんかを利用しまして、東京、大阪等々へ行ってみます。そういうことについて300万円の交付金で実施をさせていただきたいと、そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

次、将来消滅する自治体と報道されましたが、町としてどのような思いか、これ、美浜町人口ビジョン2015制作に当たり、本当にこれどういう思いでいるのか、いま一度、担当のほうでよろしく。

○企画部長（永田哲弥君）

町長からもお話がありましたように、非常に残念かと思っております。私ども、従来から総合計画に基づいて子育て支援にしてもそうですし、交流人口の増加に向かう政策を実行してまいりましたが、まざまざと美浜町を報道されたと、これは美浜町だけじゃないんですが、よそもそうです。今回こういうようなことも受けまして、戦略案を美浜町はつくったわけなんです、何とかしないかと、もう遅いかもしれませんが、やらなければそのまま衰退していくだけ、やって、言い方はあれですけれども、ういこ、美浜町が存続していくと。やってそのまま横並びということを考えまして、これをやって、戦略を実行して、100%人口がふえていくだとか、交流人口がふえていくかということは、難しいと思います。しかしながら、やらないと下がっていくということに、私ども感じておりまして、今回いい機会をいただいたというふうに、真摯に受けとめて戦略案を実行していきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（野田増男君）

わかりました。これ、人口減少に歯どめをかけるには、まず若い者を、若者に受ける事業、政策、また特に、若い女性に受ける事業をしていかないとだめじゃないかと思えます。ちょっとこれはいいです。

次にいきます。若者世帯の定住政策についてです。

先ほど答弁の中にも、定住していただける環境を整備していきたいと考えておりますという、この定住していただける環境整備、この辺をもうちょっと詳しくどうしていくのかを。

○企画部長（永田哲弥君）

流出を防ぐということになるのかと思います。

先ほど町営住宅の若者定住向けの住宅の改築というのか、建てかえというようなこともございました。まず住まいをつくるというのも非常に大事なことだと思っております。若者の流出を防ぐということは、当然少子化に歯どめをかけるということで、私どもも最重要課題の一つとして挙げさせていただいております。

若者世帯の人口流出を防ぐには、まず若者に町の魅力を知ってもらおうと、魅力ある町を目指していかなければならないというふうに思っております。流入を目指すには、美浜町をまず知っていただける、好きになっていただけたらとか、定住への関心を持っていただけたというようなことで、安心して住めるような環境整備をしていかないかんというふうに思っていますので、あと具体的ということになりますと、例えば町並みだとか、若者のニーズに合ったような職場づくりというようなことが考えられると思います。お願いします。

○9番（野田増男君）

次いきたいです。時間がないです。

丁寧にありがとうございます。

2番目に、町営住宅はどのような意味を持っているか、老朽化した町営住宅建てかえとともに、住生活基本計画に載っているんですけども、西部地区にも新たな町営住宅の計画を検討しているとあるんです。それよりも、西部地区はまだ大きなことをやらないといけないことがあります。駅です。

これはこれで質問はいいです。次いきます。答弁いいです。もう時間がない。

将来入居者に売却する前提とした譲渡型若者定住促進住宅、これで先ほど町長の答弁の中に、県・国の支援を受けることができ、多くの定住人口の促進につながる施策を進めていきたい。これ町営住宅取り壊し、CからF棟、4棟、32部屋ですよね。新しくつくる新築、14戸ですよね。マイナス18部屋、減ってしまうんですよね。これどういう意味なのか伺いたいと思います。

○建設部長（斎藤 功君）

町営住宅の戸数が減るということでございます。先ほどの議員の野間駅前町の町営住宅をどう考えておるかという質問もございました。住生活基本計画の中では建てかえをすると、河和団地の。その不足分を将来的には西部地区に建築したいと、そういった構想で住生活基本計画を定めております。

以上でございます。

○9番（野田増男君）

それもなんですけれども、前回のときも国の支援をもらえないから定住促進の住宅、若者が手をつけられないという説明を受けたんです。今回もそういうことなんですけれども、それで、取り壊しをして部屋が減っていく、でもこれすぐつくるわけじゃないですよ、もう。もういつやるかわからないですよ、この町営住宅を。何かその辺がおかしい。最初から町営住宅、河和のところも、若者というふうじゃなかったんじゃないですか。町営住宅なら町営住宅で、あそこは2階建てであるんですからそれをつくっていきゃいいと思うんですけれども。ちょっとお願いします。

○建設部長（斎藤 功君）

また住生活基本計画の話になりますけれども、まずこの住宅の建てかえにつきましては、前回行政報告会等でも御説明をさせていただきました。

このテーマがまず、若者定住といったものを目標に、住生活基本計画の中で町営住宅の建てかえを計画させていただいております。それに基づいて、平成22年度にできましたその計画に基づきまして、今回河和団地の建てかえ計画を進めておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

野田君。短く。

○9番（野田増男君）

それはわかるんです。だから部屋が減ってしまうのに、そこが若者というふうに最初からなっってつくっていったんですか。僕は違うと思うんですけども、あそこただ町営住宅を建てかえたよというだけで言うだけで、いつの間にか若者の、何かそっちに向き出したなというのがあったんですけども。

○議長（森川元晴君）

一言、建設部長。

○建設部長（斎藤 功君）

当初は一般の世帯向けの町営住宅ではなかったかと。もちろんスタートはそうだと思います。その中で、各住生活の検討委員会の中で、この際、人口減少という問題もその当時から起きておりましたので、若者定住、若者推進、若者を呼び込む、そういった施策の中に、町営住宅の建設を取り組んでいきたいというふうに進めておるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、野田増男君の質問を終わります。

〔9番 野田増男君 降席〕

○議長（森川元晴君）

次に、12番 石田秀夫君の質問を許可します。石田秀夫君は質問をしてください。

〔12番 石田秀夫君 登席〕

○12番（石田秀夫君）

議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

1、県道奥田河和線の拡幅について。

南奥田、奥田内福寺線より広域農道を交差して河和へ抜ける県道があります。野間、若松、南奥田地域の通勤道路としての利用も多く、市街地、農場圃場から広域農道へ出る重要な県道です。また、多くの大学関係者も利用されています。しかしながら危険箇所も多く、地元の人の中でも急ブレーキを踏んだ人も多いと聞いております。

大学を取り巻く農免道路、広域農道とあわせて、大切な周辺道路であります。日本福祉大学と地域、また美浜町との大切な接点であり、密接な関係を保つ上でも重要な道路であり、ぜひ整備が必要であります。

学生のランニングコースであり、クリテリウム自転車レース競技全国大会のコースにもなっています。この県道の拡幅はどうなっているのか、お伺いいたします。

2番目、全日本実業団自転車競技連盟による知多半島・美浜クリテリウムについて、大学の駐車場を今、美浜クリテリウム大会拠点として利用していますが、中山池広域農道沿いの町有地は都市と農村交流拠点として、以前位置づけられておりました。3ヘクタールの面積があり、少しの整備で大会会場になる場所を設置できると思います。新たな町有地利用の出発点として考えていくべきときと思います。

JBCF知多半島・美浜クリテリウム自転車レース競技は、福島県から美浜へ来てはや5年、第5回大会が開

催されました。よその開催地との比較にて岐路に立たされていると聞いております。現在まで、美浜町として、選手への宿泊費の補助など、後援していると認識していますが、コース設定、道路整備、環境整備への進展、町の取り組みがこの事業に町外大会参加者、同行者に対してのアピールの機会と考えます。

今後美浜町として方針、施策をどうしていくのか示していくべきと考えます。

中山池町有地に対する考え方は。

クリテリウムに対して、今後について、町は活性化策をとっていくのか。

この2点についてお伺いいたします。

壇上での質問はこれにて終わります。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、石田秀夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、県道奥田河和線の拡幅についての御質問でございますが、奥田内福寺南知多線より広域農道までの県道奥田河和線の区間は、途中、日本福祉大学の駐車場への進入路に通ずるため、駐車場を利用する学生の通行も多い路線と認識をしております。しかし、県においては、当該区間の道路整備計画は現在のところ特にないと考えております。今後、当該区間の道路利用状況等を踏まえ、整備要望につきましては検討してまいりたいと考えております。

次に、知多半島・美浜クリテリウムについての御質問の1点目、中山池の町有地に対する考え方についてでございますが、昨日中川博夫議員の質問にも御答弁をいたしましたとおり、現在、都市計画道路知多西部線常滑美浜バイパスのかさ上げ用の土を仮置きしております。また、今後は総合公園グラウンドの整備事業までの搬出土の仮置き、災害時に発生する廃棄物等の仮設保管場所としての利用を考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、御質問の2点目、クリテリウムに対しての今後について、町は活性化策をとっていくのかについてでございますが、現在、全日本実業団自転車競技連盟からの開催条件を検討しております。

その内容などについて申し上げます。

全日本実業団自転車競技連盟による知多半島・美浜クリテリウムは、ことしで第5回目となり、メイン会場を駐車スペース300台収容可能な日本福祉大学の第7駐車場を借用して開催しております。プロのP1選手をも迎え、平成23年当初198名であった参加選手も、2年目以降には500名を超えることとなりました。

本町としても経済効果を期待し、町内の旅館や民宿と連携して宿泊費の助成を行い、宿泊施設と町が各500円を負担する従来の助成から、本年は町制60周年を記念し、助成金を1,000円に増額いたしました。その効果として、103名の方に御利用をいただきましたが、宿泊数は経年的に見て伸び悩んでいるのが現状でございます。

また、全日本実業団自転車競技連盟より、平成28年度以降には、ロードレースを2日間続けて開催したいとの旨の申し出がありました。その内容は、現在の奥田の坪山池周辺3.75キロメートルを周回して行うクリテリウムコースから、奥田河和間を約10キロ周回するロードレースのコースに変更したいという案でございます。

町内の生活道路を2日間という長時間規制しての大会には、奥田地区のみならず他地区への影響も大きくなり、町民の皆様の生活にも大変御迷惑がかかる状況が予想されます。

本町の考えといたしまして、無理をせず、現状どおりのクリテリウム大会を次年度も開催していただくよう申し出したところ、ロードレースではないとすれば、町を主体とした開催となり、プロ選手の参加は難しく、参加選手は一般の選手200人程度に減ることになるという御回答でございました。

これまでの実績によりますと、プロ選手以外のレースでは、けがや事故も想定されるため、主体となる町がしっかりと責任を持って考えていかなければなりません。また、年間通しての開催プログラムが全国通して固定となっており、美浜町においては開催時期が10月となっているため、メイン会場としている日本福祉大学の第7駐車場は毎年学校関係の行事と重なり、会場の借用が困難となってきました。レース自体は迫力がありすばらしい内容のものと思いますが、本町の道路では観客が集まって見る場所もなく、観戦者数も大会関係者がほとんどとなっているのが現状でございます。

5年間の大会開催に対して支援してまいりましたが、メイン会場となる駐車場の借用の問題、コース拡大への要望に対する住民生活への影響、大会開催に当たっての町の責任問題等も考え、議員のおっしゃるコース設定やレースに伴う道路環境の整備等を実施することは考えておらず、また町、町民、学校がリスクを負うことが町の活性化に結びつくものとは考えられません。

以上の状況により、現在のところ残念ではありますが、全日本実業団自転車競技連盟の要望にはお応えできない状況であり、来年以降の開催については困難と思われます。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○12番（石田秀夫君）

この県道というのは、今町長から答弁をいただきましたが、県にも上げていないと、県もやる予定がないということですが、今まで利用者、大学関係はもちろん、地元住民の方の生活道路でもあったわけですが、なぜ今まで大学との連携を重視してきた中でほうかっておいたのかということですが、町当局はどのように考えておられるのでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

この県道奥田河和線のこの区間でございます。今までなぜほうかっておいたかという御質問でございますが、拡幅については地元区さん等より特段の要望はございませんでした。もちろん草刈り、舗装の修繕、そういった御要望があればその都度対応はしております。

また参考に申しますと、この県道奥田河和線。今、町のほうでも要望箇所はございます。例えば役場の前の交差点から厚生病院、ここにつきましては、歩道設置の要望はしております。西部地区につきましては、善法寺さんの国道の取り付け部分、あちらから東へ約200メートル、ここの部分の道路改良という形で、今時点ではこの2点を要望しております。この箇所につきましては、地元からの要望も大変多く、交通安全上必要だというふうで、この2点で今お願いしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○12番（石田秀夫君）

将来も大学と手を結んでいくなら、ぜひとも手を入れるべきところではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

議員おっしゃるとおり、大学さんからの要望等、そういったものがあれば今後整備の要望に、ここの区間についても取り上げていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

○12番（石田秀夫君）

ああいう道路、県道ではあるんですけども、車線のない、センターラインのない道路、ほかのところでは見

たことはありません。仮にあったと、私が外へ出て通ったりしても、どんなにか、長年ほうかっておかれるというよりも、部分的でも改修が進められて、だんだん次に行くときは改良されております。そういったところが各地、山間地域でもあるんですけれども、ぜひともこいつはやっていくべきではとありますが、今からの姿勢に、町当局の姿勢において、どのように対応していただけるんでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

今からどのような対応をしていくかということでございます。例えばこの区間、一度に整備は無理かもしれませんが、局所的、幅員の狭い部分も確かにございます。危険箇所もございます。そういった箇所の改修と、そういったこともあわせて検討していきたいというふうには考えております。

○12番（石田秀夫君）

部分的にでも考えていただけるということですが、こういう山の中と言ったらあれですけれども、里山に囲まれた中で、大学はあるわけですが、そういった農免道路、それから広域農道と、それからこの県道と、そういった中で、しっかりと里山、美浜の外から来られる方たちがいっぱい見えるという中で、そういったところの整備、そういったものが外へのアピールにもなるというふうには考えるんですけれども、まだ大学、利便性はしっかりとつけていく、都会にはない大学風景というか、環境を整備してやることが大事ではないかと思っております。

部分的とは言わず、それをどんどん続けていっていただきたいと考えるわけですが、そういうところで奥田内福寺線からの広域農道までの間でもしっかりとやっていただけたらと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（森川元晴君）

石田君、多分同じような答弁になると思いますので、質問の内容を変えていただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○建設部長（斎藤 功君）

まことに同じような答弁で申しわけございませんけれども、やはり日本福祉大学さんを初め、地元区民の皆様、周囲の皆様のそういった御要望があれば、間違いなく県のほうには整備、要望、拡幅のそういった部分もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（石田秀夫君）

県への陳情、要望、そういったものは何回もいただいても、お願いしたいということですが、もし仮にで上がるなら、部長の努力のたまものだといって、私はこれが町職員の方が頑張ってきたんだということで、地域に触れ回りたいと考えておるんですけれども、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

クリテリウムについてですけれども、非常に残念に思うわけですが、こういったことが美浜の中で地域の了解も得られてできるようになるという、2日間の大会が大きくなるということで進んでいけるなら、美浜の人も理解があって、また外から来る人も競技人口、選手の人も増大になって、ますます盛んになるかなということはあるわけですが、今の段階ではとても無理だという判断をされたということに関しては、非常に残念に思いますけれども、どういう、これでやめるのか、ほかを選ぶのかという選択肢になってこようかと思うんですけれども、続いてくれることを願っておるところでございます。

中山池について少し伺いますが、仮置き場ですし、またこれが終わった後も工事、災害のときに対してとっておくんだという、置き場に考えているんだということですが、そうしてみると、以前とのそういう、中山池を利用して都市との交流広場、昔やり続けられておったんですけれども、そういったものもみんなゼロになって、消すというふうで考えてよろしいんでしょうか。

○建設部長（斎藤 功君）

この中山池周辺の土地でございます。これは平成12年より農業公園としての整備を目的に購入した土地でございますので、将来的にはそういった施設を建設していく予定でございます。ただ、今現在ではまだそこら辺の土地利用が確定しておりませんので、仮置き場としての利用をしておるという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○12番（石田秀夫君）

当分の間、使われるということですが、総合公園の出でくる土に対しても、工事が行われるときの土でも置かれるということですが、そういったものはそれだけで、その土が置いておかれるだけで、長年月、どこへ使うんだというあれで、中山池のところへ盛ってあるだけなんだと、永久にそういうことになるのかなというふうに、きょうの今の答弁をいただいた中で感じたわけですが、いつの時点というか、これから先、どういうふうで、そういう位置づけになっている都市との交流広場、農村広場ということが、先々の見えない、霧にかかったことではなくて、いつなんだということがしっかりと明快に、どういうことで進めていくんだというところが、仮に仮置き場の計画にしても、少しお聞かせ願いたいなと思うんですが。

○建設部長（斎藤 功君）

仮置き場の関係でございます。土につきましては、年明け早々、知多西部線のほうで盛り土工事が予定されております。その部分に持っていくと。あと今、日本福祉大学さんも、スポーツ学科の建設のために再度それを利用したいという申し出もございますので、そういった部分で今後、逆に今度はそれが搬出されるという部分もあろうかと思えます。

農業公園、こちらのほうにつきましては、昨日中川議員にも御答弁させていただきましたとおり、今後の社会情勢、地元の要望、そういったものを見ながら計画を再度立てていくというような状況でございます。ということで、まだ期日等ははっきりしておりませんが、今後のそういった情勢等を見て、農業公園としての位置づけをしていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○12番（石田秀夫君）

はっきりと時間的にはわからないということですが、これができることによって、美浜町の状態がよくなったと判断するところでございますので、しっかりとこういう事業は進めていっていただきたいと思えます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（森川元晴君）

以上をもちまして、石田秀夫君の質問を終わります。

〔12番 石田秀夫君 降席〕

○議長（森川元晴君）

ここで休憩といたします。再開を10時40分をお願いいたします。

〔午前10時22分 休憩〕

〔午前10時40分 再開〕

○議長（森川元晴君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎卓夫君は質問をしてください。

〔5番 大崎卓夫君 登席〕

○5番（大崎卓夫君）

最後になりました。ことしを締めくくるにふさわしい質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あらかじめ、議長に提出いたしました通告書に基づいて質問いたします。

大きな1点目、町長の公約と財源との関連について。

執行部の皆さんは今、来年度の予算編成に向けての作業に追われているものと思われます。厳しい財政状況の中、大変苦勞されていることでしょう。

神谷町長は、選挙公約、または所信表明の中で、美浜の里構想、旧市街地再編成事業などを訴えてこられました。これらのことについては、さきの6月議会、9月議会において、同僚議員が質問されていまして、町長の考えは理解しているつもりです。まさに壮大な計画で、これらを実行するには大変な労力と財源の裏づけが必要となります。

そこで質問です。

大きな1点目、公約に向けてどのような予算を計上するのでしょうか。

2点目、現在、本町の財政状況を町民の皆さん誰にでもわかるように説明してください。

3点目、いろいろな事業をやろうとする場合、一般論として、その財源はどのように確保するのでしょうか。

大きな2点目、人口問題と税収について。

人口減少に伴い、町税の収入がふえることは期待できず、財政的にもゆとりがありません。町を経済的に活性化させ、人口減少に歯どめをかけるため、今後どのような施策を考えているのでしょうか。

そこで質問です。

1点目、転入あるいは定住を促進するため、どのような方針で取り組んでいくのでしょうか。

2点目、経済発展につながる企業誘致をするために、どのような取り組みを考えているのでしょうか。

3点目、少子化対策への取り組みとして、何をどのように進める予定でしょうか。

通告書の質問は以上です。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

ことしの最後の御答弁にふさわしい御質問をいただきましてありがとうございます。

私としても、大切な予算の時期でもございますので、また力いっぱい皆様に納得いただけるような予算をつくってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、大崎卓夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、町長の公約と財源についての御質問の1点目、公約の実行に向けた予算を来年度計上するのかについてでございますが、私のまちづくりのスローガンである、明るく健康で笑顔の絶えない町美浜を目指し、自主財源の確保と事業の厳選を行い、次の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

まず1つ目として、本町の基幹産業である農漁業と観光の再活性を図り、商店や企業の誘致を進め、あわせて雇用を生み出すための美浜の里構想の実現に向けての予算を計上いたします。

具体的に申し上げますと、私の抱くイメージを具体化するために必要な調査、あるいは研究に要する費用を計上し、地理的、物理的、経済的な側面から、この事業の全体像を明確にしていきたいと思います。なお、この美浜の里は、県道小鈴谷河和線沿いを第一候補としておりますが、この道路には、水道管が布設されておられません。

防災面から大規模な災害が発生した場合を考えると、河和配水池と上野間配水池の間には、重要配水管と呼ばれる水道管の布設が必要であります。その必要性和重要性を踏まえ、また私の美浜の里構想との関係を考慮し、今後継続事業として当該県道に配水管の布設を行う考えであります。必要な予算の計上を検討してまいりたいと

考えております。

2つ目は、若者が定住し、お年寄りと一緒に生活ができる環境をつくりつつ、災害時においても安心できる旧市街地の道路拡幅等再編整備を推進していきたいと考えています。既存の市街地を再編するためには、クリアすべき諸問題が多く存在いたしますが、モデル地区を選定し、事業を進めるための検討を進めてまいります。

3つ目は、高齢化に伴い要介護や認知症、高齢者の増加が予想される中、住みなれた自宅や地域で安心して元気に暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくり、元気な高齢者にも活躍する場を提供するなど、世代を超えた町民参加型の医療、介護、福祉の新たな体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

そのためには、地域医療の確保が極めて重要であります。知多半島南部地域随一の総合病院として、本町の地域医療のかなめである知多厚生病院の安定した運営なしでは、この施策は成り立ちません。医療体制の安定があってこそ、住民の皆さんの生活が平穏になるものと考えております。そのために、本町と同じ立場である南知多町と歩調を合わせ、同病院への支援を目的とし、予算を計上したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、本町の適正な污水处理を推進するため、現行の合併浄化槽設置に対する補助対象を個人住宅に加え、商店や事業所、集合住宅についても対象とする費用を計上する予定でございます。

また、町内の移動手段の確保と一層の充実を図るため、巡回バスいってきバスを1台増車する費用を計上いたします。

本町の財政状況は、急速に進む人口減少と高齢化社会の到来、そして町税収入の減少といった非常に厳しい状況ではありますが、こうした中でも、安定した財政運営のもと、住民福祉の増進を継続的に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、御質問の2点目、本町の財政状況を誰にでもわかるように説明をについてでございますが、議員も御存じのとおり、市町村の財政力を示す指数で財政力指数というものがございます。

この財政力指数は、市町村の標準的な支出に対し、どのぐらいの財源を自力で調達できるかを示しており、過去3カ年の平均値を用いて算出をされております。この数値が高いほど歳入基盤がしっかりしている市町村となり、この数値が1.0を上回れば、地方交付税は交付をされません。ちなみに、本町の平成26年度の財政力指数は0.7でございます。

また、平成26年度の決算状況を申し上げますと、町税を初め、地方交付税等の主要な財源が軒並み減額となり、2年ぶりに町の貯金である財政調整基金2億2,665万円を繰り入れなければならない厳しいものとなりました。これにより、財政調整基金の残高は27年9月末現在で約8億7,000万円であり、近年にない厳しい財政状況となっております。昨年のように、町の貯金である基金が積み立てる額よりも取り崩す額が多い状況がこのまま続けば、3年から4年後には基金は枯渇してしまい、予算が組めない状況になるおそれがあります。

また、町の借金である町債につきましては、本町の住民福祉、教育、文化の向上を図るため、起債をして多くのインフラ整備を行ってまいりました。町債残高は27年3月末現在で56億6,000万円であります。

今から20年から25年前に実施した大規模インフラ整備に係る償還が終了しつつあるため、町債残高及び公債費比率は減少傾向でございますが、今後新たな需要が見込まれる子育てや医療、福祉、介護など、福祉費の増加が見込まれており、将来も厳しい状況が続くものと思われます。

今後の本町の財政状況は、人口の減少による個人町民税の減収及び地価下落による固定資産税の減収が危惧される中、町内企業による法人町民税の収入も不安定であり、また地方交付税制度においても、人口減少の影響に

より楽観視できない状況であります。

したがいまして、引き続き歳入財源の確保に向けた努力と長期的な財政見通しに基づく事業の厳選を行い、身の丈に合った財政運営を行うことが重要であると考えております。

次に、御質問の3点目、事業をやろうとする場合、その財源はどのように確保するのかについてでございますが、一般的に、地方自治体が大規模の公共事業を行う場合、地方自治体は財政負担を軽減するため、国・県の補助金を活用して実施しているのが現状でございます。本町においても同様に対応しております。

具体的には、当該事業に係る国・県の補助金の交付要綱に基づき、総事業費を算出するとともに、国・県の補助金を見込み、その補助残を町の一般財源で予算措置をしているものでございます。

いずれにいたしましても、本町の厳しい財政状況の中、大規模な公共事業を行う場合は、国・県の補助金を活用することが不可欠であり、今後も将来を見据えて補助金等の適切な確保に努め、持続可能な財政運営を心がけてまいりたいと考えておりますので、お願いをいたします。

次に、人口問題と税収についての御質問の1点目、転入・定住を促進するため、どのような方針で取り組んでいく予定かについてでございますが、人口減少を克服するために、取り組んでいかなければならないことについて、特に次の2つが挙げられると考えています。

まず1つ目として、本町に住んでいただくための環境を整えていくことが先決であり重要と考えております。

そのために、若い世帯にも定住していただける町営住宅の建てかえを予定しております。

また、市街地整備については、地域調査、モデル地区の選定など、今後整備を進めていく予定でございます。

2つ目は、美浜町の定住を促進するために魅力的な条件を整えて、町内外に発信していくことが大切だと考えております。

そのためには、本町の優位性を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

美浜町の恵まれた自然環境を資源とし、市街地の整備として、まず都市から来訪者を迎え、滞在型の農漁業体験のできるにぎわいのある拠点を整備し、美浜の魅力を知り、転入、定住につながる交流人口をふやすこと、空き家バンクの活用について、各年代の生活スタイルに応じた条件を整備し、促進につなげていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、経済発展につながる企業誘致をするために、どのような取り組みを考えているかについてでございますが、議員御存じのとおり、本町では古布屋敷地区の紡績会社跡地への企業誘致を促進するため、平成19年に美浜町企業立地条例を制定し、工場等の立地の促進及び雇用の拡大を図るために、奨励措置を講じて所有者、県との連携をとり、推進を進めてまいりました。しかし、社会情勢、道路アクセスなど、さまざまな理由により、企業の進出はなく、現在太陽光発電施設となっている状況でございます。

なお、隣接しております第2町民グラウンドも準工業地域内にありますが、グラウンド利用者の状況等を考慮し、今後小規模な企業の立地を進めてまいりたいと考えております。

時代の流れで、大きな工業団地は望めませんが、企業からの個別相談があれば、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、少子化対策への取り組みとして、何をどのように進める予定かについてでございますが、人口減少を抑制する上で、少子化対策は大変重要だと捉えております。

美浜町を住居に選んで結婚をし、安心して出産、子育てができるまちづくりを実現するため、町職員が一丸となり、各課と連携して取り組んでいるところでございます。本町の恵まれた自然環境の中で、働きながら安心して子育てができるよう、体制を整備してまいりたいと考えております。

結婚支援につきましては、現在、出会いの場を支援するため、婚活支援室を設けているとともに、愛知県にも出会い応援団としての登録をし、さらに今後は相談機能とネットワークを充実させ、出会いサポーター制度を創設する予定でございます。

また、安心して出産、子育てが取り組めるよう、一人一人を対象としたきめ細やかな母子保健事業の実施、健やかな子どもの成長、発達を願い、医療を受けやすい体制を考慮するとともに、子育てをしながら安心して働ける保育環境の整備として、保育所の受け入れ、ファミリーサポート事業、放課後児童クラブ、子育て支援センターの充実など、さまざまな子育て支援に取り組んでまいります。

今後は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づける各種取り組みを進めるとともに、町全体が子どもや高齢者を見守ることもできるようなコミュニティづくりを推進し、美浜町の少子化対策を町内外に発信してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

再質問はありますか。

○５番（大崎卓夫君）

現在、美浜町の貯金が８億７,０００万円、借金が５６億６,０００万円と言われました。借金が貯金の約６倍、この数字を見る限り、どう見ても健全な財政状況じゃないと思いますけれども、どうなのでしょう。

○総務部長（本多孝行君）

今議員がおっしゃいましたように、町の貯金である財政調整基金、約８億７,０００万円、９億円近い金額です。あと借金であります町債は確かに５６億円ございます。ですが、この５６億６,０００万円のうち、実は臨時財政対策債という名の町債が３９億７,０００万円ほどございます。

それは何だといいますと、国のほうの財政も厳しいものですから、本来であればこの金額というのは何年かにわたって地方交付税として、本来であれば町に、現金といいますか、毎年毎年入ってくるべき金額であります。ですが、国は先ほども申し上げましたように国も厳しいものですから、１回で全額市町村に払うことができないので、そのうちの一部を臨時財政対策債という名前の借金をしてください、町の名義で借金をしてください、そのかわり、地方交付税の中で、それは国がそれを何回かに分けて負担していきます、市町村には直接の負担をさせませんという方式で町が肩がわりというといけませんけれども、国からもらえる分を借金しているものでございます。

確かに借金といいますから、町債には変わりはありませんけれども、本来、町のほうがいろんな事業をやりたいと起債をした部分につきましては、おおむね１６億９,０００万円ほどでございます。先ほどの貯金との比率からするのであれば、２倍をちょっと切るぐらい、２倍ぐらいということでございますので、でも貯金の場合も自分で好んで借金をしたじゃないかという考え方もできますけれども、町の行政を進めるということを考えるのであれば、何らかの借金は必ず必要だというふうに思っております。そういった意味で、くどいようですが臨時財政対策債という国の肩がわりの借金を除くのであれば、決して財政状況に影響を及ぼすような町債の額ではないんじゃないかと、そのように考えております。

以上です。

○５番（大崎卓夫君）

国から交付される地方交付税の額、これはどういう形で決められるのでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

その場合には、必ず何らかの基準があることは御承知のとおりなんですけれども、まず実際に町がかけた費用というふうではなくて、例えば美浜町の町民は人口が何人いるんだ、学校は幾つあるんだ、保育所は幾つある、例えば町道の延長は何キロあるんだ、それから橋は幾つある、細かい項目はありますけれども、それぞれの項目に対して、国が定めた単価といいますか、そういうのがございます。その単価の積み重ねが基準財政需要額というふうになります。

要するに、そういったものが幾つあるのであれば、国の基準から見て標準としてこれだけの費用がかかりますねというものを算出するわけですね。それに対して、基準財政収入額というのがあります。うちのほうの町税ですとか、町税との状況を見まして、美浜の場合だったら、標準的にはこれだけの収入があるであろうというものを見ます。

要するに、国の物差しで美浜町の財政状況を数字化して、その差額の部分について交付税をあげましょうということになります。単純に言うと、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた残りに対して交付税が出るというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○5番（大崎卓夫君）

人口もこの計算の中に加味されるということなんですけれども、美浜町には福祉大学がありますよね。ここには全国から生徒さんたちが来て、下宿をされております。この人たちの中には、住所を美浜町に移していない方もいると思うんですけれども、こういう住所を移していない人たちも交付税の対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○総務部長（本多孝行君）

交付税の対象になりますのは、住民基本台帳、いわゆる住民票の人口ではございません。5年に1回国勢調査が実施されますが、国勢調査の人口をもとに算出をされます。ということは、本来ですとそこに住んでいる場合は住民票を置くのが基本なんですけれども、何らかの理由で置いてみえない方があると、だけれどもそこに、実際に居を構えて生活をしている以上は何らかの費用がかかるので、交付税についてはそういう人たちの分も見ましょうという考え方をしております。

そういった意味で、議員が言われたように奥田地区に見える学生さん、住民票を持ってきてみえなくても、そのときの居を構えてみて、国勢調査の人数に含まれるのであれば、それは交付税のほうに反映されるということでございます。

○5番（大崎卓夫君）

ということは、この美浜町に大学があるということは、こういう面からも恩恵を受けているわけですから、大学はいつまでもこの美浜町にとどまってもらうように、町長を初め執行部の皆さん、わかっていると思いますけれども、頑張ってください。

現在、美浜町の財政力といいますか、美浜町の体力ですが、これは全国的に見て、また愛知県下のほかの市町村と比べて豊かなのか貧しいのか、どこら辺のレベルにおるのかわかりますか。

○総務部長（本多孝行君）

毎年総務省のほうから数字が出ております。現在のところ出ておるのは25年度が最新ですので若干ずれが出ますが、お許しをいただきたいと思います。

美浜町は愛知県下54の市町村の中で48番目の位置づけでございます。これは財政力指数というもので比べた場

合であります。一番いいのは、皆さん御存じの飛島村が2.0を超えております。普通に必要な金額の倍以上の収入があるということでございます。美浜町は先ほど申し上げました0.7でございまして48位、これが全国になりますと1,744の市町村のうち422番目、これを見ますと、おおむね4分の1のところに入っておりますので、決して悪くはないという考え方もできるかと思います。やはり全国を見回しますと、0.3とかいうところも結構ございます。平均としては0.49というふうに言われております。

こういうふうに考えますと、標準0.49に比べれば0.70はすごくいいじゃないかという考え方もできます。また、愛知県は非常に裕福な県だと、だからこそ0.7でも48番目になってしまうという考え方もできますが、この順番というのはあくまでも相対的なものでありますので、あくまでも本当に標準的に使うんであったら必要な金額の0.7ぐらいしかないと、要するに収入はやっぱり少ないということは事実だと考えております。

以上です。

○5番（大崎卓夫君）

今全国の市町村で大規模な公共事業に反対する声が上がっております。反対する理由の1つとして、余りにも金がかかり過ぎるというのがあります。一般的には、この事業にはこれだけの費用がかかるという総事業費が表示されますね。それは仕方がない、総事業費だけが表示されるというのは、それは仕方がないことかもしれませんが、これから美浜町がいろんな事業をやる場合、総事業費だけが表示されると、それを見ただけで反対すると、そういうこともあると思いますので、できればこれから先、この事業は国や県の補助がこれだけあって、残りの分だけ町が負担すると、こういう内訳を、広報などを通じて皆さんに説明していく必要があると思うんですけれども、そこら辺どうですか。

○総務部長（本多孝行君）

議員がおっしゃることはまことにごもっともでございまして、仮に1億円という費用であっても、国のほうで、例えば1億円そのまま全額もらえるよというのであれば、うちの出し金はゼロでございまして。そういったことを考えますと、1億円の意味と、自分のところの財政支出、自分のところのお金をどれだけ出すかということは大きな問題だと思います。

議員が言われるように、大規模な事業に関しましては、やはりそういったところも情報提供していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（大崎卓夫君）

どの事業でも国、県、町の割合というのは、どの事業でも割合というのは決まっているんですか。

○総務部長（本多孝行君）

いえ、事業によって補助率は違っております。よくあるのは、例えば土木関係、道路を直す、つくる、橋を直す、つくる、そういったものがありますけれども、2分の1のものがあったり3分の1のものがあったりというものもあります。これはほかの事業でも同様でございまして、国の補助率は、例えば国は出ないけれども県が出るだとかいったものがございまして、一概にどういうふうということは申せません。

○5番（大崎卓夫君）

次の質問をしたいと思います。

先ほど、野田議員も質問されましたが、転入、定住を促進する手段として、町営住宅の建てかえなどの説明がありました。私の質問の中の答弁で、空き家バンクの活用ということも言われました。そのほかに、新しく家を建てる人のために土地を確保する必要もあるんじゃないかと思いますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○企画部長（永田哲弥君）

確保する、どうするかということなのですが、当然必要だと思います。必要と思いますが、なかなかそういうような確保、先ほどもちょっとお話が、次の企業誘致のことにもちょっと入ってきちゃうかもしれませんが、なかなか働き場だとか、それとか土地だとかがやっぱりございません。そういうことになりますと、転入だとか、そういう方をお迎えする場所というのは非常に難しいことがあると思います。そのような中も考えまして、例えば今現在中断というのか保留になっておる部分もあるんですが、区画整理というような方法もありました。

ですが、区画整理につきましては、なかなか今の状況からすると、費用負担、個人負担等がありますので、それも現在難しい状況だと思っております。じゃどうするかということになりますと、そうしますと、既存の市街地なんかを住みやすいような形にしていくほかないのかなというふうに考えております。

中で、御質問のほうにもありましたように、市街地の整備ということで、来ていただくような環境整備ということで、例えば道の関係とかがやっぱり不便だと、車やなんかが入れないとか、そういうような状況が多々見えますので、そういうことも一つ、解消していくような方法もあるのかなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○5番（大崎卓夫君）

企業誘致のことですけれども、皆さんも御承知のことだと思いますけれども、企業を誘致することが町を活性化させる一番効果的な方法だと思います。働く場所ができます。人口もふえます。税収もふえます。しかし、残念ながら美浜町の工業地域はソーラーで埋め尽くされてしまいました。もう企業を誘致する土地がなくなってしまったと思うんですけれども、先ほど答弁の中で、今後は小規模な企業の立地を進めるという話だけれども、これはどのような業種の企業を想定しているのでしょうか。

○企画政策課長（磯貝尚美君）

どのような企業と言われましたが、強いてこちらから望むといたしますれば、精密機械ですとか、IT産業関連で、物品などを研究開発とか製造を行うような施設をと望んでおります。

以上です。

○5番（大崎卓夫君）

質問が前後しますけれども、先ほど町長の答弁の美浜の里構想の中で、小鈴谷河和線に上水道を引く予算を来年度計上する予定と言われましたね。この件については、私は前から小鈴谷河和線には、絶対上水道、下水道が必要だと言ってきました。水道も下水もないところで、来てくれるはずはありませんよね、観光施設をつくろうと思っても。そういう意味で、今度の予算を計上するということは、ちょっとやる気になってきたなと思っておりますけれども。この実行に向けてのスケジュールというものの、計画かスケジュールか、できているんですか。

○建設部長（斎藤 功君）

県道小鈴谷河和線の水道管布設の関係でございます。現在の計画ですと、上野間配水池から総合公園まで。総合公園は今、南のほうから水道管が来ておりますので、その空白区間約2キロ、これを順次整備していきたいというふうには考えております。

○5番（大崎卓夫君）

神谷町長は、美浜町の役場の職員として40年近く勤めてこられました。最後はたしか、会計管理者として退職をされました。ということは、常識的に見て神谷町長は、この美浜町の中で誰よりも行政、あるいは財政について詳しい、明るいと私は見ております。その経験からいって、何をすべきか、何ができるか既に承知されていると思いますので、すぐにでも公約の実現に向けて着手して、結果を出していつてくれるものと私は信じておりま

すが、町長の決意のほどをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○町長（神谷信行君）

ありがとうございます。

私のほうの財政状況の関係については、先ほどからの御説明で御理解をいただけたかなと思っております。私もこういった行政の中で、職員としての立場の中で、一つも新たに手をつけることができないのかなと、実際の財政だけを見てみると、そういった形になってきております。

ただ、私の今までの政策の中で、今回説明の中で身の丈に合った財政の活用ということを表現で説明させていただいておりますが、私は身の丈に合ったという言葉は、自分の生活は身の丈以下にやっておるかなと思ってはいますが、行政にとっては、身の丈に合った政策を行うということは、今から人口減少、少子化、少子高齢化、これを言われておる中で、ますます先細りをしていく形に進んでいくのかなというふうに思っております。

ですので、やはりこれを少しでも人口をふやし、そして減少に歯どめをかけ、そして少子化を、また多くの子どもさんたちを美浜町の中で産んでいただいて、そして老後を豊かに過ごしていただくということを切に願って進めていくのであれば、時には大なたを振るわないといけないときも出てこようかなと思っております。

ですので、まず今の準備段階の中で私の思う政策を進めていく中では、当然調査研究、そこまでの間では、この今の財政の中でできるだけやりくりをし、そしてまた、これが実際事業に入ってきた場合には、当然優先順位をいろいろ決めながら、そして少しでも民活力を導入して、財政上の中では抑えながらとは考えておりますが、先ほどの、いざ取り組みのときには皆様方の御理解をいただきながら、少しえらい思いをしていただかななくてはならないときも来るのかなというふうには考えております。

ただ、それがやはり私の中では投資効果、これを当然求めた中でやっていきたいなと。大きなお金をかけるときには、どうしても維持管理だとか、以前のお話がありましたように公共下水等も、これも必要な事業だとは考えておりますが、やはり大きな投資の中に、住民の皆さん方のそういった、私は投資効果がどこに見られるのかなというふうにも思っておりました。

確かに住民の皆さん方の生活環境が変わっていく、それが当然取り組まなくてはならない行政の中の責任ではあると考えておりますが、やはりまずは、いつも私はここでお話をさせていただきますが、行政に体力を持たんことには、これはどんな事業も今から進めていけないと。先ほどそう言いましたように、人口の減少、そして少子化がどんどん進んでくる中で、やはりこうした中では、まず体力をつけながら、美浜町が新たな形で活性化を求め、進んでいかななくてはならないというふうに考えておりますので、少しずつではございますが、私の政策で打ち出させていただいた事業について、着実に一步步前へ進めていきたいというふうに考えておりますので、皆さんの御理解と御協力を賜りますことを心より切にお願い申し上げて、私の御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森川元晴君）

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。

〔5 番 大崎卓夫君 降席〕

○議長（森川元晴君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月5日から12月7日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、12月5日から12月7日までの3日間を休会することに決しました。

来る12月8日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

〔午前11時27分 散会〕

平成27年12月 8 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

平成27年12月8日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第4号 専決処分事項の報告承認について
- 日程第2 議案第44号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第3 議案第45号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第47号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第49号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第50号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第51号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第52号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第53号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第54号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第55号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第56号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第12号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 発議第13号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書
- 日程第17 発議第14号 テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	横 田 貴 次 君	2番	荒 井 勝 彦 君
3番	大 岩 靖 君	4番	横 田 全 博 君
5番	大 崎 卓 夫 君	6番	丸 田 博 雅 君
7番	山 本 辰 見 君	8番	鈴 木 美代子 君
9番	野 田 増 男 君	10番	森 川 元 晴 君
11番	中 川 博 夫 君	12番	石 田 秀 夫 君
13番	杉 浦 剛 君	14番	江 元 梅 彦 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（24名）

町 長	神 谷 信 行 君	副 町 長	石 川 達 男 君
教 育 長	山 本 敬 君	会 計 管 理 者	大 井 徳 男 君
総 務 部 長	本 多 孝 行 君	企 画 部 長	永 田 哲 弥 君
厚 生 部 長	岩 瀬 知 平 君	経 済 環 境 部 長	齋 藤 博 君
建 設 部 長	齋 藤 功 君	教 育 部 長	牧 守 君
総 務 課 長	沼 田 治 義 君	防 災 安 全 課 長	石 濱 克 彦 君
税 務 課 長	廣 澤 辰 雄 君	秘 書 広 報 課 長	谷 川 徳 寿 君
住 民 課 長	茶 谷 佳 宏 君	福 祉 課 長	西 田 林 治 君
子育て支援課長	山 下 幸 子 君	健 康 推 進 課 長	坂 本 順 一 君
農 業 水 産 課 長	天 木 孝 利 君	商 工 観 光 課 長	竹 内 康 雄 君
環 境 保 全 課 長	岩 本 健 市 君	土 木 課 長	鈴 木 学 君
水 道 課 長	鈴 木 晴 雄 君	生 涯 学 習 課 長	河 村 伸 吉 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩 本 修 自 君 主幹兼議会係長 夏 目 明 房 君

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

去る土曜日、第10回愛知県市町村対抗駅伝が愛・地球博記念公園で開催されました。郷土の誇りをかけ54全市町村が参加し、白熱したレースが繰り広げられました。残念ながら美浜町は昨年の5位から順位を下げてしまいましたが、一本のたすきに郷土の思いを込め、9区間つないで走る姿は、ドラマと感動を覚えました。

あの1時間50分前後のレースであります、本当に短く感じ、美浜町が一つになった時間になったなと思いました。選手の皆様、多くのスタッフの皆様、本当にお疲れさまでした。また、感動をありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 承認第 4 号 専決処分事項の報告承認について

○議長（森川元晴君）

日程第 1、承認第 4 号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第2 議案第44号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第2、議案第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

一、二点ちょっとお尋ねしたいことがあります。

今回の番号制度にかかわることで、条例でありますけれども、説明では社会保障と税と、それからもう1点、災害の関係もということでしたけれども、災害の関係が一言も触れられておりません。例えば今決めることがないとしたら、ただし、災害の件については別途決めるとか、そういう項目があつてしかるべきだと思いますけれども、それを外してあるのはどういう理由からでしょうか。

もう1点は、先日、私が質問いたして、企画部長のほうからこの制度については義務だという言い方をされたんですけれども、私は今の段階では義務ではないと思っているわけですが、例えばこの条例案の中にも、町長あるいは教育委員会がこの番号を利用することができるというような制度ではないかなと思っているわけです。町民に対して、どこどこに義務とつながるものがあるのか、ちょっとわかりかねるので、その説明をお願いしたい。2点とりあえずお願いします。

○総務部長（本多孝行君）

議員の御質問の1点目でございますけれども、いわゆるマイナンバー制というのは、おっしゃるように、社会保障、税、防災・災害対策ですけれども、個人の番号、個人の情報をかなり濃い内容のものでございますので、簡単に使えるものではないよと、ですので、まず法律で定めて使えるものを明確にしております。

その中に防災・災害に対するものがうたわれておりまして、あえて条例でうたわなくても法の規定の中で使うことができる、だから条例でうたわないということでございますので、よろしく願いいたします。

今利活用条例と呼んでおりますが、こちらに関することについて続けて私のほうから御説明をいたします。

義務云々ということは、あったということなんですけれども、あくまでもこの条例の制定ということで言わせていただくのであれば、先ほど申し上げましたけれども、法の規定により法がこれを使えますよ、情報提供できますよと明確にしたもの以外で市町村がその業務として使いたいのであれば、ここの条例に載せてください。載せなければ使えませんということですので、別表のほうにうたってあります業務に町としては使いたいので、その業務を明確に載せてあるということでございます。

あくまでも法はもう動いておりますので、それに従って特定個人情報を美浜町が使いたい事柄があるのでここに定めて使うようにしていきますということでございます。よろしくお願いいたします。

○7番（山本辰見君）

1件目の説明はよく理解できません。条例というのは、町でいろんな制度を国の法律に基づいて町がいろんな仕事をする場合に細かく規定なり、あるいは説明等も含めて条例として決めていろんな取り扱いをするわけなんですけれども、法律があるから条例に載せなくてもいいんだという言い方がよく災害については載せなくてもいいんだと、法律のとおりやればいいんだということですが、町としてどういう扱いになっていく、今の段階で多分大きな災害が今ありませんでしたから、例えば災害住宅だとか、いろんな住宅の補償だとかという形のものが当面考えられないから用意していないのか、そんなことは条例で何にも整理しなくても法律だけで全部できるということなのか、そのところが理解できませんでした。

それから、2つ目に答えたのは、私の質問に全然そぐわないかなと思っているんですけども、実は、例えばこの附則の中の1項目め、どの項目でも結構ですが、1項目めですと、町長が美浜町子ども医療費支給条例というのにこの番号の事務に使えるということが書いてあります。それから、別表のほうにも同じようにあるわけなんですけれども、私が義務だとか言ったのは、例えばこの子ども支給条例、当然、町のほうとしてはこれこれの書類に番号を入れてくださいといったときに、いろんな都合で、実は記憶にないとか、うちは受け取っていないとか、前もお話したチップカード、ICカードをつくっていないから私は書けませんと言ったときに、義務があるのかというと、実は、そうじゃないというふうに私たちは今の段階では受け取っています。

ということを義務という言い方をしたんですが、そうじゃないでしょう。例えば町民が番号を書かなかつたら、その書類はもう提出したことにならないのかと、無効になるのかということをいうと、そうじゃないように私たちは記憶しているんですが、そのところの説明をお願いしたいと思います。

○総務部長（本多孝行君）

1点目の災害に関することでございますけれども、町がやる業務というのを全て条例に載せる必要があるのかということも触れてみえるように感じましたので、それを申し上げますと、基本的に条例で触れていなくても、町民の皆さんのためにやるべきことはやると。ただし、今回の場合は、特定個人情報というものを使って災害に関することをやるのであれば、それについては法の定めでうたわれておりますので、あえてこの条例に載せなくてもいいですよということです。あくまでも災害に関する特定個人情報を使う業務については法でうたわれているので、あえて条例にはうたわないということでございます。

その次、議員がおっしゃった義務という意味は、要するに何かの申請をするときに個人番号を載せてくださいと、それが義務なんですかというお尋ねだったということですので、それに関して言うのであれば、まず、そこに番号が書けなければ、その番号を書くことによって情報が得られるものにかわるもの、例えば自分で所得証明をとってくる、住民票をとってくる、そういったその番号の情報にかわるものを提出しなければ業務が進みません。自分が何かを申請するために必要な書類は出していただく、けれども、個人番号を書くことによってそれを省略できるということになります。

だから、省略できる番号をつけなければ、かわりの情報を出していただく。情報というのは、さっきも言った
いろんな証明書ですとか、そういった書類を出していただくことによってできるものと解釈をいたしております。

○議長（森川元晴君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第3 議案第45号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第45号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第47号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第47号、美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 6 議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第 6、議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第 7 議案第49号 指定管理者の指定について

○議長（森川元晴君）

日程第 7、議案第49号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 8 議案第50号 指定管理者の指定について

○議長（森川元晴君）

日程第 8、議案第50号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 9 議案第51号 指定管理者の指定について

○議長（森川元晴君）

日程第 9、議案第51号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第52号 指定管理者の指定について

○議長（森川元晴君）

日程第10、議案第52号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第53号 指定管理者の指定について

○議長（森川元晴君）

日程第11、議案第53号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第54号 指定管理者の指定について

○議長（森川元晴君）

日程第12、議案第54号、指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第55号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（森川元晴君）

日程第13、議案第55号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第14 議案第56号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第14、議案第56号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題とし

ます。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第15 議案第57号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森川元晴君）

日程第15、議案第57号、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第16 発議第12号 介護保険制度の改善を求める意見書から

発議第13号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書まで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第16、発議第12号、介護保険制度の改善を求める意見書及び発議第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書の以上2件を一括議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

7番 山本辰見君、説明を願います。山本君。

〔7番 山本辰見君 登壇〕

○7番（山本辰見君）

おはようございます。

それでは、早速、発議第12号について提案理由の説明をさせていただきます。

発議第12号、介護保険制度の改善を求める意見書。

介護保険制度の改善を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出、代表提出者として、美浜町議会議員山本辰見、同じく提出者として町議会議員鈴木美代子であります。

提案理由は、この案を提出するのは、我が国の高齢化は急速に進行し、介護や介助を必要とする高齢者が増加し続けています。平成27年度の介護報酬引き下げによって、事業所閉鎖や職員の賃金引き下げを予定する事業所も出ており、利用者・事業者・職員にとって深刻です。介護施設の減少や職員の離職率上昇が生じるようなことはあってはなりません。よって、国におかれては、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保することを強く要望する必要があるからであります。

この意見書については、案文が短いので読ませていただきたいと思います。1ページめくっていただいて。

我が国の高齢化は急速に進行し、介護や介助を必要とする高齢者が増加し続けております。このような中で、

平成27年の介護保険料改定によって保険料は全国では月額平均5,514円、愛知県においても5,191円と高くなり、高齢者にとって大きな負担となっています。

また、2014年6月改正の介護保険法により、要支援者の訪問介護と通所介護を市町村の地域支援事業へと移すこと、一定所得以上の高齢者は利用料を1割から2割に引き上げること、特別養護老人ホームの入所者は要介護3以上にすることなど、給付の制限が行われています。参議院の付帯決議では、「専門職によるサービス提供がふさわしい利用者に対して、必要なサービスが担保される」こととありますが、このように国会の決議の実行が求められています。

さらに、平成27年度の介護報酬引き下げによって、事業所閉鎖や職員の賃金引き下げを予定する事業所も出ており、利用者・事業者・職員にとって深刻です。介護施設の減少や職員の離職率上昇が生じるようなことはあってはなりません。

よって、国におかれては、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保するため、次の事項の早期実現を強く要望します。

- 1、介護保険への国庫負担割合を引き上げ、保険料負担の軽減と給付の改善を進めてください。
- 2、軽度者外しをやめてください。
- 3、介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

裏面に提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛てに提出したいと思っております。

もう一件、発議第13号の提案理由を説明させてください。

発議第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書。

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出、代表提出者、美浜町議会議員 山本辰見、提出者として美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由は、この案を提出するのは、超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっております。介護施設の人員体制は、法定で利用者3人に対して介護職1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています。各種介護サービスの報酬、いわゆる基本報酬はこの間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難です。介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策及び安全・安心の介護保障を実現していくために国が国費で行うことを強く要望する必要があるからであります。

具体的には、意見書の文面は読みませんが、もう一枚の裏面のところに、国にこういう中身で意見書を出したいと思っております。

介護職員を初めとする、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善を図ること。

2つ目として、介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。

3点目は、上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

こういう内容でございます。

提出先として、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

実は、この２件とも私も実はまだ寝たきりになっておりませんが、84の女房のお母さんと暮らしていますから、議員の中にもこれまで介護で本当に苦勞されている方、苦勞されてきた方、多く見えると思いますので、ぜひこの中身については党派、会派を超えて賛同できる内容ではないかなと思うわけですが、しかも社会福祉にかかわっている事業に係る議員さんも見えますので、ぜひ意見書で上げていただきますよう、きょうは採決にはなりませんけれども、よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております議題について順次議事を進めてまいります。

最初に、発議第12号、介護保険制度の改善を求める意見書を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１番（横田貴次君）

議長、ありがとうございます。

意見書下記の部分の２番、「軽度者外しはやめてください」という表記があるんですが、これはなぜこのような表記をとられたのでしょうか。もっと丁寧に正確な言葉で書くべきだと私は考えますが、経緯を教えてください。

○７番（山本辰見君）

御指摘の点はわかりますが、具体的には、いわゆる要支援１、２をもう対象から外していく、あるいは施設利用者も入所者が、これまでは介護の方は入れたわけですがけれども、介護１、２については、もう３以上ということで外すという形の中身になりますけれども、指摘されている中身はわからなくてもいいですけども、このことが本当に大きな流れの中で、もう一般的に通用する言葉づかいだものですから、ちょっと省略した形になりましたけれども、申しわけございません。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

次に、発議第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１番（横田貴次君）

意見書案の２段落目、上から４行目にございます「体制を確保するため、職員を加配しています（介護事業経営実態調査）」とありますが、具体的にこの調査は何を参考にされたのかをお聞かせください。

○７番（山本辰見君）

申しわけございません。私、今手元に資料を持ち合わせていなくて、上手に説明できませんので、後で調べて

報告させてください。

それから、議員の皆さんにもわかるような形で報告させていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

なお、審議の都合により、発議第12号、発議第13号の討論、採決は最終日に行います。

日程第17 発議第14号 テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書

○議長（森川元晴君）

日程第17、発議第14号、テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書を議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

8番 鈴木美代子君、説明をお願いします。鈴木君。

〔8番 鈴木美代子君 登壇〕

○8番（鈴木美代子君）

発議第14号、テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書。

テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年12月8日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、同じく山本辰見です。

提案理由です。

この案を提出するのは、一般市民の生命を奪う無差別テロは、国際社会にとっても重大な問題であり、いかなる口実や背景があろうと決して許されるものではない。法と正義に基づき国際社会の一致結束した取り組みを強く要望する必要があるからであります。

いかなる口実や背景があろうとも決してテロは許されません。やっぱり党派を超えてこの問題は一致結束した取り組みが必要だと思って提出しました。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（野田増男君）

創世会として質疑いたします。

法と正義に基づき国際社会の一致結束した取り組みとは、具体的にどのような取り組みをいうのでしょうか。

○7番（山本辰見君）

私たちは、これまでの戦争法の問題から、流れが同じようにこのテロの対応についても対応しなければならぬと思っていますわけですが、基本は、いわゆる目には目、歯には歯という形、向こうが攻めてきたからこっちも軍隊を構えて攻撃して、もう潰すんだという形は、とりわけテロの問題では、相手は法に従っていないわけですが、それを攻撃して、もう打ち砕くとか潰すという考え方では決して改善しないのではないかと、ということで、今、シリアの関係、I S の関係を含めてフランスで大きな事件が起きたわけですが、それを反撃する形で、戦争のような形ではだめだと、そうじゃなくて、本当にいろんな形の話し合いをもって進めていくことが本当に大事ではないかということがこの国際社会の一員として、あるいは一致した取り組みというのは、まず、戦争ではなくて、武器を持ってではなくて、話し合いで解決しなければならないと、そのことを、今、特に安倍首相もいろんな会合で世界の人たちと、いろんな会合が、今、C O P 21かな、そういう会合もありますけれども、いろんな形でありますが、そこでは、前提としては話し合いでなければだめだと思っておるわけです。

前も少し説明したことありますけれども、実は、日本は、今、すぐ日米同盟だとか、近隣諸国とか言いますが、実は、アメリカだとか、そっちのほうばかり向いておって、本当に近場の国と手を結んで物事を解決しようという流れにはなっていませんけれども、実は、この近場で参考にできるいい組織があるんです。

実は、A S E A N、インドネシアだとか、ベトナムとか、ラオス、あの近辺、実は、もう10年以上、多分紛争があっても武器でけんか、国同士のいろんないざござはあるかもしれませんが、ところが、あそこで戦争みたいな形の解決方法をとっていません。これは、中国が今、南沙諸島とかいろんな形で問題はいっぱいありますけれども、そこでも武力で対抗するという形にはしていません。その形を、いわゆる話し合いで解決しようと。

1年に1,000回も会合しているというんです。いろんな形で1,000回ということは、もう1日に3回も4回も話し合いでいろんな分野の解決をしている。このことを、私たち、きょうの提案は、たまたま共産党議員団からの提案ですが、日本共産党は、このような解決の方法をぜひこの近くの日本、韓国、中国、北朝鮮も含めて、この東アジアのほうにも広げようではないかと、具体的に提案しているところです。

これは、ほかの国からは、すごい賛同を得られているんです。いいことだと。韓国のほうからもそういう答えをもらっています。だから、基本は、戦争で物事を解決するのではなくて、話し合いで解決しようというのがこの国際社会の一致結束した取り組みということの具体的な取り組みになると思っています。

○9番（野田増男君）

今回の意見書と、前回9月議会の意見書、国民的合意のないままの状態で安全体制の見直し、強行しないよう求める意見書についての合意性について、仮に、今回のテロ対策に対しましても、国際社会の一員として集団的自衛権の行使容認や安全体制の意見書に対しましても、国民合意があれば容認されるのでしょうか。

○7番（山本辰見君）

難しい指摘ですが、私たちは野田議員から出された国民の合意がどういう立場かというのでは、少し、多分、見解が違うと言われるかもしれません。といいますのは、先ほどの質問のありました前回の意見書、これらについても戦争法の問題は、実は国会では多数をとっておりましたグループが多数決で決めたことですが、じゃそれが、私たち国会を否定しておるつもりはありません。ですが、国民的合意だったのかということになりますと、意見を聞かない、例えば国会の最終版の取り組みでも地方公聴会なんかをやったのも国会に一言も報告しないで強行採決した。

多くの皆さん御存じのように、一般的な新聞、それからテレビ関係の報道の関係の世論調査では、この戦争法の問題なんかも過半数以上の人がだめだと、それから、いわゆる決め方でも正しくないということが過半数以上表現されておって、その意見を聞こうとしなかったということで、私は、今このテロのことじゃなくても、テロ

に関連してもですけれども、多数決で決めたのが、それは正義ということになると、少し、非常に疑問があるところでは。

それが国民的合意という立場ではなっていませんでしたから、今、野田議員から国民の合意があればというのは国民の多数が指示する内容であればいろんな形はいいと思っていますが、それが、国会を否定するつもりはないと言ったのは、多数決でやることだけが、ほかは多数決で決まったからいいんだという形ではちょっと受け入れられない内容の問題ではないかなと思うわけですが。

○14番（江元梅彦君）

今、山本議員は、民主主義というか、その議決について重大な発言をされたと思っています。多数決が正義かということでございますが、この美浜町議会でも多数決で議決をしていくわけですが、それが正義かという疑問を投げかけられましたけれども、その点について何かお考えがあるならお聞かせください。

○7番（山本辰見君）

正義という言葉は正しい表現ではなかったかもしれません。国民の総意が国会の総意と一緒だったか、国会の議決した内容と一緒だったかということであると、私は国民的合意とはちょっといかにも外れていたなど、今回の場合は特に思います。

といいますのは、先ほど言いましたように、国民の状況をきちんと国会の中で表現というか、報告をして、そういう状況を、いわゆる先ほどの公聴会のことをちょっと例に出しますと、若いSEALDsの皆さんの意見だとか、それから、憲法学者の専門家の方の意見、これもせっかく国会に呼んでおりながら、あるときは、あるいは一個人の意見だからという形で一緒に付すとか、それから、必要なときには、自分たちに賛同した意見のときには専門家の御意見ですからという形をとりながら進めたことが、私、ちょっと今回の問題についてというのは、戦争法について、対応については、非常に国会の運営については、私がというよりも多くの方が物申しているところだと思います。

これは、憲法学者の皆さん、決して、いわゆる野党を代表するような人たちの推薦した学者じゃなくても、自民党の方が推薦した、いわゆる今の政権担当の方たちが推薦した専門家の方でもそういう意見ですから、今の国民的合意の立場と国会の決議は非常に乖離しているなということを思って、先ほどの正義という言葉は正しくないので、訂正させていただきたいと思います。

○1番（横田貴次君）

はい、ありがとうございます。

この意見書の趣旨というのは、例えば我が国日本の内閣総理大臣がテロに対して国際社会と一致団結、結束して根絶に向けて取り組むというコメントは、もう十分私は、さまざまなメディアから見て、同じ気持ちで進んでおると思うんですが、その首相に対して、同じような賛同書というような形で受けとめてしまうんですが、この辺の認識はどのように山本議員お持ちでしょうか。

○7番（山本辰見君）

私たちは、いろんな制度、あるいは国の法律に対して、それから、先ほど介護の問題とかいろんな仕事があるわけですが、多くの地方からの意見書が、いわゆる国の大きな世論の高まりだと思いますから、中身としては、私たち戦争法の問題ではいろいろ意見ありますけれども、テロの問題については、ぜひ今の総理大臣には率先して、いわゆる私たちの言っている武力ではなくて、違う形の話し合いでもっての一致結束した形では、地方からも、あるいは個人でもはがきを出すだとかいう形でいろんな意見を、国民世論を高めていくことが大事ではないかなと。

いわゆる意見書というのは、地方議会が国の、よくほかの人からもこういう質問を受けたことが、国のやり方に地方の人は何で口を出すんだという方がありましたけれども、これは、本当に地方議会に与えられた大きな力だと思っていますから、意見書を出すのについては、私はぜひいろんな形で地方から意見が出るのが大事じゃないかなと思います。

○議長（森川元晴君）

ほかに。野田君、3回目になりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（野田増男君）

ことし3月の邦人の犠牲、記憶にまだ新しいところですが、2013年、2年前の1月アルジェリアで発生したテロ事件では、10名の邦人が殺害されたことも記憶にあります。そして、映像としてまだ記憶に残る、あの2001年9月11日ワールドトレードセンタービルの崩壊、アメリカ同時多発テロは、日本人の犠牲24名がありました。

このような邦人の犠牲もある中、来年5月には伊勢志摩サミット、2020年には東京オリンピックの開催が予定されています。この日本政府は、テロ対策にしてどのような対応が必要と考えていますか。

○7番（山本辰見君）

私たち政府の与党の側ではないので上手に答えられませんが、今ある警察の力、あるいは、必要によっては自衛隊の、いわゆる防護の力もかりて、本当に国内の全体、今のオリンピックもそうです。伊勢志摩サミットもそうですが、それから、たくさんの外国からの旅行者も含めて、そういう面では空港だとか、港だとか入ってくる場所についての、いわゆる警備の問題ですね。チェック体制、それも今本当に科学的な技術もうんと高まっているわけですから、そういうのを整備しながら、外からの進入を防ぐことも含めて、それから、海岸線のことでは、先般から北朝鮮ではないかと思われるような、いわゆる漁師さんの遭難じゃなくて、ちょっと疑わしい船も感じられます。そこでは、海上保安庁の仕事もあるでしょう。いろんな形の水際作戦といいますか、そういう形でのことと、それから、一般的には世論でそういうのは日本には許されないという形をとっていく必要があるかなと思っています。

だから、今ある政府の持っている組織を上手に使って、テロ対策については本当に構えていかないかなと思っていますところでございます。あわせて、先ほど紹介しましたように、外国に向かっても、本当に、私は、今の、本当に心配なわけです。イギリスだとか何かがロシアも含めて空爆によって解決しようというのが、温度差があって、それが統一したテロの対策なのか、そうじゃない国の応援の、いわゆるこれまでの代理戦争みたいな形になりつつあるのがすごく心配で、その流れでは決して解決しないということを本当に思うところでございます。

○4番（横田全博君）

具体的に、それでしたら、話し合いによって解決をするということでしたら、誰が誰に対してどのような形で話し合いをしていくことがいいのかということをお答えください。

○7番（山本辰見君）

誰がというのは、いわゆる国と国の対応でありますと国を代表する方になりますから、実際は総理大臣になるのか、あるいは防衛大臣なんかも含めた形になるのかもしれませんが、警察庁の国家公安委員長になるのかよくわかりませんが、国と国の対応はそうだと思いますし、それぞれの段階、段階で対応する人は違ってくるかと思っていますけれども。

質問の趣旨がよくわかりませんでした。

○4番（横田全博君）

国と国という形で言いますが、例えばI Sというのは国と認めますか、組織として認めますか。そうい

うところがテロのもとになっている。例えばそういうところ、パリでもそうですし、ロンドンでもそうですし、そういうところとの話し合いというのはどういうふうにするのがいいということを考えているのかということを聞きたかったんです。

○7 番（山本辰見君）

非常に難しい問題になってきたなと思うのは、実は、I S の問題なんかはこの根底には、私たちはこういうふうに思っているんですけども、いわゆるイラク戦争、アフガン戦争の形が結果として、自分たちに気に入らない政府については、力づくでも抑えて、言葉としてはよく違法な戦争ということを誰も言ったことがない。平和を守るためとか、安心を築くためにという形で戦争に入るわけですけども、自分の気に入らない国は力づくでも潰すという形が、どことは言いません。アフガンなんかではロシアなり、昔のソビエトのときもありました。いろんな形があります。気に入らない国を力づくで潰すということの流れが結果としては、それが解決の方向じゃなくて、いわゆるテロ組織なり、名前はいろんな組織の名前があります。変わってきたと思うんですが、アフガンでも何にも解決していませんし、それがパキスタンのほうにも広がっております。イラクの問題が結果としてシリアのほうに広がっていったということが大前提にありますから、今起きた問題を I S、もちろん私は国と認めては、イスラム国という表現したのも、それは違うだろうということで I S という表現に変わったと思うわけですけども、そういう面では、大前提が、きょうのこのとる中で、いろいろ発言させてもらって、やっぱり力対力では物事が解決しないというのが、簡単には、じゃこっちが話し合いで戦争をやめようと言ったら、向こうから来るかもしれません。そのことに対する具体的な対応は、ちょっと上手に答えられません。打たれ放しで手を挙げて殺されればいいなんて、そういうつもりはありませんが、そこに対する上手な解決策は持っていませんけれども、力づくでのことでは決して解決の方向には向かない、かえって長引くだけだなということを本当に痛切に感じるところでございます。

○議長（森川元晴君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、本案の討論、採決は最終日に行います。

○総務部長（本多孝行君）

議事が進んだ後、大変申しわけございませんが、先ほどの議案第44号についての説明で訂正をしたいことがございますのでお許しをいただきたいと思います。

○議長（森川元晴君）

よろしくをお願いします。

○総務部長（本多孝行君）

失礼をいたします。

先ほど、議案第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について。

山本議員のほうから義務についてお尋ねがございました。私は、あくまで利活用条例という立場から義務ではないと考えるというふうにお答えいたしましたが、法等により、やはり義務となるものもありそうでございますので、あそこでやらなくても大丈夫というふうに言いますと、これ間違ったことになりますので、その点を訂正させていただきたいと思います。

なお、あくまでもこの議案第44号につきましては、既に法が施行されておる特定個人情報、マイナンバーです。これを町の行政として、仕事として使うための条例でございまして、この本人さんが書くことを拒否するということまでまず前提では考えておりません。

そもそも、先ほど申し上げたように、法令等で義務化されておるものもあるかと思います。また、町のマイナンバーを使う場合についても義務化されるものがあるかもしれませんが、申しわけございませんが、この利活用条例の制定をする立場としては、そこまで把握をしておりますので、例えば委員会なりでその結果を報告させていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、先ほどの義務ではなくて、ほかのもので代用できるというふうに、全てを網羅するような発言については訂正をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森川元晴君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月9日から12月14日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、12月9日から12月14日までの6日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る12月15日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求めます。質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時57分 散会〕

平成27年12月15日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

平成27年12月15日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

日程第1 議案第44号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議案第45号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第46号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第47号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第2 議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第3 議案第49号 指定管理者の指定について

議案第50号 指定管理者の指定について

議案第51号 指定管理者の指定について

議案第52号 指定管理者の指定について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第4 議案第53号 指定管理者の指定について

議案第54号 指定管理者の指定について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第5 議案第55号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第6 議案第56号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第7 発議第12号 介護保険制度の改善を求める意見書

日程第8 発議第13号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書

日程第9 発議第14号 テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番 横田 貴次 君

2番 荒井 勝彦 君

3番 大岩 靖 君

4番 横田 全博 君

5番 大崎 卓夫 君

6番 丸田 博雅 君

7番 山本 辰見 君

8番 鈴木 美代子 君

9番 野田増男君
11番 中川博夫君
13番 杉浦剛君

10番 森川元晴君
12番 石田秀夫君
14番 江元梅彦君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１１名）

町 長 神谷信行君
教 育 長 山本敬君
総 務 部 長 本多孝行君
厚 生 部 長 岩瀬知平君
建 設 部 長 斎藤功君
総 務 課 長 沼田治義君

副 町 長 石川達男君
会 計 管 理 者 大井徳男君
企 画 部 長 永田哲弥君
経 済 環 境 部 長 齋藤博君
教 育 部 長 牧守君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 岩本修自君

主幹兼議会係長 夏目明房君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（森川元晴君）

皆さん、おはようございます。

先週の金曜日、午前、夜中にかけて、低気圧や前線の影響でこの時期には珍しく大雨や暴風となりました。その後は一転して各地で気温が上昇し、三重県の尾鷲市では最高気温が25.6度の夏日を記録しました。ニュースの画像を見ていますと、クリスマスツリーが飾ってあるところを半袖姿で歩いている姿を見ますと、ここは日本だったかなというようなことを思いまして、やはり異常気象であるなということを感じました。

本日、12月定例会は閉会となりますが、ことしも２週間足らずとなりましたが気温の変動が激しいという予報でありますので、体調管理は十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

去る12月８日提出の発議第13号の文中に字句の誤りがあったため、提出者より正誤表の配付の申し出がありました。

内容等を確認したところ、議案内容が変わることがないと判断しましたので、提出者からの申出書等の写しをお手元に配付しましたから、御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第１ 議案第44号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてから
議案第47号 美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例についてまで4件一括

○議長（森川元晴君）

日程第1、議案第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてから議案第47号、美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括議題とします。

以上4件に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月9日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもとに、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてから議案第47号、美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件については、審査、採決の結果、議案第44号及び議案第45号は賛成多数により可決、議案第46号及び議案第47号は全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第44号について、利用事務実施者と責任者についての質疑があり、処分については町長及び教育委員会が行うので、その指示に従って担当職員が番号法を用いて実施していく。この条例は、社会保障は厚生部、税については税務課、災害については防災安全課が担当するが、あくまで条例に載せた事務の範囲で行うとの答弁がありました。また、条例で防災のことが出てこないのはなぜかとの質疑に、国の法律では防災のことはもう網羅されている、この法律以外で使いたい場合は町の条例で載せて利用できるものであり、既に法律で定められているものは改めて定めていない、町で使いたいものが条例に載せてあるとの答弁でした。また、このマイナンバーカードを持つメリットは、そして、この申請は義務であるのかとの質疑に、10年ほど前に住基カードがあったと思うが、カードをつくるのは本人の任意であり、今回は無償でできる。免許証などと同様に法的証明書となるとの答弁があり、また、義務であるかとの質疑に対しては、申請しなくてももろもろの事務は受け付けるが、その際にはさまざまな書類の申請を今までどおりせねばならないとの答弁がありました。また、マイナンバーの通知を受け取らないという事例はあるかとの問いに、11月末現在の状況であるが、町内では8,640通の送付がされた、そのうち5,013通は送付済みであるが、戻ってきたのは167通、不在は93通との答弁でありました。

次に、議案第45号において、条例の中で改正規定を削るとあるがどうかとの質疑に、また、条例の一部を改正する条例とはなど用語の質疑がありました。9月議会で改正したものが実施されないうちにまた改正されるので、今回そういった用語であるとか、番号を削るというのは載せるのを削るということなど用語の質疑があり答弁がありました。

なお、4議案は全て討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第44号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。7番 山本君。反対。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

ただいま議案となっております第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

簡単に申し上げますと、当局のほうからこの目的とかいわゆるメリットのようなことは説明はありましたが、住民にとって非常に便利になるということも説明もありました。しかし、基本的には私たちにとっては、住民にとっては負担がふえるだけで、こちらからあえてメリットとして本当に楽になったという状況にはなかなかならないんじゃないかと、むしろ管理、例えば紛失した場合、それから高齢者の方々が自分で管理できるかとかいうことがすごくあって、紛失した場合は逆に免許証を落としたときと同じようにいろんな手続が要りますし、結果として番号を変えてもらう手続になるんじゃないかと。あわせて、町の職員にとってもこれはむしろ事務負担がたくさんふえて、多分もう業務は始まっていると思いますけれども、カードをつくる段階、それから再発行だとか届けられない形の通知番号、個人番号、これらの管理とか処理について本当に負担がふえていくだろうと思っています。それから、もう一点、ここの条例にはかかわらないんですけども、いわゆる事業者のところの負担を思ったときに、いわゆるマイナンバー制度そのものを私たちは強引に進めるべきではないと、もうやめるべきだという立場が基本にありますから、これにかかわることで、以前の6月、9月の中でも既に一部の条例の改正もあったわけですけども、そのときは十分な論議ができませんでした。ということで、私たちはこのマイナンバーそのものをいわゆる国民なり住民に押しつけることについて本当に受け入れがたいと、そういう立場からこの条例についても反対させていただきます。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。次は賛成討論ですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第44号、美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。最初に反対討論。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

ただいまの議案第45号、美浜町税条例等の一部を改正する条例につきまして、先ほどの第44号と同様の理由から、番号制度がいわゆる税条例の中にもかかわってきますので、繰り返しません、同様の立場からマイナンバー制度を業務なり住民に押しつけることについて賛成しかねるという立場でございます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第45号、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手多数であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第46号、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第47号、美浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第48号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（森川元晴君）

日程第2、議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会は、去る12月10日午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程におきまして次のような質疑がありましたので、御報告を申し上げます。

この改正する条例の附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る）は、平成28年1月1日から施行するとあるが、もう少し説明をとの質問があり、平成25年12月に制定されて平成29年1月1日施行であったが、1年早め平成28年1月1日施行となった租税条約に伴う地方税法の特例によるものであります。なお、今までは株式の売買だけだったが、今回の一部改正に国債、地方債も含まれたと

の答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第48号、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号 指定管理者の指定についてから

議案第52号 指定管理者の指定についてまで4件一括

○議長（森川元晴君）

日程第3、議案第49号、指定管理者の指定についてから議案第52号、指定管理者の指定についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第49号、指定管理者の指定についてから議案第52号、指定管理者の指定についてまで、以上4議案については、審査、採決の結果、4議案全て全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第49号において、指定管理とはどのような範囲を言うのかとの質疑があり、北方コミュニティーセンターは北方区と消防車庫が併設されて共存している、消防団は毎日いないので、盗難防止など日常的な管理を事務所がしておる、また、火災保険は町で管理しているとの答弁がありました。

次に、議案第50号において、これまで指定管理の業務、事業報告はあるか、また、どのようなメンバーで評価しているのかとの質疑があり、報告はいただいております、評価は良好である、美浜町の幹部会で評価しているとの答弁がありました。

次に、議案第52号、河和観光センターの指定管理の範囲はどこまでかとの質疑に、施錠、消灯、貸し館管理など日常の運営をしており、また、外部委託するような修繕の大きなものは町でやっているとの答弁がありました。また、県有地と聞いているが借料は幾らかとの問いに、今は詳しい資料は持っておりませんが、百数十万円の賃料を払っているということの答弁がありました。

以上で、4件全て討論はありませんでしたので、報告をさせていただきます。

以上で終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第49号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第49号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第50号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること

に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 指定管理者の指定についてから

議案第54号 指定管理者の指定についてまで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第4、議案第53号、指定管理者の指定について及び議案第54号、指定管理者の指定について、以上2件を一括議題とします。

以上２件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

それでは、御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第53号、指定管理者の指定について及び議案第54号、指定管理者の指定について、以上２議案につきましては、審査、採決の結果、２議案とも全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

まず、議案第53号におきましては、老人憩の家は各区にもあるが、なぜ切山千歳の家、古布老人の家だけなのかの質問に、この２つは建設時に県の補助にて行った事業のため町有財産である、ほかは各区有の建物との答弁がありました。

続きまして、議案第54号、指定管理者の指定について、これは公民館関係でございます。質問に、指定管理者とはどんな責任があるのかの質問があり、建物等維持管理であるとの答弁がありました。また、奥田公民館の現在の管理は奥田北、中區で、なぜ南区は入っていないのかの質問には、理由はわかりませんが南区のほうからは特別な意見は出ていません、しかし、今後については３区の話し合いが必要と思われるとの答弁がございました。

２議案とも討論はありませんでした。

以上です。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第53号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号、指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）

○議長（森川元晴君）

日程第5、議案第55号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長の報告を願います。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第55号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

来年の参議院選挙から18歳より選挙権が与えられるが、有権者はどのくらいふえるのかとの質疑があり、現在、二十以上の有権者は1万8,000人ぐらいいる。今からは18歳が249名、19歳が約300名、いろんな条件があるので合わせておおむね550人ぐらいがふえると想定している。また、高校生も選挙の前に18歳になる方も見えるので、授業の中でいろいろと選挙について取り組まれていると聞いているとの答弁がありました。また、公用車の補正予算の項目の中で、全体でどのくらいの公用車を管理しているのかとの質疑があり、公用車は全部で44台ある、総務課では33台の管理をしているという答弁でした。また、公用車はどのくらいで更新しているのかとの質疑があり、1台1台記録は全部つけており、距離数にもよるがおおむね13年ぐらいで更新しているとの答弁でした。また、リースは保険代も要らない、事故のときも修理代も要らない、一度見積もりをとったらどうかとの質疑があり、一度勉強して事故対応も含めて安くつくなら検討していきたいとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を願います。

〔文教厚生常任委員長 丸田博雅君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（丸田博雅君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第55号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程において次のような質問がありましたので、御報告をいたします。

放課後児童クラブ運営事業費等の減額の理由は何ですかとの質問があり、利用者のタクシーの借り上げ料の減額、これは行きのみですが、であるとの答弁でありました。また、河和児童クラブ増設の理由はとの質問に、河和地区の利用が大変多く、現在も満杯状態だということで、河和小学校の体育館の北側の部屋の増設を考えているとの答弁でありました。また、障害福祉サービス事業の扶助をもう少し詳しく説明をとの質問に、当初予算2億6,000万円であったが、2,400万円の補正はセルフ・アゼーリアの就労支援、施設等の補助などに伴うものであるとの答弁がございました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第55号、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）から
議案第57号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで2件一括

○議長（森川元晴君）

日程第6、議案第56号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第57号、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

〔総務産業常任委員長 杉浦剛君 登壇〕

○総務産業常任委員長（杉浦 剛君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第56号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）及び議案第57号、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）、以上2議案については、審査、採決の結果、2議案とも全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（森川元晴君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第56号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号、平成27年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第57号、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 発議第12号 介護保険制度の改善を求める意見書

○議長（森川元晴君）

日程第 7、発議第12号、介護保険制度の改善を求める意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。最初に、反対討論。1 番 横田君。

○1 番（横田貴次君）

はい、ありがとうございます。

本議案に関しまして、さきの議会におきまして質疑をさせていただきました。記載事項 2 番の軽度者外しはやめてくださいという文言に対しまして、要支援 1・2 と該当する個人がいるということで、人を指す、意見書の中でこのような表記については私は議会として提出すべきではないというふうに判断しますので、反対をさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありませんか。8 番 鈴木君。

○8 番（鈴木美代子君）

発議第12号、介護保険制度の改善を求める意見書について、賛成の立場で討論します。

平成24年 6 月に成立した改正介護保険法による制度変更は、全面実施には2015年 4 月から2018年 4 月までの 3 年間もの期間を要します。今後、地域には介護報酬引き下げによるサービス提供や事業経営の影響、利用者負担増や介護保険料の大幅な引き上げ、要支援外しなど次から次へと深刻な問題をもたらすことになります。

介護保険法がスタートして15年、介護の社会化が大きな狙いであったはずでした。ところが、いまだに老老介護、介護心中、介護殺人、介護退職が後を絶たず、悲しい出来事が毎週のように日本のどこかで起きています。家族が介護できないため、病院の療養病床を退院後はロングのショートステイ、老人保健施設を転々とするなど介護漂流という事態も起こっています。個人的に私の母もそうでした。母の年老いた友人も今でもそうして家と施設を転々としています。一方で、介護職場は慢性的な人材不足で、募集しても介護職員が集まらない厳しい現実があります。この介護人材不足は将来にわたってさらに深刻で、10年後には37.7万人不足するという見通しが厚労省のデータに出されています。2025年には戦後ベビーブーム世代が75歳以上の後期高齢者になり、ひとり暮らしや老夫婦だけの世帯が急増することから介護の需要は大きくふえます。

現状の介護保険はまさに危機的状況であり、抜本的な見直しを国は迫られていると考えます。平成27年の介護保険料改定によって保険料全国平均月額5,514円、愛知県の平均では5,191円と高くなり、美浜町において5,100円と介護スタート時の2000年のおよそ倍になりました。さらに、このままいくと2025年には全国平均が8,150円になると厚労省の集計では示しています。高齢者の負担の限界をはるかに超えて上昇を続ける介護保険料をどうするかは介護保険最大の問題になっており、国の対策が求められています。

改正介護保険法による 4 つの大改悪がなされました。その 1 は、要支援 1・2 のホームヘルプ、デイサービスの保険外し。その 2、特別養護老人ホームからの軽度者、要介護 1・2 の人たちですが、の締め出し。その 3、利用者負担を所得によって 1 割から 2 割負担に。4、低所得の施設利用者の食事、部屋代の補助の削減。この 4 つ、まさに介護保険始まって以来の制度全般に係る重大な内容が含まれています。

国に要求しても国も金はないと言いますが、今、安倍総理大臣は外遊中ですが、インドで1兆円を超す、1兆4,600億円の円借款を供与している。自国の高齢者の将来が危機的な状況にあるのに何をしていると激しい憤りが沸いてきます。介護保険制度を抜本的に国が改善すべきだと訴えるべきです。議場に見える議員の皆さんに御支援を訴えるものです。よろしくお願いします。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第12号、介護保険制度の改善を求める意見書を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第8 発議第13号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書

○議長（森川元晴君）

日程第8、発議第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。反対討論から。はい、1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

済みません。先ほど初めて文言を学びました。

発議第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案に関しまして、過日行われました議場におきまして、文中中央にあります介護事業経営実態調査に対して、これはどういったものを対象にした調査が行われたのですかという質問をさせていただきました。山本議員のほうから資料のほうを本日いただきました。こちらについては、厚生労働省が行った調査ということでございまして、私は本議案の趣旨には賛成できますが、ただ、やはり美浜町議会が採択をして意見書を提出するというものであるならば、最低でも愛知県内、もしくはこの知多半島の介護従事者に対する数字のデータの調査だとか、そういったもうちょっと掘り下げた数字が必要ではないかと、こう思うわけでございます。責任を持って美浜町議会として意見書を提出するのであれば、もっと地域の数字をきちんと反映した意見書であろうというふうに感じておりますので、反対をさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論は。8番 鈴木君。

○8番（鈴木美代子君）

賛成討論を述べる前に、先ほど山本議員が資料を皆さんにお配りしたと思いますので、その資料は読めばわかりますが、厚労省の実態調査なんですけれども、全部で調査した件数は、3万3,339のところこのアンケートを要請して1万6,145の事業者が答えを出してくれたということで、48.4%の資料であります。それで、中を見てもらうと、2枚目の37番のところを見てください。これは、平成26年度は看護、介護職員1人当たりの利用者

数は2.0人となっています。こうした資料をもとに今回の意見書を提案しました。

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

超高齢化社会を迎える中で、介護従事者の人材確保、離職防止対策は喫緊の課題となっています。介護労働者は全産業平均より9万円程度も月額賃金が低く、人材確保が困難となっています。私の友人の息子さんは、4年大学をおりて15年、今37歳ですが給料は24万円とお聞きました。大変な、そして大事な仕事なのに多くの若者が3年でやめていくと言われています。それほど大事な仕事だと思います。介護従事者の処遇改善問題については、政府は処遇改善加算を拡充することで可能と説明しています。しかし、大幅な基本報酬減は事業所経営について大きな打撃を与え、賃金、労働条件の悪化につながり、サービス内容についてもマイナスとなります。さらには、小規模通所介護など零細事業所を中心に撤退、廃業を呼び起こしかねません。地域包括ケアシステムの構築を言いながら、このような介護報酬の引き下げは、地域におけるケアの担い手から基礎体力を奪い脆弱化させるもので、介護崩壊を招きかねないものです。

また、介護職場の労働環境も深刻な状況となっています。介護施設の人員体制は法定で利用者3人に対して介護職1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため職員を加配しています。今の実態調査がそうです。しかし、介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できない厳しい実態が横行しており、法的基準を大幅に引き上げて労働環境の改善を図ることは離職防止を進める上でも重要な課題となっています。

介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なうおそれがあります。したがって、介護従事者の処遇改善や人員配置の引き上げは国の責任で行う必要があります。団塊の世代が75歳になる2025年までには国がしっかり対策をとるように、国に対してこの意見書を提出したいと考え、皆さんの御支持を訴えるものです。

以上です。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第13号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第9 発議第14号 テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書

○議長（森川元晴君）

日程第9、発議第14号、テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対討論から。1番 横田君。

○1番（横田貴次君）

ありがとうございます。

発議第14号、テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

さきの議会におきましても御質問をさせていただきました。本意見書の中に、いろいろとテロと戦争の悪循環、また戦争でテロをなくせなかったなどの文言が使用されております。この戦争という文言の使用については、さきの大東亜戦争を指すのか湾岸戦争を指すのかとか、非常に読み手によっていろいろな価値観も生じるものであるというふうに思います。この辺の文言は正確に書くべきであって、何々戦争というふうに記すべきだと思いますし、相対的にこの意見書を見たときに、我が国日本はこの意見書を提出することなく国際社会と一致団結してテロ撲滅に協力をしているというふうに私は感じておりますので、そのことに対して意見を申し述べるべきでもないというふうに感じておりますので、反対をさせていただきます。

○議長（森川元晴君）

次に、賛成討論はありますか。7番 山本君。

○7番（山本辰見君）

7番 山本です。

私はこの発議第14号、テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書に対しての賛成討論を行います。

今、同僚議員から中身の質問、質問というか提起がありましたけれども、少し触れたいと思います。

2001年の米国によるアフガニスタン報復戦争後、テロが急増し、2003年のイラク戦争は過激組織 I S の台頭の要因になりました。空爆など軍事作戦の強化では問題は解決しません。逆に憎しみの連鎖をつくり出し、テロと戦争の悪循環をつくり出すことになります。前回の意見書の提案の際に幾つかの御質問をいただきましたが、改めて整理して訴えたいと思います。

私たちは国際社会が一致結束してとるべき対策として、次の4点が大事ではないかと考えているところであります。第1に、国連安保理決議に基づきテロ組織への資金提供の遮断、テロリストの国際的移動の阻止、テロリストの武器入手の防止などテロ組織を直接抑える課題であります。第2には、貧困や政治的、宗教的差別などテロの土壌となっている問題をなくしていく努力を行うことであります。第3は、シリアとイラクでの内戦混戦を解決し、平和と安定を図るための政治的、外交的努力を図ることであります。4点目は、難民として苦しんでいる人々の人権を守り抜くための国際的な支援を抜本的に強めることであります。

私は、次の方の発言を本当に大変意義あることではないかと受けとめました。紹介したいと思います。その方は、さきのパリ同時テロで奥さんを殺害されたというジャーナリスト、アントワヌ・レリスという方でございます。そして、この方は実行犯に対して、私は君たちに憎しみの贈り物をあげない、こういうメッセージを発しました。こういうメッセージを述べたことが今、世界に大きな感動を広げております。何よりも大切にしたいことは、憎しみの連鎖を断ち切るための国際社会の一致結束した取り組み、このことが今大事ではないでしょうか。

実は、先日の本会議でも議論になりましたが、テロにかかわっての戦争法の危険について、多くの方から戦争法じゃない、安保法制だという方もありますけれども、あえて日本共産党は戦争法という表現を、多くの国民の方々もそういう発言をしています。また、憲法学者の方たちもそういう表現をしていますから、あえてここで括弧づけをしましたが、この戦争法の危険について、アメリカなどから I S への空爆の協力の要請があったときにこの戦争法によって断れなくなる、こういうことが明らかになりました。ずばり指摘したいと思います。それは、そのことにもし入ることになれば、日本が憎しみの贈り物をすることになります。また、それによって

日本国民をテロの危険にさらすことにもなります。私はそういう道を絶対に許してはならないと考えているところがあります。

改めて美浜の町議会の皆さんに呼びかけます。テロを世界から根絶するために、国際社会の一致した取り組みを求める意見書を国に届けることにより、地方から平和への声を発信しようではありませんか。よろしく御協力いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（森川元晴君）

ほかに討論はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第14号、テロを世界から根絶するために、国際社会の一致結束した取り組みを求める意見書を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森川元晴君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第10 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（森川元晴君）

日程第10、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森川元晴君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 神谷信行君 登壇〕

○町長（神谷信行君）

それでは、改めまして、おはようございます。

平成27年の最後の開催となりましたこの第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げた承認第4号、専決処分事項の報告承認についてを初めとする15議案のいずれにつきましても、慎重審議の上、全議案御承認いただけたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。

さて、ここ数日は海水の温度が下がらずといったエルニーニョ現象により暖かい日が続いておりますけれども、

今週の週末にはまた冬本番の寒気の襲来によりまして朝晩の冷え込みが続くということで、日中の寒さも厳しくなってくるという報道がされております。また、インフルエンザの流行も始まったとお聞きしております。ただでさえ慌ただしい年の瀬ではありますが、健康で前向きに過ごしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。議員の皆様におかれましても、体調管理に御留意の上、この時期を乗り切っていただき、そして皆さんで明るい新年を迎えることができるよう切に願っております。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（森川元晴君）

ありがとうございました。

これにて平成27年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時10分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月15日

美浜町議会

議長 森 川 元 晴

議員 大 崎 卓 夫

議員 野 田 増 男